

令和6年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和6年6月5日

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 内 容 |
|----|-------|----|-------|--|
| 1 | 6月 5日 | 水 | 午前10時 | ○本会議 ・町長招集あいさつ ・専決処分事項報告 質疑 討論 採決 ・議案上程 ○委員会 ・総務産業 |
| 2 | 6月 6日 | 木 | | ○休 会 （一般質問通告午前11時まで） |
| 3 | 6月 7日 | 金 | | ○休 会 |
| 4 | 6月 8日 | 土 | | ○休 会 |
| 5 | 6月 9日 | 日 | | ○休 会 |
| 6 | 6月10日 | 月 | | ○休 会 |
| 7 | 6月11日 | 火 | | ○休 会 |
| 8 | 6月12日 | 水 | | ○休 会 |
| 9 | 6月13日 | 木 | 午前 9時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 10 | 6月14日 | 金 | 午前 9時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 11 | 6月15日 | 土 | | ○休 会 |
| 12 | 6月16日 | 日 | | ○休 会 |
| 13 | 6月17日 | 月 | 午前 9時 | ○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教） |
| 14 | 6月18日 | 火 | | ○休 会 |
| 15 | 6月19日 | 水 | 午前10時 | ○本会議 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決 |

付議事件及び審議結果

6月5日上程

| | | | |
|--------|--|-------|----|
| 専決第 2号 | 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 3号 | 坂城町税条例の一部を改正する条例について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 4号 | 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 5号 | 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 6号 | 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 7号 | 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について | 6月 5日 | 承認 |
| 専決第 8号 | 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について | 6月 5日 | 承認 |
| 議案第41号 | 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第42号 | 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第43号 | 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第44号 | 町道路線の廃止について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第45号 | 町道路線の認定について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第46号 | 町道路線の変更について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第47号 | 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について | 6月19日 | 可決 |
| 議案第48号 | 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 6月19日 | 可決 |

6月19日上程

| | | | |
|--------|----------------------|-------|----|
| 発議第 2号 | 地方自治法改正案に反対する意見書について | 6月19日 | 可決 |
|--------|----------------------|-------|----|

令和6年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月5日(水)

| | |
|----------------------------|----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議録署名議員の指名 | 2 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○町長招集あいさつ | 3 |
| ○報告第2号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| ○議案第41号～議案第48号の上程、提案理由の説明 | 14 |

第2日 6月13日(木)

| | |
|---------------|----|
| ○議事日程 | 18 |
| ○一般質問 中嶋 登 議員 | 18 |
| 大日向進也 議員 | 28 |
| 朝倉 国勝 議員 | 39 |
| 水出 康成 議員 | 50 |

第3日 6月14日(金)

| | |
|----------------|----|
| ○議事日程 | 66 |
| ○一般質問 玉川 清史 議員 | 66 |
| 祢津 明子 議員 | 78 |
| 大森 茂彦 議員 | 89 |

第4日 6月17日(月)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 104 |
| ○一般質問 宮入 健誠 議員 | 104 |
| 中村 忠靖 議員 | 116 |

第5日 6月19日(水)

| | |
|-------------------------|-----|
| ○議事日程 | 128 |
| ○議案第41号～議案第48号の質疑、討論、採決 | 128 |
| ○追加議案上程、趣旨説明 | 129 |

| | |
|---------------------|-----|
| ○発議第2号の質疑、討論、採決 | 130 |
| ○閉会中の委員会継続審査申し出について | 131 |
| ○町長閉会あいさつ | 131 |

令和6年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月5日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 中 嶋 登 君 | 10 〃 | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃 | 塚 田 舞 君 | 11 〃 | 柁 津 明 子 君 |
| 5 〃 | 水 出 康 成 君 | 12 〃 | 大日向 進 也 君 |
| 6 〃 | 宮 入 健 誠 君 | 13 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 〃 | 中 村 忠 靖 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 〃 | 星 哲 夫 君 | | |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 10番議員 山城峻一君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 宮 原 卓 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 橋 本 直 紀 君 |
9. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 4 1 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 2 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 3 号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 4 号 町道路線の廃止について
- 第 10 議案第 4 5 号 町道路線の認定について
- 第 11 議案第 4 6 号 町道路線の変更について
- 第 12 議案第 4 7 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 13 議案第 4 8 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、10 番山城峻一議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第 127 条の規定により、3 番 塚田 舞議員、5 番 水出康成議員、

6番 宮入健誠議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日6日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和6年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、本年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」から5か月余りが経過しましたが、一昨日の3日早朝に発生した能登地方を震源とする地震では、輪島市と珠洲市で震度5強、能登町で震度5弱を観測するなど、いまだに警戒と不安が続いています。

国の非常災害対策本部が取りまとめました6月4日現在の被害状況の報告によりますと、人的被害としましては、亡くなられた方は石川県で260人となっておりますが、災害関連死の認定により死亡者数は増えており、今後も認定状況によってはさらに増加することが予想されます。このほか、行方不明者は石川県で3人、負傷者は1府7県で1,316人、また、住家の被害としましては、石川県、富山県、新潟県を中心に全壊が8,424棟、半壊が2万461棟、一部破損が長野県の18棟を含む9万6,826棟となっており、改めて被害の甚大さを感じているところであります。

こうした状況の中、町でもこれまでに、町内企業や町民の皆様のご協力をいただきながら、支援物資の提供やボランティアによる復旧支援を行ったほか、県と市町村による合同支援チーム「チームながの」として職員派遣を行ってきたところであります。こうした全国各地からの官民挙げての人的、物的支援の取組により復旧の動きが進んできており、一部で断水や通行止

めが解消されていない地域はありますが、被災自治体との調整により、「チームながの」による支援につきましては、5月末で終了となったところであります。

しかしながら、石川県内では、6月4日現在、224の避難所で2,854の方がいまだに避難生活を送っている状況であります。インフラの復旧とともに、被災された方々の一日も早い生活の再建がなされるよう願うところであり、役場内福祉健康課及び町社会福祉協議会の窓口におきまして、引き続き被災された方々を支援するための災害義援金の受付を行っておりますので、改めて町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、去る4月24日、日本製鉄株式会社名誉会長の三村明夫氏を議長とする民間組織“人口戦略会議”が2050年までに全国で744の自治体が消滅する可能性があるとのリストを公表しました。公表されたリストによりますと、県内でも当町を含む26市町村が消滅可能性自治体とされておりますが、この消滅の可能性については、2020年から2050年の間に20歳から39歳の女性人口の減少率が50%以上になるという一面的な推計のみで定義されており、これにより特定の自治体を一方的に「消滅可能性自治体」としたことには、大きな疑問を感じるとともに、大変残念な思いであります。

全国町村会では、このリストの公表を受けて、地域の努力や取組に水を差すものであり、推計に示される事態となった大きな要因は、東京圏への一極集中と少子化という一自治体だけで抜本的な改善を図れるものでないことや、今回の公表により一部の地方の問題であるかのように矮小化してはならないことを指摘した上で、国として抜本的な対策を講じていく必要があること、また、自治体の取組に対し、今後一層強力な支援をなすべきであるとする会長のコメントを発出いたしました。

各自治体では、人口減少を受け入れつつも、持続可能で安心して暮らせる地域を目指して努力しており、当町といたしましても、人口ビジョンにおける町の人口の将来展望を実現するため「第6次長期総合計画」や「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、引き続き地に足を着け、住みやすい町、住み続けたい町となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

そうした中、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、まちづくりの視点の一つとしております「人の流れ」をつくる事業として、魅力発信による町への愛着の醸成と、交流人口や関係人口の創出にもつながる「第19回ばら祭り」を、5月25日から今月9日までの日程で開催しております。

今年は、天候や気温が不安定な中、開花状況を心配しておりましたが、初日である5月25日にはほぼ満開となり、ご来賓の皆様をお招きする中、すがすがしい晴天の下で開祭式が執り行われたところであります。また、昨年好評でありました、園内撮影スポットを増設するとともに、販売会場では、キッチンカーを含めた出店者の増加に加え、より魅力的な各種イベ

ントも企画する中、町内外から連日大変多くの皆様にお越しをいただいております。残念ながら激しい雨により先月28日は中止としましたが、昨日4日までに約1万9千人が来園され、見頃が続く様々なバラの香りや彩りを堪能していただいております。ばら祭りは、この後9日の日曜日まで開催しておりますので、大勢の皆様にご来園いただき、鮮やかに咲き誇るバラの花々をお楽しみいただきたいと思いますと思っております。

また、「くらし」を視点とした取組といたしまして、保健センターでは、健康で生涯いきいきと暮らせる環境づくりに向け、各種検診や予防接種、健康教室など、健康づくりの推進に努めており、町の国民健康保険に加入されている方には、生活習慣病の予防等のための特定健診及び特定保健指導を実施しております。

特定健診・特定保健指導につきましては、各医療保険者において、40歳から74歳の加入者に実施するもので、過日公表されました令和4年度の保険者ごとの実施状況では、当町の特定保健指導実施率が、県内市町村国保の町の中では1位となる過去最高の94.8%となりました。さらに、この実施率は、全国の町の中でも上位10位以内に入る高いものであり、この結果が評価され、5月10日に厚生労働大臣から積極的な取組に対する感謝のメッセージをいただいたところで、今後も保健事業の推進により、町民の皆様の健康の保持・増進に努めてまいります。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、1～3月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス1.6%と、前期からは縮小したものの、足元の個人消費とともに堅調に推移しており、今後、景気の拡大は幾分鈍化する見通しながら、成長率は2%前後の水準を維持するものと予想されております。

また、ヨーロッパにおきましても、主要国のドイツにおける成長率が大きく落ち込んだ前期からプラスに転じ、英国の景気も底打ちの兆しが見られるなど、ユーロ圏全体の1～3月期の実質GDPは前期比年率プラス1.3%と3期ぶりのプラス成長に転化し、先行きも消費主導で持ち直す見通しであります。

一方、中国におきましては、外需の改善やコロナ禍明けに伴う春節需要の復活による個人消費の拡大など、景気の持ち直しが見られたものの、今後は消費マインドの低迷や不動産不況の持続が重しとなり、4～6月以降の成長率は低下する見通しとなっております。

また、歴史的な円安が続く中、日本総研によるドル円相場の見通しでは、日銀の緩和的な金融政策や、アメリカでのインフレ長期化への懸念が根強いことから、当面はドル高値圏でもみ合う見込みながら、アメリカの中央銀行にあたるFRB、連邦準備制度理事会が利下げを開始すると見られる今年の後半以降は、ドル安・円高基調が明確化する見通しとしております。

こうした中、国内の状況であります。内閣府による5月の「月例経済報告」では、「景気はこのところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」としており、先行きにつきまし

では、「雇用・所得環境の改善で、緩やかな回復が続くことが期待される一方、海外景気の下振れや物価上昇、中東情勢、金融資本市場の変動等への注意と、能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が5月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費、公共投資については緩やかに増加し、設備投資も堅調に推移している一方で、生産については弱めの動きとなっており、総論として「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直している。」としております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1～3月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業が11社から6社に、また、売上げについても10社から7社に減少するなど、原材料価格の高騰による製造原価の上昇など、厳しい状況がうかがえる結果となっております。

雇用につきましては、1～3月の実績が、総計でマイナス16人と、前回調査から減少しておりますが、本年4月には128人が新卒採用となっており、来春、令和7年4月の雇用につきましても、9社が増員予定で、7社が減員分の補充等を予定するなど、全体では38人の増員予定と、人材確保につきましては積極的な姿勢がうかがえる状況となっております。

円安局面が長引き、企業活動への影響が懸念されるところでありますが、国内外の経済動向を注視しつつ、今後の町内企業のさらなる発展に期待するところであります。

さて、社会のグローバル化がますます進み、こうした経済活動をはじめとして、様々な場面で国際感覚を持った人材の育成が大変重要になる中、町では、昨年度末の3月23日から28日にかけてのアメリカ合衆国サンフランシスコ・シリコンバレーへの中学生海外派遣事業、また、3月24日から28日にかけての高校生タイ国研修事業を実施し、中学生8名と高校生8名がそれぞれの研修に参加いたしました。

先月23日には、高校生タイ国研修事業の報告会が行われ、参加した高校生からは一様に、町内企業が海外で活躍していることへの驚きや、英語の大切さを感じたことなどの報告がありました。中学生には、秋の大峰祭で報告発表をしていただく予定ですが、多感な時期にある中学生・高校生が海外に赴き、異国の人や言葉、文化などを直接肌で感じられたことは、これからの人生を歩む上で大変貴重な体験になったものと考えております。

次に、新年度に入りまして取組を進めている主な事業について申し上げます。

新複合施設建設事業につきましては、昨年度策定しました「基本構想・基本計画」を基に、今年度は基本設計及びボーリング調査を実施することとしており、基本設計につきましては、7月中を目途に、設計業者からの提案によるプロポーザル方式での業者選定を行うよう準備を進めているところであります。

また、建設委員会の体制につきましても、新たに若干名の公募委員を加えることとし、現在、

委員の募集を行っているところであります。

事業もいよいよ設計段階に入り、施設建設もより具体的な姿が見えてまいります。少子高齢化対策の拠点として、また多様な人が集い新たな交流を創出する場として、基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所となると共に、人がつながり、笑顔につながるwell-beingの実現空間」となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

続いて、人口減少や少子高齢化により社会構造が変化する中、デジタル技術の活用が不可欠になっており、国が目指す「デジタル社会の実現」に向け、デジタル技術やデータを活用することで「住民の利便性向上」を図り、業務の効率化により「人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく」ことが求められているところであります。

こうしたことに対応するため、当町でも、今年度から企画政策課内に「DX推進室」を新たに設け、国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」を踏まえた取組を進めてまいりたいと考えております。今年度は、「公共施設予約システム」、「書かない窓口」、「観光・文化財マップのデジタル化」の3事業が国の交付金対象事業として採択されており、今後も、地域課題の解決や魅力向上の実現に向け、デジタル技術を活用した町の活性化と、行政サービスの高度化・効率化を推進するため、各分野におけるデジタル実装を進めてまいりたいと考えております。

先週5月30日、第一次世界大戦終結後のロシア革命の混乱の中、シベリアに残された多数のポーランド孤児たちを日本が救出してから100年が経過した節目の事業の一環として、シベリア孤児記念小学校があるポーランド・ツェレスティヌフ郡のヴィトルト・クファトコフスキ郡長など8名の皆さんが来日され、短時間ではありましたが、東京でお会いする機会をいただきました。ツェレスティヌフ郡とは、今年の秋に町及び町議会、町国際交流協会の代表者によりポーランドを訪問し、「フレンドシップ協定」を締結する予定としており、協定の締結に向け有意義な話し合いを行うことができました。今後も様々な交流を通じて友好関係の促進と理解を深め、相互の発展につなげてまいりたいと考えております。

さて、水道事業の広域化につきましては、これまで県企業局と長野市、上田市、千曲市及び当町による広域化研究会において、情報共有を図りながら検討を進めてまいりましたが、本年4月8日に、県公営企業管理者、長野市、上田市、千曲市の各市長及び私の5名を構成員とする「上田長野地域水道事業広域化協議会」が設立されました。

第1回協議会におきましては、会長に荻原長野市長、副会長に土屋上田市長が選出されるとともに、各団体からの派遣職員11名により事務局が設置され、相互の連携強化と広域化に係る議論を深める中で、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

さて、中心市街地街並み整備事業につきましては、昨年度、鉄の展示館北側土地の既存建物の解体と竹木の伐採等を行い、敷地の一部を駐車場として整備したところでありますが、今年

度も今月から敷地の竹木の抜根、西側ブロック塀の基礎撤去及び敷地内の整備を7月末までの予定で実施してまいります。

また、中心市街地コミュニティセンターにつきましても、老朽化した空調設備の更新工事を今月中旬から9月末までの予定で実施することに伴い、施設を休館する期間が必要となります。ご利用いただいている皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、葛尾組合において進めております新リサイクルセンター建設事業につきましては、4月2日の葛尾組合議会臨時会におきまして、今年度から令和8年度までを工期とする建設工事請負契約の締結について、お認めをいただいたところであります。現在、請負業者と工事の進め方や工程など、詳細について打合せを重ねているところでありますが、令和6年度から7年度にかけては、焼却施設の解体を進めると同時に、新施設の基本設計及び実施設計を行うこととしており、去る5月25日には中之条地区で、工事の進め方などについての地元説明会を開催したところであります。町といたしましても、引き続きごみの排出量の削減や分別の徹底によるごみの減量化に努めるとともに、葛尾組合及び千曲市と連携しながら、資源循環の推進に向け、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

次に、昨年12月より工事を進めておりましたJAながのちくま果実流通センターの改修工事が3月に完成いたしました。集出荷作業の効率化及び大型ロットでの販売を行っていくため、国と坂城町、千曲市が補助を行い、老朽化した施設の改修及び最新式の選果機への更新を行ったもので、この7月から地域で生産されたリンゴ、桃、ネクタリンが全国各地への出荷に加え、海外にも輸出されるとお聞きしており、今後の生産拡大に期待するところであります。

続きまして、松くい虫被害対策につきましては、引き続き、松枯れ被害が発生していることから、伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。地形が急峻な葛尾城跡風致地区と自在山風致地区につきましては、4月17日に住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月19日に空中散布の実施を予定しております。また、苧屋原地区におきましては、同日及び7月10日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く、有人では散布できない急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

さて、消防団ポンプ操法大会につきましては、消防団活動の合理化と団員の負担軽減のため、埴科消防協会の決定により、今年度から埴科ポンプ操法大会の出場チーム数に上限を設けず、出場を希望すれば参加できることとなりました。このため、町ポンプ操法大会は行わないことになりましたが、今年度の埴科ポンプ操法大会への町消防団の出場希望はなく、県大会には千曲市消防団から出場することとなりました。また、ラップ分団につきましては、市町の輪番制により、出場を希望する場合は県大会に出場することといたしましたが、今年度は出場希望が

なく、埴科からの出場はしないこととなりました。町消防団におきましては、より実践に即した訓練を行うこととし、先日もポンプ操法講習会及びロープ結索訓練を実施したところであり、今月には、各分団が消防本部へ出向き、ポンプ操作訓練を指導していただく予定であります。

去る5月26日には、ワイン文化の浸透と定着に向け、坂城駅前多目的広場を会場として、町内外12のワイナリーと20を超える飲食店が出店し、「坂城駅前葡萄酒祭2024」が開催されました。当日は天候にも恵まれ、前日から始まったばら祭りとの相乗効果もあり、約2,600人の方にご来場いただき、大盛況の一日となりました。

会場では、「さかきハッピーグラス」の演奏のほか、町出身のサクソフォン奏者やピアニストによるコンサートもあり、来場された皆さんは、心地よい音楽が奏でられる中、お好みのワインや食事を楽しまれていました。今後も、こうしたイベントを通じてワイン文化の推進を図ってまいりたいと考えております。

このほか、新年度に入ってから、様々な行事やイベントが実施されております。

4月21日には、坂城ライオンズクラブと共催で、第25回千曲川クリーンキャンペーンを実施いたしました。今年は、コロナ禍前の状態に戻し、会場を埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠マレットゴルフ場付近の3か所とし、町民の皆様にも参加を呼びかける中、3会場で200名を超える方にご参加いただいたところで、清掃活動により可燃ごみ270キロ、不燃ごみ55キロ、粗大ごみ275キロが回収されました。町のシンボルでもある千曲川を後世に残すためにも、引き続き美しい景観の保全に努めてまいります。

また、5月12日には坂城ライオンズクラブが主催し、町が共催する「第2回さかきっずフェスタ」が、5年ぶりに会場となったびんぐしの里公園で開催され、大勢の子どもさんやそのご家族など約1千人の来場者でにぎわいました。今回は町内企業の皆様にもご協力いただき、建機の試乗体験やブース展示などが行われたほか、ステージ発表やワークショップ、模擬店など多くの催しが行われ、子どもたちに貴重な体験や学びの機会を提供することができたものと考えております。

また、5月18日には、「春のスポーツ大会」が開催され、14分館28チーム、約300人の皆さんがソフトボールとビーチボールに参加し、5月の爽やか陽気の中、スポーツに汗を流しました。今年度は、夏と秋にもスポーツ大会を開催する予定としておりますので、多くの皆さんがスポーツに親しみ、親睦と融和を深める機会にさせていただければと考えております。

また、6月1日には、町内3小学校で運動会が開催されました。今年度の運動会は、3小学校とも開校150周年記念となることに合わせ、「150周年記念運動会」と銘打ち、南条小学校では校歌ダンス、村上小学校では高学年の鼓笛隊による入場行進や全校綱引きが復活し、坂城小学校では保護者も参加して世代を超えてつなぐ大玉送りの実施など、各校工夫を凝らし

て記念ムードを盛り上げていました。今後、各小学校におきましては、実行委員会等を中心に150周年記念事業を進める予定となっておりますので、引き続き、地域関係者の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

なお、5月31日に予定しておりました「坂城町植樹祭」につきましては、雨天によりやむなく中止としたところではありますが、今後も様々な事業を通じ、豊かな町土の基盤である森林や緑に対する感謝の心を醸成するための活動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

昨年1月に閣議決定されました、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和し、可処分所得を直接的に下支えする一時的な措置として、所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円の定額減税が実施されることとされ、個人住民税所得割額につきましては、給与からの特別徴収の方は今月6月分を徴収せず、定額減税後の年税額を7月分から11回に分けて納付していただくほか、普通徴収の方は6月分から、公的年金等からの特別徴収の方は10月分から、減税分を控除いたします。

また、所得税及び個人住民税のそれぞれの税額から減税がし切れない方に対しましては、「定額減税調整給付金」として、市町村において差額分を支給することとなり、当町では、支給対象を2,500件と見込み、給付費及び事務費についての所要の予算を計上したところであります。

同じく、国の経済対策として昨年度も実施されました、低所得世帯及び低所得の子育て世帯への支援といたしまして、今年度は、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみの課税となる世帯に対し、「物価高騰対応重点支援給付金」として1世帯当たり10万円の給付と、そのうち18歳以下の児童を扶養する世帯には、「子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金」として児童1人当たり5万円の加算給付が行われることとなり、町でも、それぞれ450世帯と児童100人を見込み、各事業に対する予算を計上しております。

なお、これら一連の給付事業につきましては、国の「物価高騰対応重点支援交付金」により経費の全額が財源として措置されるものであります。

また、鉄の展示館におきまして、今年の秋の開催を目指し、関係者等と調整を進めておりました能装束展について、展示品や催しなどの内容がおおむね固まったことから、所要の事業経費を計上いたしました。世界的な能装束研究家の山口憲さんが所長を務めておられる「山口能装束研究所」が所蔵する能装束や能面、帯、絵巻や書籍を多数展示し、9月21日から11月24日にかけて「坂城に華ひらく能装束」と題し、特別展を開催いたします。会中には、山口さんによる展示品の解説や、装束の着付け、町特命大使の松木千俊さんをお招きしての仕舞の実演などのイベントの日も設ける予定であります。能装束に込められた技術や伝統など、日

本の伝統文化である能の精神を知っていただく大変よい機会でありますので、大勢の皆様にご来館いただけるようPRを行ってまいりたいと考えております。

そのほか、県の地域発元気づくり支援金を活用しての林道籠岩線の整備に係る原材料費や、市町村振興協会の地域活動助成金を活用しての消防団第5分団の小型ポンプ更新費用等につきまして計上してございます。

以上、令和6年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げました。今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が7件、条例の一部改正が3件、町道の廃止が1件、認定が1件、変更が1件、一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計補正予算の計15件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（滝沢君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度坂城町一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書及び地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度坂城町一般会計予算に係る事故繰越し繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和6年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（滝沢君） 日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、承認の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第2号から第8号まで順次ご説明申し上げます。

まず、専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

改正の主な内容といたしましては、損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改正したものであります。

次に、専決第3号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和6年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、個人町民税につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行う定額減税について、規定の整備をしたものであります。

次に、固定資産税につきましては、土地に係る固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長し、また、木竹由来または農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスで発電する、特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例を新設したものであります。

次に、専決第4号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、令和6年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を24万円に引き上げるとともに、低所得者の負担軽減に係る軽減判定所得について、5割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乘すべき金額を29万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乘すべき金額を54万5千円に、それぞれ引き上げたものであります。

専決第5号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本件は、地方譲与税、特別交付税等の確定、また町民税の最終見込み等により、専決処分をいたしたもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,918万円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億8,496万2千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税4,552万1千円、地方譲与税960万1千円、地方交付税4,556万6千円を増額し、国庫支出金7,540万円、県支出金2,231万円、財政調整基金等の繰入金6,945万5千円、町債3,670万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保健福祉等複合施設整備基金への積立金2億1千万円、森林づくり基金への積立金332万9千円をそれぞれ増額し、文化センター管理一般経費4,596万7千円、橋梁修繕事業2,915万9千円、介護・訓練等給付事業1,954万4千円、新型コロナウイルス予防接種事業1,821万8千円をそれぞれ減額したほか、各事

業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

次に、専決第6号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,345万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億5,750万7千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税45万1千円、県支出金9,100万6千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費8,575万7千円、保健事業費582万7千円を減額したものであります。

次に、専決第7号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,094万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億6,490万6千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金1,620万7千円、支払基金交付金2,760万1千円、基金繰入金2,124万5千円をそれぞれ減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金861万3千円、予備費338万円を増額し、保険給付費8,826万9千円を減額したものであります。

最後に、専決第8号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ596万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,040万5千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料536万2千円を減額し、歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金535万8千円を減額したものであります。

以上、専決処分事項について、ご報告いたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第3号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第4号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第5号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第6号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第7号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第8号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

議長（滝沢君） 次に、日程第6「議案第41号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第13「議案第48号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」までの8件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第41号から議案第48号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第41号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正などにより、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、本条例で引用する認定こども園法の一部が改正されたことに伴う項ずれを改めるとともに、その他文言の整理を行うものであります。

議案第42号「坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業所等のうち、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における、3歳児及び4、5歳児の職員配置基準を改正するものであります。

議案第43号「坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地域包括支援センターの職員配置について、本条例で引用する介護保険法施行規則が改正されたことに伴う項ずれを改めるものであります。

議案第44号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、1件の町道路線の廃止に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴う町道の付け替えにより、町道0243号線を廃止するものであります。

議案第45号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、4件の町道路線の認定に係るものであります。内容といたしましては、県道坂城インター線延伸に伴い、町道0239-1号線を、宅地造成が進んだ大字中之条字上町地区の公衆用道路用地を、町道0273-2号線として、大字南条字百々目利地区の宅地造成に伴い、寄附を受けた用地を、町道0338号線として、大字坂城字大宮地区の赤線の用途廃止に伴い町道0667号線を、それぞれ新たに認定するものであります。

議案第46号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、3件の町道路線の変更に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴い、町道0239号線、町道0247号線及び町道0285号線の終点を、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第47号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,583万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を70億583万6千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金として物価高騰対応重点支援交付金1億

7, 076万4千円、財政調整基金などからの繰入金1, 769万9千円、町債、緊急自然災害防止対策事業債であります。200万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、国の低所得者支援及び定額減税と併せて実施される給付事業として、物価高騰対応重点支援給付事業4, 622万7千円、子育て世帯物価高騰対応重点支援給付事業510万円、定額減税調整給付事業1億1, 943万7千円、その他といたしまして鉄の展示館で開催の「坂城に華ひらく能装束展」に係る経費650万9千円、小型動力ポンプ更新等、消防施設に係る経費253万円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第48号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億5, 641万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金166万8千円、一般会計繰入金28万8千円を増額し、歳出の内容につきましては、本年12月2日以降、健康保険証の新規交付・再発行が終了し、従来の保険証から保険証利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする国の法改正に伴うシステム改修等の経費について、総務費195万6千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日6日から6月12日までの7日間は、議案調査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日から6月12日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月13日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時18分）

6月13日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 工業用地についてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (2) 町のDX推進についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 農業振興についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) 交通体系の整備についてほか | 水 出 康 成 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、2番 中嶋 登議員の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。久々のトップバッターであります。アメリカで大活躍している大谷選手に負けずに大ホームランを打っていく所存であります。

この間、突然、元町議の柳沢君が訪ねてきて、先輩、大人からのあいさつ運動が100回を迎えるので、ぜひ来てほしいと言われました。また、同僚議員であります水出議員は、坂城小学校、山城議員と星議員は村上小学校に行っているとのことでありました。私もばら祭りも終わったので、6月12日、朝7時40分、南条小学校へ行ってまいりました。

NHKの取材などが来ており、二十数名の大人の皆様が子どもたちに大きな声で「おはようございます」と声がけをしておりました。子どもたちも大きな声で「おはようございます」と返しておりました。

今思えば、平成29年の3月議会での冒頭の私の言葉を思い出しました。復習とは言いませ

んが、報告をいたしておきたいと思います。こんなことを当時書いておりました。

「せんだって、役場庁舎内の各課に挨拶標語が掲げられました。（中略）チャレンジSAKAKIにおいては、あいさつ運動の推進ということでもあり、県のホームページを見ると信州あいさつ運動の中で、トップページに阿部知事のメッセージが出ております。（中略）「長野県は『しあわせ信州』を掲げ、全ての県民の確かな暮らしの実現を目指しています。しあわせのイメージは様々ですが、誰しも自分の存在が認められ、居場所や出番が実感できることがしあわせの原点です。あいさつはお互いの存在を認め合う第一歩です。子供も大人も、お互いに良いあいさつを大切にしたいですね。」とのメッセージであり、知事みずから推奨されておるようでございます。

そして、信州あいさつ運動とは、大人が子供に挨拶をすることで子供を元気づけ、地域ぐるみで子供の育ちを応援する運動であるようです。また、この取り組みの考え方としては、（中略）大人が挨拶をしなくなり、子供への声かけ事件等の影響もあり、子供も挨拶をしなくなっている。（１）といたしまして、無理せずに、できる地域で、できる人で、できるやり方で運動を展開するということでもあります。（２）といたしましては、まずは家庭から、まずは大人から子供へ挨拶をする。初めは子供が挨拶を返してくれないかもしれませんが、挨拶をし続けることで、きっと子供も挨拶をしてくれるようになるでしょう。このようなことが我が長野県のホームページに書かれておりました。

坂城町のあいさつ運動は、皆様ご存じのように同僚議員である柳沢君が頑張っておられますが、私も有線放送よりスケジュールが流れるたびに気にはなっておりました。そこで私も柳沢君に実情を聞きたいと話をする、見に来てほしいと、そう言われたので、それじゃあということで実際、現場に行ってみりました。朝の7時40分から8時まで20分間でありました。3小学校ともに20人前後の方が校門前に集まっておられました。みんな知っている人たちで私もびっくりしました。もっとも代表の三井さんはもと町の公民館長でありました。そしてまた、民生委員の会長さんであるとか、社協の会長さん、ライオンズクラブの皆様方、それから婦人会、老人クラブの方、安協の方、青少年を育む町民会議の方であるとか、各種団体、町の多くの団体の皆様、（中略）企業は（株）都筑製作所、（株）栗林製作所、（株）竹内製作所、KYB-Y S（株）、北信ヤクルト販売（株）など、これまた多くの皆様がお参集をしておるとのことでありました。

（中略）私もたすきをお借りいたしまして、参加をさせていただきました。6年生から1年生まで、五、六人のグループで登校してきまして、「おはようございます」と言うと、大人よりも大きな声で「おはようございます」が返ってくるとともに、何と6年生から1年生全員の小学生が応えてくれました。私は思わず「行ってらっしゃい」もつけ加えました。

そして、また後日、坂城中学校におきましては、平成17年度、生徒会が決めた新アタリマ

エ憲章第1項の明るい挨拶を伝統として実践しておりましたので、校門前に生徒会の生徒と一緒に大勢でにぎやかに「おはようございます」と言うとともに、若い子供や生徒たちからの「おはようございます」で、20分間という短い時間ではありましたが、こちらのほうが元気をもらってまいりました。すがすがしい朝の報告をさせていただきました。」

これが先ほども申し上げましたが、7年前の一般質問の私の冒頭の挨拶でありました。これからも大人からのあいさつ運動200回目を目指して頑張ってもらいたいとは思っています。

前置きが長くなりましたが、一般質問に入ります。

1. 工業用地について

イ. 特区申請の考えは

工業用地取得の一般質問は、中沢町政の頃から十数回にわたってこの場所で私は行っております。坂城町は、言うまでもなく工業の町でもあります。会社が大きくなったらすぐに工業用地が取得できるよう、私は少なくとも町は2ヘクタールぐらいいつも持っているべきであると申し上げておりました。町もその私の質問に対して、ずっと実践を町長にさせていただいておりました。

しかしながら、このたび法改正があり、町が工業用地を取得しておくことができなくなったようであります。こんなときこそ、工業用地の確保のために特区申請をすべきと思うが、町のお考えをお尋ねいたします。

ロ. 今後の町の考えは

今後、企業より工業用地取得の相談があった場合、町はどのように関わっていくのかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

商工農林課長（北村君） 工業用地のご質問について、イの特区申請の考えはから順次お答えいたします。

坂城町は、機械・金属加工、プラスチック、電子、医療機器関係などと多岐にわたる業種が集積し、高い技術力に裏づけられた高品質な製品を製造する「ものづくりのまち」として発展を遂げ、そのような背景の中、町では企業の新規の事業展開、事業拡大に伴う工業用地に関するニーズを捉えながら、工業団地の整備を進め、生産拡大の支援を行ってきたところでございます。

町の工業団地につきましては、平成2年に、しなの鉄道テクノさかき駅に隣接するテクノさかき工業団地に21区画、17年に坂城インターチェンジに隣接する坂城インター工業団地に4区画、22年には国道18号田町の信号東側に前田工業団地1区画、令和4年にテクノさかき工業団地に新たに2区画を整備してまいりました。

町内企業の業務拡大や新たな企業誘致を行う上で、工場用地の確保は大変重要である一方、

今後の工業団地の整備につきましては、町内でまとまった面積が取れる土地の多くが、現在農地として利用されていることから、農業振興に関する施策や法令等との関係により、これまでの整備手法で対応することは難しい状況となっております。

工業用地の確保のための農用地区域からの除外について県に確認いたしましたところ、優良農地を確保し、持続可能な農業の発展へとつなげていく農業振興地域の整備に関する法律の趣旨から、具体的な企業の用地利用計画がない段階で、将来的な工場用地の需要を見越しての除外はできないとの回答があり、こうしたことから、工業用地を事前に整備しておくことは難しいものと考えております。

次に、町が工業用地を確保する手段として、特区申請の考えはあるかのご質問にお答えいたします。

いくつかある特区制度の中で、法的な規制を緩和して事業の実施を行うことのできる制度として、構造改革特区制度があります。

この制度は、構造改革特別区域法に基づき、特別区域を設定し、規制の特例措置を適用することで、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図ることを目的に平成14年に創設されました。

平成27年には、この制度により坂城町を含む8市町村で広域のワイン特区「千曲川ワインバレー（東地区）特区」の認定を受け、酒税法の最低製造数量が6千リットルから2千リットルに緩和されたことにより、特区内の小規模ワイナリーの誕生が加速したところであります。

この構造改革特区制度を活用するためには、特定事業一覧の中にある、活用したい特例措置について、特区計画を作成し、国の認定を受ける必要がありますが、工業用の用地確保のために、農振法をはじめとする各種法令の適用を除外するというような内容の特定事業はなく、現状では構造改革特区制度を活用した事前の工業用地の確保は難しいと考えております。

次に、ロの今後の町の考えはとして、企業から工業用地取得の相談があった場合の町の関わり方についてお答えいたします。

企業が新規に事業を興す、あるいは事業規模を拡大することは、町にとりましても、新たな雇用の創出、地域経済の活性化、町内企業との取引機会の増加、また移住・定住の促進につながるなど多くの好影響をもたらすものと考えておりますので、工業用地の取得の相談があった際は、ニーズに応えられるよう必要な協力をしてまいりたいと考えております。

具体的な方法といたしましては、民間と行政が連携し、それぞれの役割を持って事業を進めるという方法があり、県内の自治体においても、千曲市の雨宮産業団地造成事業、八幡東産業団地造成事業、長野市の大豆島地区産業用地立地開発事業などで自治体と民間事業者が連携しての開発が実施あるいは計画されております。

町では、昨年7月に、工業用地開発のコンサルタント事業者と「テクノさかき産業用地開発

事業における官民連携に関する協定」を締結し、開発に向けた連携を行っています。

この開発計画は、町内企業からの新たな工業用地取得のニーズに基づくもので、町とコンサルタント事業者と協議を重ね、開発エリアの決定、工業用地整備の工程スケジュールの調整などを行ってまいりました。今後も引き続き、農業振興地域農用地区域からの除外、農地転用許可等の各種手続の進め方についての助言など、開発計画が円滑に進むよう支援していく予定としております。

民間活力を活用する開発では、町による開発と比較して、事業着手から操業するまでの期間の短縮が図られるなどのメリットがあり、今後、企業から新たな工業用地の確保の相談があった際には、民間活用の方法も含め、企業のニーズに応えられる方法で対応してまいりたいと考えております。

2番（中嶋君） ただいま、課長に懇切丁寧なるご答弁をいただきました。私も先ほど申し上げましたようにトップバッターということで、まさか北村課長に、課長となってですね、私にご答弁なんていうようなことで、彼は考えておったかどうかわかりませんが、私は逆に立派な課長になっていただくためにエールを送るつもりで、課長に質問をというふうになったことありますので、その辺のところは、よろしくひとつお願いをしておきたいと思います。

今、北村課長にはですね、先ほど私も申しましたが、もう町で工業用地の確保はできないんだということをご丁寧に説明をいただいたわけです。ですから、これはまたね、町長にお願いをしておきたい。いろいろ課長からご答弁がりましたが、ここで私も先ほども言いましたように、工業用地が売れば、もうそのたんび早くやれ、早くやれと町長にお願いしたり、その前は中沢町長にも何をやっているんだと。早くすぐ工業用地を造っていかなきゃ駄目じゃないかと。

一番のルーツはですね、私に言わせれば、当時、日置電機、あのでっかい会社がですね、上田へ行っちゃった。こんなことがあってからですね、私は余計この場でですね、坂城町からせっかく大きくなった会社、そういう会社をよそへ持っていかれては駄目だよと。そのためにはどうするんだと言ったら、うちも仕事がたくさん増えてきて、もう1ライン、2ライン欲しいんだと。そのときに工場の社長連中に私が話を聞いてみますと、すぐ欲しいんですよね。それが3年も4年も5年もたってからじゃあ、もうぼけちまって、仕事ができなくなったらどうなるんだなんていうようなお話もありまして、ここで何度もそういうことで町へお願いをしたり、土地開発公社絡みを使ってですね、町で一生懸命努力をしていただいて、最終的には町長がおっしゃられた。私が2ヘクタールかと言ったら、私は4ヘクタールやります、団地を造るよと。もうあれも見事に町長、売れました。おかげさまで。それで私は心配したんです。もうないですよ。町で持っているのが。それで、こんな一般質問になったわけでありまして。

この質問は、もう私は今回限りでこの場所ではできないと思っております。でありますから、

今、課長が言われた特区はちょっと難しいぞと。ワインのときのお話まで出ましたが、そういう部分もありましたので、それではどういう状況かということ、民民の中でやっていくしかないのかなど。今、課長のご答弁を承る中で、町もお手伝いしているんだよと。官民連携が各地域で始まっております。そんなようなお話もお伺いできましたのでね、取りあえず私は安心しております。

ただし、ここでもって町が工業用地確保ということは、もう私、我々同僚議員も当然だと思いますが、この一般質問はもうなくなると。それでいいんです。だからこそ、今の官民連携をよろしくひとつ町にお願いをしてですね、工業の町坂城町がますます発展していくような方向づけが一番の基本であります。よろしくお願いをいたしまして、次の質問に移っていきたいと思います。

それでは、第2質問に入ります。

2. 鉄の展示館について

イ. 名称変更について

鉄の展示館がオープンしてから二十数年経過をいたしました。中沢町政の時代にも、私は何度か質問しておるわけでありますが、刀の展示がメインである。坂城町の名誉町民で人間国宝の故宮入行平刀匠を顕彰する場でもあります。人間国宝宮入行平記念館、こんなような名前に私はするべきかと思いますが、町のお考えをお尋ねするものであります。

ロ. 工業製品の展示について

工業の町坂城町であり、工業製品の展示はとっても大切であるということは言うまでもありません。大勢の工業関係者が集まるテクノセンターに展示することは、私は一番適切であると思うものであります。その辺のところをですね、町のお考えをお尋ねするものであります。

以上であります。

町長（山村君） ただいま、中嶋議員さんから2番目の質問としまして、鉄の展示館について、イで名称変更、ロで工業製品の展示ということでご質問をいただきました。せっかくの機会がありますので、鉄の展示館の今までの経過も含めまして、順次お答えしたいと思っております。

さて、鉄の展示館につきましては、今お話がありました重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝の故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、その作品をはじめとする日本刀の展示・解説を行うとともに、ものづくりの町を支える地元企業の高い技術力の結晶でもある製造品、加工品の展示を行い、この地に脈々と受け継がれるものづくりの精神を内外に発信する施設として平成14年9月に開館いたしました。

故宮入行平刀匠の功績につきましては、周知のとおりでありますけれども、この場で改めて申し上げたいと思います。

故宮入行平刀匠は、大正2年（1913年）に坂城町の鍛冶屋の家に生を受けられ、幼少の

頃から毎日、鎚（つち）の響きや鞆（ふいご）の音を聞きながら育ち、小学校を卒業した頃から父親について鍛冶の仕事をするようになり、次第に刀作りにひかれることとなります。

昭和12年（1937年）に24歳で上京し、故栗原彦三郎氏が主宰する日本刀鍛錬伝習所に入門、25歳のときには第3回新作日本刀展覧会に初入選を果たし、27歳で新作日本刀展覧会において総裁賞を受賞するなど頭角を現してきました。

しかしながら、戦争が激しさを増し、東京での刀作りが難しくなったため、32歳の年に故郷の坂城町に戻るようになります。

町に戻られてからもさらに技術を磨き続け、第59回伊勢神宮式年遷宮における奉納刀の制作、日本美術刀剣保存協会主催の第1回の展覧会で、後の人間国宝となられる故高橋貞次刀匠とともに特賞を受賞するなど数々の功績を上げられ、昭和37年、49歳のときに坂城町名誉町民第1号となり、翌昭和38年には重要無形文化財、いわゆる人間国宝に指定され、名実ともに日本最高峰の刀匠となりました。

こうした故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、後世まで伝えることは大変重要なことと考えております。

中嶋議員さんから、鉄の展示館の名称を「人間国宝宮入行平記念館」にしたかどうかというご提案をいただきましたが、開館以来20年以上の間、「鉄の展示館」の名称で町内外の皆さんに親しまれてきた経過もございます。

また、鉄の展示館では、常設展示に加え、時期に合わせ、故宮入行平刀匠の生誕100周年に合わせて開催しました「宮入行平展」のほか、「お守り刀展覧会」、「大相撲と日本刀展」、エヴァンゲリオンなどアニメ作品やゲームとのコラボ企画、NHK大河ドラマに関連した企画など、多種多様な企画展を開催し、町内外から大勢の方にご来館いただいております。

また、この6月8日には、町と公益財団法人日本刀文化振興協会の主催により、第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会の授賞式が行われ、全国各地から大勢の関係者の皆様にお越しいただきましたが、出席された日本刀に携わる関係の皆様とお話しさせていただく中でも、この「鉄の展示館」という名前が広く知れ渡っていると改めて感じたところであります。

なお、鉄の展示館では、「日本刀の匠たち」と題し、9月16日までの間、「第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しており、今回受賞された刀身、刀剣研磨、刀装の傑作を、9月16日までの間、ご覧いただくことができますので、ぜひご来館いただきたいと思います。

また、この6月議会に関連費用を予算計上させていただいておりますが、9月21日からは「坂城に華ひらく能装束」として、世界的な能装束の研究者である、山口能装束研究所の山口憲先生が収集した江戸期の能装束、能関係資料を前期、後期の入替え制で展示し、能装束に込められた技術と伝統、能の精神を伝え、日本の伝統文化を発信する企画展を開催する予定で

あります。

このように鉄の展示館では、故宮入行平刀匠の作品や日本刀の展示を軸に据えつつ、時期を捉えた企画展を開催してきており、町内外から来館された多くの皆様に、来館の思い出とともに「鉄の展示館」という施設名を覚えていただいております。

町としましては、これまで育んできました「鉄の展示館」という名称を大切に、今後も、この名がさらに広まるよう展示・企画を行ってまいりたいと思っております。

ちょっと余談ではありますが、先ほど申しあげました第14回の新作日本刀展、これは14回ですけれども、実にこのうち10回を鉄の展示館で開催しております。全国的なメジャーな新作刀展の展覧会であります。今年の今回の受賞者の中に月山一郎さんという方がいらっしゃいます。この方が文部科学大臣賞並びに経済産業大臣賞、二つの賞を取られました。

この月山一郎さんというのは、月山貞勝、これは奈良の方なんですけれども、かつて人間国宝を生み出した月山家の人なんですけれども、要するに宮入家と同じように、地方にある、この方は奈良なんですけれども、人間国宝を創出した家系の若い方が鉄の展示館の展示会にコンペティション、参加していただいて、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞を取られたということで、私は大変うれしく思っております。

つまり、全国に開かれた形で「鉄の展示館」というのをお認めいただいているなというふうに思っております。ですから、先ほど申しあげましたけれども、宮入行平さんは、長野県で1人の人間国宝でございますので、その名前を冠するという考えもあるかもしれませんが、個人名ではなくて、やっぱり開けた形で鉄の展示館を大切にしたいと思っております。

それから、これはまた余談でありますけれども、もしかしたらあんまり遠くないうちにですね、次なる人間国宝が出るかもしれませんので、ですから個人名を冠さないで「鉄の展示館」としたほうがいいかなと私は思っております。

さて、続きまして、工業製品の展示についてお答えいたします。現在、鉄の展示館では、1階に日本刀の常設展示室と宮入行平記念室、2階には常設展示室と産業展示室を備えており、産業展示室においては、坂城町の工業の発展の変遷をつづるパネル資料の展示や、町内15事業所の製造品の展示を行い、ものづくりの町の歴史とその中で培われた、それぞれの企業の技術力の高さをPRしております。

町内企業が技術を磨き続け、知恵を絞り、いくつもの試行錯誤を重ね、より優れたものを生み出すという点においては、日本刀の作製と通じる点があり、町の工業発展を素材として支えた鉄をキーワードに、坂城町が誇るべきものとして、日本刀にまつわる展示と工業製品の展示を併せて行っているわけであります。

また、同時に展示することで、日本刀を目的に来館された方にも、町のものづくりや坂城町の製造業のすばらしさについて知ってもらう機会となっていると考えております。

工業製品のテクノセンターでの展示について、ご提案をいただきましたが、工業製品の展示のためには、ある程度まとまったスペースが必要となってきます。現在のテクノセンターの状況といたしましては、平成28年度に改修を行った際に、ロビーについても、机や椅子を配置し、Wi-Fiやコピー機などを備えたスペースを設けるなどの改修を行い、企業の商談、打ち合わせの場や学生の勉強の場などに広く利用されております。

また、空いている部屋もないという状況であり、展示のための十分なスペースを確保するのは難しいと考えております。

しかしながら、ものづくりの町の技術を広くPRするためには、各社の製品を実際に見ていただくことは、企業のみならず町にとっても非常に重要なことだと考えておりますので、今後ですね、工業製品の展示場所や展示方法について、さらに研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

2番（中嶋君） ただいま町長からご答弁をいただきました。故宮入刀匠の懐かしい話を久々に聞きました。立派な方が坂城町から生まれたもんだなど。これは坂城町どころではなく、町長も今おっしゃっていましたように、県としてもですね、宮入刀匠は立派な方だったと、そういう誇れる人物であったと私は思うものであります。

今、全国でも二十数年、鉄の展示館という名前で発信をしていたので、鉄の展示館という名前がこれまた有名になったんだというようなお話も承ったわけですが、ただ、私としてはね、せっかく今のお話のように、私はよく言うんですが、刀の世界ではいろんな刀匠たちがいました。人間国宝も何人かおりました。でも、宮入刀匠が築かれた宮入刀匠の今の弟子たちの分を考えれば、何と一番でっかいピラミッドなんです。あとは人間国宝になっていますが、皆さん小さなピラミッドであります。あのでっかいまさにピラミッドを築き上げたのは、私は宮入刀匠だと思っております。

でありますから、いろいろ考えもありましょうが、私としては、鉄の展示館ではちょっと不服であります。やはりこれは顕彰するためには、先ほど申し上げましたように、宮入刀匠の名前を使って、坂城町は世界に誇れる発信をしていかなければ、私はいけないと思っております。これは。ですから、また、場合によっては、この場所でまた議論した中でですね、これは公的に町長、私も決めなければいけません。話合いを続ける中、町民にお尋ねをする中、そういうところですね、きちんとしたみんなが喜ぶような名前に変えていったほうが私はいと思います。

ただ、町長も今言われましたように、ちょっとうれしいお話を聞きました。実は、いろんな人間国宝が毎年生まれております。いろんなことをなされている人たちのところに人間国宝という名前の称号を国は与えておるわけですが、私に言わせればですね、どうも刀剣界はおかしいなど。ざっくりですが、二十数年、二十五、六年だったと思いますが、何と刀剣界か

ら人間国宝が出ておらないんですよ。どういうことでありますかね。ほかの、坂城町も能では大分お世話になっているからいいんですが、ああいう世界であるとか落語の世界とかね、そういうところがいろいろ人間国宝が出ているんですよ。二十六、七年、何でだろうかなど。ふぎけるなど私は思っておったんですが、今、町長からもしかしたら出るぞというようなお言葉をいただきましたのでね、早くですね、宮入刀匠に続く刀剣の人間国宝が、どこの県でも構いませんが、出ていただければありがたいのかなんていうふうに今思いました。

それからですね、今、町長にもう一つ、工業製品の展示ですね。これはやっぱりテクノセンターも、これからはZEB化によるリフォームなどが始まるわけではありますが、私もちょっと考えて、あそこへ坂城町中の工業用品といいますか、工業で作られたものを展示するには、ちょっと無理があるのかなと思っておりましたが、町長もちょっとその辺はということで。

ただ、その中で私は今、今後検討していくようなお言葉を承りましたので、取りあえずよかったです。私に言わせれば、第2テクノセンターぐらいなものは、小さめのやつでいいんですよ。それぐらいのものは、坂城町のこれからの工業のますますの発展を考えたら、絶対に私はやるべきだと思っております。

私は町長に二つご答弁をいただきましたが、工業の関係のほうは、いいご答弁をいただけたと思いましたが、宮入刀匠の部分のところは、私も今後また町長と議論をしていきたいと思うものであります。

まとめではありませんが、ちょっと時間も少し余ってはいますが、素晴らしいご答弁を課長と町長にいただきましたので、この辺にしておきたいと思えます。

さて、コロナがですね、5類となったが、コロナ以降、皆さんも思っていると思いますけれども、世の中が大きく変わってきました。いろいろな行事や集まり事などが中止や取りやめとなり、やめることが正義でありました。これがですね、町長もおっしゃったように、去年あたりから、ぼちぼち5類となったいろいろな行事を始めていこうじゃないかという中で、去年、坂城どんどん、あそこらあたりから町長に本気になっていただいて始まったことは、まさに町長に対して私は敬意を表するものであります。

ただ、しかしながら、あのときはちょっと雨が降ってしまって残念でありましたが、その後いろいろな行事が復活しております。中之条の話をしますとですね、私も今、中之条の副区長なんかを仰せつかっていますので、盆踊り大会なんてやつをにぎやかに去年やりました。今年も大いにやろうと私はちょっとたくらんでおりますが、でっかい花火をドッカンドッカン上げようじゃないかなんていうようなことまでちょっと考えておるわけであります。

そんな時世、そんな中で話題には上っておりましたが、消防団のポンプ操法大会が今年中止となったようであります。伝統ある坂城町消防団であります。私も若い頃、中之条の当時第2自動車分団の分団長をしており、町の大会、そして県大会で10年連続優勝したことは、今

でも消防団の語りぐさになっております。今でも号令を覚えています。ちょっとご披露いたします。大きな声を出します。

坂城町消防団ポンプ操法を行います。火点は前方の赤旗、水利はポンプ車右後方自然水利、手びろめによる二重巻きホース一線延長、乗車、操作始め。いまだに忘れられません。

ポンプ操法大会が新しい形で復活することをお祈りいたしまして、一句添えます。文字数が多くなりましたので短歌といたしました。我が町の 命と財産守るのは プライド高き消防団。我が町の 命と財産守るのは プライド高き消防団。これにて私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時38分～再開 午前 9時48分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、12番 大日向進也議員の質問を許します。

12番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨今、様々な場面でデジタル化が進んでおり、日常生活においても老若男女問わずスマートフォン等を利用し、情報取得だけではなく、交通機関利用や商品購入など、人を介さずに行えることが多くなってまいりました。そのような時代の変化に対し、これからの町の在り方を学ぶために、当議会総務産業常任委員会として、本年1月に会津若松市へ視察訪問をしてまいりました。

会津若松市では、国からの交付金を受けスマートシティ化が図られていました。その中でも、特に若年層の地元定着を図る構想や高齢者を取り残さないシステム構築を目的とし、産学官による連携を行い、ICTに特化した学びの場や学んだことを生かせる産業誘致に力を入れていました。今回の一般質問では、町に新設されたDX推進室がこれからどのような役割を担い、どのような業務が行われていくかをお聞きしてまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1. 町のDX推進について

イ. マイナンバーカードを活用したサービスについて、4点お聞きをいたします。

1、平成28年に開始となったマイナンバーカードの現在までの普及率の推移は。

2、マイナンバーカードを用いて受けられるサービスの詳細は。

3、マイナンバーカードを用いて町内で利用できる医療機関はどのようになっているのでしょうか。

4、サービスの普及に関する対応は。これは広報等を含めお聞かせください。

ロといたしまして、今後のサービスの拡充について、4点についてお聞きします。

1、今年度町の実施計画では、書かない窓口、公共施設予約管理、観光資源・文化財デジタル化の三つの事業を行うとされていますが、その内容はどのようなものでしょうか。

2、また、この事業に対する交付金の内容と今年度充てられる金額は。

3、上記の三つの事業のほかに新たに取り入れる事業はあるのでしょうか。

4、デジタル化を進めるにあたり、様々な人が享受可能な方法についての考えはどのようになっていますか。

以上、質問いたします。

企画政策課長（竹内君） 1. 町のDX推進について、イトロのご質問に順次お答えをいたします。

2019年12月に中国武漢で確認されて以降、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、人々の様々な行動が制限され、従来の生活様式が見直しを余儀なくされた一方で、ウェブ会議の活用やテレワークの導入など、ICTを活用した方策が多く取り入れられたところであり、新たな日常としてふだんの生活や社会経済活動におけるデジタル技術の浸透を促すきっかけとなったところでもあります。

しかし、同時に地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないなど、様々な課題も見えてきたことから、改めてデジタル化に迅速に対処し、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められているところであります。

また、人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中や産業の空洞化など、地方が直面する様々な課題に対して、それぞれの個性を生かしながら、デジタル技術の活用による地域の活性化や課題の解決を実現し、加速させていくことが重要であるところであります。

国におきましては、これからの目指すべきビジョンとして、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」として、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」を示しているところであり、町におきまして、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上と、業務の効率化により人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

こうした中で、令和3年度からの10か年計画である町の第6次長期総合計画の中で、共通テーマとして掲げるデジタル変革への取組を今後さらに推し進めていくため、今年度から企画政策課内にDX推進室を新たに設けたところであり、改めて町政の各分野において、デジタル技術を活用した施策を進めてまいりたいと考えているところであります。

初めに、イのマイナンバーカードを活用したサービスについてとして、マイナンバーカードの普及率の推移のご質問であります。平成27年に全国民に対して個人番号を記載した通知カードが送付されて以降、翌28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところで

あります。

交付の開始から今年度で9年目となりますが、各年度末の交付枚数と交付率を順次申し上げますと、平成28年度末が交付枚数900枚、交付率5.93%、29年度末が交付枚数1,093枚、交付率7.21%、30年度末が交付枚数1,253枚、交付率8.34%、令和元年度末が交付枚数1,530枚、交付率10.29%、令和2年度末が交付枚数3,351枚、交付率23.01%、3年度末が交付枚数5,510枚、交付率38.39%、4年度末が交付枚数9,340枚、交付率64.83%、5年度末が交付枚数1万957枚、交付率76.87%となっており、今年4月30日時点では、交付枚数1万1,048枚、交付率77.51%という状況であります。

推移を見ますと、令和2年度から交付件数が大幅に増えてきたところでありますが、それまで全国的にマイナンバーカードの普及が進まなかった中で、国は普及促進としてカード取得に向けた広報啓発のほか、キャッシュレス決済で使えるポイントを還元するキャンペーンを実施したことが交付件数増加の要因と考えているところであります。

町といたしましても、キャンペーンの際は、交付されたカードを受け取りに来庁された方が、そのままポイント取得も済ませられるよう、役場内に専用のブースを設けたほか、カードを取得された方にクオカードを配布するなど、マイナンバーカードの普及促進とデジタル化の推進に努めたところであります。

次に、マイナンバーカードを用いて受けられるサービスであります。マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、公私での身分証明書となるとともに、各個人の基本情報が格納されたICチップを活用して、民間事業者も含めた様々なオンラインでの申請手続きが行えるものであります。

マイナンバーカードを用いたオンラインによる申請手続きにつきましては、政府が運営するマイナポータルを通じて行われ、現在、特に国民の利便性向上に資する子育て・介護に関する各種手続きや罹災証明書の発行申請に関する手続きのほか、引っ越し手続きオンラインサービスも提供しており、引っ越しの際、来庁せずに転出の手続きが行えるところであります。

このマイナポータルでは、オンライン申請のほか、行政機関等が保有する各個人の情報の閲覧や取得、お知らせの通知などのサービスの提供もされているところであり、過去の薬剤情報や受診履歴、予防接種の履歴などについても関係機関と情報連携し、閲覧できる形としております。

また、当町におきましては、全国のコンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを使って住民票の写しや戸籍証明書等を取得できるコンビニ交付サービスを令和5年1月から開始したところであり、昨年度は延べ1,984件の利用があったところであります。

このほか、現在、福祉医療費給付金制度において、これまでの紙の受給者証に代え、医療機

関窓口でのマイナンバーカード提示により、サービスを受けることができる仕組みを検討しており、医療機関との情報連携を行う関係システムの改修等、関連費用の助成が国で決定された段階で、先行的に実施してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードを用いて、町内で利用できる医療機関についてであります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルなどからの利用申込みの手続きが必要となりますが、顔認証付きのカードリーダーが設置されている医療機関等でも、簡単に利用申込みの手続きができ、登録が完了いたしますと健康保険証として利用が可能となります。

このマイナンバーカードの健康保険証、いわゆるマイナ保険証は、住民の方がそれぞれ登録をすることで、従来の健康保険証と同じように医療機関で受診することができ、加えて受診者の医療情報を有効に活用して、安心してよりよい医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであります。

このほかにも、マイナ保険証であれば就職や転職、引っ越しに係る手続きに際し、新しい健康保険証等の発行が不要となったり、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、確定申告の医療費控除が簡単になるなどのメリットが挙げられております。

マイナ保険証の利用につきましては、受診者を受け入れる医療機関等において、カードリーダーを設置することが義務化されており、町内におきましては、全ての医科診療所及び歯科診療所で対応が可能となっているところであります。

続いて、サービスの普及に関する対応であります。これまでも新たなサービスの開始にあたりましては、「広報さかき」のほか、町ホームページ等において町民の皆さんに広くお知らせをしているところであります。また、コンビニ交付サービスに関しましては、広報等のほか、町内のコンビニ店内にサービスをご利用いただける案内を掲示するなど、啓発に努めているところでもあります。

今後も、提供するサービスのさらなる普及拡大に向けまして、各種媒体を通じて引き続きお知らせをしていくとともに、様々な機会を捉えて町民の皆さんに情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、ロ、今後のサービスの拡充についてのご質問であります。初めに国のデジタル田園都市国家構想交付金の内容と、今年度事業採択された三つの事業の内容と交付金額についてお答えをいたします。

国が目指すデジタル社会の実現に向けた施策としましては、デジタル田園都市国家構想の実現が掲げられており、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決を実現し、地域の活性化を加速・深化することを意義として、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するため、令和4年度にデジタル田園都市国家構想交付金が設けられました。

この交付金につきましては、取り組む事業内容によって活用できるタイプが分けられており、当町が今年度事業採択されたデジタル実装タイプは、事業の立ち上げに要する経費を支援するものであります。

採択された三つの事業のうち、まず書かない窓口導入事業であります。この事業は、役場窓口での手続において、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口を設置する機器に挿入していただくことで個人情報が申請書に自動で印字されるものであり、来庁者の負担を減らすことを目的としてシステムの導入を計画しているものであります。

また、同時に顔認証が行われ、第三者のなりすましを防止できることから、職員の負担軽減にもつながるものと考えるところであります。

事業費といたしましては、約540万円を予定しており、国の交付金として2分の1の270万円が交付決定されたところであります。

次に、二つ目の公共施設予約システム導入事業につきましては、町の施設を利用するにあたり、現在は、利用を希望される方が直接窓口を訪れていただくか、電話により予約をいただいているところではありますが、システムの導入により、希望する日時の空き状況の確認も含めて、ウェブ上で予約していただくことが可能になるものであります。

事業費といたしましては、約207万円を予定しており、国の交付金として103万5千円が交付決定されたところであります。

次に、観光・文化デジタル化事業であります。この事業は、町内の観光施設と文化財のマップを一体的にデジタル化し、観光スポットや遺跡、山城など、町内に訪れる方の目的に応じて検索をしていただくと、該当する案内が表示されるものであります。GPS機能も搭載し、マップ上で自身の位置情報が表示されるため、町を周遊していただく際に便利に使っていただけるものと考えております。

また、一部文化財等を3D画像で表示するほか、施設の詳細情報をホームページとリンクさせるなど、視覚的にもわかりやすく、お使いいただける形を工夫してまいりたいと考えております。

事業費といたしましては、約395万円を予定しており、国の交付金として197万4千円が交付決定されたところであります。

以上3事業につきましては、今後入札等により、各システムの構築業者を選定し、関係団体や所管部署と運用方法などを協議する中で、できるだけ早く皆さんにお使いいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、その他新たに取り入れられる事業はあるかのご質問であります。現在、県と、当町も含めた県内34市町村の共同により、入札参加資格審査システムの導入に向けた準備を進めており、このシステムを通じて、事業者が入札への参加や契約を希望する場合に、必要とな

る登録手続がオンラインにより可能になるとともに、事業者から提出された申請書類のデータは、県側で内容等が審査され、不備がないものは申請先である市町村に送付され、登録が行われるものであります。

このシステムの導入により、ペーパーレス化が図られるとともに、事業者と自治体双方における事務負担の軽減が期待されるところであり、当町におけるシステムを使った申請の受付は11月からの開始を予定しております。

次に、デジタル化を進めるにあたり、様々な人が享受可能な方法についての考えについてお答えいたします。

デジタル社会の実現に向けた施策が進められていく中では、同時に、情報通信技術へのアクセスや利用能力の差によって生じる社会的、経済的な格差、いわゆるデジタルデバイドの解消に向けた対策も必要であると考えており、誰もがデジタル化による恩恵を公平に享受できる社会づくりが求められるところであります。

町といたしましても、デジタルデバイドを早い段階で解消するために、教育現場でのICT教育を強化していくことが、まず重要であると考えている中、令和2年度には、GIGAスクール構想に基づき、町内小中学校の全ての児童生徒が学習の際に活用できるようにするためのシステムと、1人1台端末をいち早く整備し、翌年度から運用を開始したところであります。

また、住民の方がマイナンバーカードの申請で役場窓口にお越しいただいた際には、職員がサポートを行っているところであり、また、イベント等の際に出張相談会を開催するなど、端末の操作が不慣れな方も安心して手続が行えるよう取り組んでまいりました。

申請の際には、それぞれの手続のみにとどまらず、関連したスマートフォンの使い方や、それぞれのアプリの操作などについても、職員がわかる範囲で相談に応じるなど、デジタルに対しての疎外感を感じることがないように心がけているところであります。

また、昨年度におきましては、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、応募のあった地元ICT企業1社が高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンの使い方やオンライン手続の利用方法等に対して助言や相談などを行うスマホ教室を、町内各地区の4施設を会場に10日間で合計20こまの講座を開催いたしました。今年度におきましても、2社の応募があったところであり、さらに充実したサポートができるものと考えているところであります。

以上、町のDXの推進についてお答えいたしました。今後におきましても、行政におけるデジタル化を進め、町民の利便性の向上を図っていくとともに、デジタルへの対応が難しい方や、直接的な支援が必要な方への対応を充実させ、町といたしましても「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を目指してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま担当課長よりお答えいただきました。令和6年度実施が決まって

いる三つの事業について、どのように進めていくのか、よくわかりました。

その中でなんですが、何点かさらにちょっとお聞きしたいことがあるので、質問させていただきます。

三つの事業について、今年度は既に3か月が経過しておるものですが、開始の時期についてはいつを予定しているのでしょうか。また、その三つの事業について、来年度以降もそれをさらに深化させていく予定なのか。また、今年度の事業以外に新たな事業を考えていく予定はあるのでしょうか。

それと、デジタル都市国家構想交付金なんですけど、これの申請から交付金までの流れについて、今回、坂城町は、先ほどの説明でいくと交付金が約570万円ほどとなっているんですが、これは、国から決まった割合で自動的に交付されてくるのか、それとも町から申請を行って交付を受けるのか、その点をちょっと再質問したいと思います。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、事業採択された三つの事業の運用開始時期についてのご質問でありますけれども、3事業ともに今年度中にシステムを実装し、運用を開始する予定であります。現在、関係システムの構築業者を選定しているところでありますが、書かない窓口の導入につきましては、本年11月の運用開始を目指し、また、公共施設予約システム導入につきましては、本年10月の運用開始を目指して、それぞれ準備を進めているところであります。また、観光デジタル化事業につきましては、来年1月からの運用開始を予定しているところであります。

次に、今後の予定に関するご質問についてでありますけれども、今年度取り組む3事業については、利用状況などを見る中で、より利便性を向上させていくための検討を行っていきたいと考えておまして、さらなる機能の充実も図っていければと考えております。

また、先ほども申し上げたように、町の長期総合計画の共通テーマとして、デジタル変革への取組を掲げておまして、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」に向けて、全ての分野の各施策において、DXを推進させていきたいと考えております。

今後、各所管部署や関係団体などとともに、これまでの業務内容を見直す中で、住民サービスの向上や業務改善につながるものに関しては、デジタルの導入に向けて検討していきたいと考えております。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金に関するご質問についてでありますけれども、この交付金は、意欲ある地域のデジタル化を利用した自主的な取組に対して、国が応援するものでありまして、国から割り振られて交付されるものではございません。県や市町村、一部事務組合などが各地域の課題や魅力向上につなげるため、実施を計画したデジタル化事業に係る経費に対して助成が行われるものであります。

事務の流れといたしましては、事業の実施を予定する前年には、国により交付金対象事業の

募集が行われ、交付を希望する市町村等は実施計画を提出いたします。申請された事業内容については、国による評価が行われ、実施を予定する年度当初に交付決定がされるといった流れとなっております。

1 2 番（大日向君） ただいま担当課長より再質問のお答えをいただきました。今まで、煩雑な手順や繰り返しの作業が発生していたもろもろの手續に対し、ワンストップ窓口が実現することと思います。しかし、どうしても説明を受けながらでなければ申請が困難な方も多くいらっしゃると思います。そのような方の声を常に拾っていただき、取りこぼしのないシステム構築を行っていただきたいと思います。1回作成しただけで完成でなく、常に進化が可能な環境づくりをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

2. 信濃村上氏フォーラムについて

今回、行われるフォーラムの村上義清氏とは、戦国時代に信濃の埴科郡葛尾城主を務めた人物であります。村上氏は、上杉謙信とともに甲斐の武田信玄と戦っていたことでも知られています。居城であった葛尾城は、全国でも珍しい山城となっており、今でも当時の景色を城跡から望むことができます。

また、坂城小学校の校歌の中に、「今も城趾の松風は 名将村上義清の偉名を千代となりひびく」とございます。戦国の世を強く生き抜いた武将をたたえる一節ではないかと感じております。そのようなことから、町の古い歴史を広く知っていただき、後世まで受け継いでほしいという思いから、今回一般質問を行ってまいりたいと思います。

イ. 開催の内容について

町内にある村上義清に関する史跡、名所はどのようなものがあるのでしょうか。

今回、どのような経緯でこのフォーラムを開催されることとなったのでしょうか。

また、過去に行われたフォーラムの内容と今回の企画の内容については、参画者等の詳細も併せてお答えください。

開催の予定は、いつになるのでしょうか。また、場所、フォーラムの参加対象については、どのようになるのでしょうか。

町内・町外へのPR方法は。

最後に、フォーラム開催後、このフォーラムの後なんですが、どのように取りまとめていくか。また、次の開催の予定は考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、2番目の質問としまして、信濃村上氏フォーラムについてのご質問をいただきました。（イ）としまして、六つご質問いただきましたけれども、私からは、フォーラム開催の経緯についてお答えしまして、その他詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず初めに、信濃村上氏は、平安時代後期に、京都から信濃に流されてきた源盛清が、現在の村上地区上平の島地籍に居を構え、その子孫が地名の村上を名のったことが始まりとされており、

その後、村上氏は信濃の国を代表する武将として、周辺の豪族をまとめる地位につき、戦国時代には、村上義清が坂城地区を本拠地として勢力を拡大し、信濃に侵攻した武田信玄との戦いにおいて、二度勝利するなど、勇猛果敢で戦上手な武将として、その名を世に知らしめる活躍をいたしました。

また、後に信玄との戦いに敗れた義清が、上杉謙信を頼ったことが、有名な川中島合戦のきっかけとなったということも広く知られているところであります。

さて、ご質問の信濃村上氏フォーラム開催の経緯についてであります。町では、平成5年に、町民の皆様に郷土の勇将村上義清の居城であった葛尾城のすばらしさや理解を深めていただくことを目的に、当時、信州大学の助教授であり、村上氏に造詣が深い笹本正治先生に監修を依頼し、葛尾城を取り巻く歴史や実際の葛尾城の遺構などをわかりやすく解説した「葛尾城を歩く」を発刊いたしました。

その後、町民の皆様などから、村上義清についてより深く知りたいとの声が高まり、町教育委員会が主催する夏の夏期大学講座において、信濃村上氏を学ぶ講座を3年連続で開催したところであります。

1回目の平成11年は、「ふるさとの英雄 村上義清」、2回目となった翌12年には「葛尾城落城後のさかき」、3回目の13年には「戦国時代以前の村上氏」と題した講座を開催し、広く信濃村上氏を紹介したところであります。

この3回の講座を通して、信濃村上氏への関心が高まり、さらに、郷土について学び合う機会として、平成17年に、ふるさと坂城のすばらしさを改めて見つめ直す「坂城ルネッサンス」をテーマとする、町の合併50周年記念事業の一つとして、1回目の「信濃村上氏フォーラム」が開催されたところであります。

その後も、村上氏関連の講座開催の希望は多く、平成19年には、武田信玄を中心とする武田家の戦いの歴史や、家宝、戦術、甲州武士の風習などを記した書物である「『甲陽軍艦』に見る村上義清」と題した講演会や、平成22年には村上水軍や村上氏などの研究者を招いて「信濃村上氏シンポジウム」が開催されたところであります。

さらに、1回目のフォーラム開催から10年の節目を迎え、平成27年には「ふるさとの村上氏をめぐる」と題し、信濃村上氏など当町に関する歴史を学び、歴史・文化が次世代へ継承されることを念頭に、2回目となる「信濃村上氏フォーラム」を開催したところであります。

このフォーラムでは、慶應義塾福澤研究センターの西澤直子先生から福澤諭吉の記念之碑に「福澤氏の祖先は信州福沢の人なり」と記されていることから、当町の村上氏一族の可能性が

あるとのご講演があり、歴史のロマンを感じたところでもあります。

このときの平成27年の2回目の開催の全体を取りまとめていただいた笹本先生と、その当時相談しまして、前回から10年たって2回目だと。次の10年後にまた3回目をやりましようという約束をしていただいたところでもあります。

そして、今年、平成27年の開催から9年が経過したところでもありますけれども、昨年、村上義清が没後450年の節目を迎えたことから、先ほど申し上げましたように、村上氏の歴史上での活躍について改めて検証し、坂城の魅力として、より多くの方に知っていただくとともに、広く町内外に伝承するため、「語り継ぐ村上義清」をテーマに、今回3回目となる「信濃村上氏フォーラム」の開催を計画したところでもあります。

このフォーラムの開催により、信濃村上氏の歩みを通して地域の歴史を学び、偉大な先人たちを輩出した町であることを、多くの皆様に伝承してまいりたいと考えております。

すみません、笹本先生、笹本正治さんでございます。失礼しました。以上であります。

教育文化課長（長崎さん） 信濃村上氏フォーラムの開催の内容についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、町内にある村上義清に関する史跡、名所についてのご質問ですが、まずは、戦国時代、村上義清の居城であった葛尾城が挙げられるほか、葛尾城の支城として築かれた狐落城、三水城、和合城などといった史跡や、満泉寺周辺の村上氏館跡などがあり、特に満泉寺につきましては、村上氏代々の菩提寺でございます。

また、田町にあります村上義清供養塔や、御所沢にあります村上義清の父、村上顕国の供養塔、葛尾城落城にまつわる秘話にあります筈の渡しなど、数多くの村上氏関連の名所がございます。

次に、過去の「信濃村上氏フォーラム」の内容といたしましては、平成17年11月に、ふるさと坂城のすばらしさを改めて見つめ直す「坂城ルネッサンス」をテーマとした町の合併50周年記念事業の一つとして、初めて「信濃村上氏フォーラム」を2日間にわたって開催いたしました。

1日目は、町内小中学校の児童生徒の、ふるさと学習の成果発表や、武田信玄との戦いに敗れた際に、義清の家来であった松本氏が葛尾城から落ち延び、次に居を構えたとされる福島県葛尾村の教育長さんなど、信濃村上氏にゆかりのある皆様とのパネルディスカッションや、当時、信州大学人文学部副学長の笹本正治先生にご講演をいただきました。

また、2日目は、「信濃村上氏のゆかりの地を訪ねて」と題した町内散策会を開催するなど、町内外から大勢の皆様にご参加をいただき、開催したところでございます。

さらに、平成27年11月には、「ふるさとの村上氏をめぐって」をテーマとして、信濃村

上氏など郷土の歴史を学び、歴史・文化を次世代へ受け継ぐことを目的に、2回目の「信濃村上氏フォーラム」を開催したところでございます。

2回目のフォーラムでは、村上氏について研究されている方々を講師にお迎えし、当時、長野市立博物館の専門員であった宮澤崇士さんからは「江戸時代の村上義清像」、また、伊那弥生ヶ丘高校の教諭であった花岡康隆さんからは「発祥から鎌倉期までの村上氏」、慶應義塾福澤研究センターの西澤直子さんからは「信州と福澤氏～今までの研究成果を踏まえて～」と題し、それぞれご講演をいただきました。

さらに、講師の方々と、村上水軍で有名な伊予村上氏の一族で、瀬戸内水軍として知られる来島村上氏の18代当主を交え、町内関係者と「ふるさとの村上氏をめぐって」と題したパネルディスカッションを行ったほか、福島県葛尾村の「元気な かつらおプロジェクト」の皆さんによる人形劇「葛尾大尺物語」を上演していただきました。

また、平成17年度、27年度にそれぞれ「信濃村上氏フォーラム」の内容を収めた記念誌を発行したところでございます。

次に、3回目となる今年の「信濃村上氏フォーラム」の主な内容につきましては、笹本正治先生をコーディネーターにお迎えして、「語り継ぐ村上義清」をテーマとした2部構成のフォーラムを計画しております。1部の講演会では、長野県立大学教授の二本松泰子さんと、長野県立歴史館専門主事の花岡康隆さんのご講演を予定しており、2部ではご講演をいただく先生方、笹本先生などにも加わっていただいてのパネルディスカッションを計画しております。

次に、開催の日時や場所、参加対象につきましては、10月26日に町文化祭に併せ、文化センターにおいて開催し、町内外問わずどなたでも参加できるようにしてまいりたいと考えております。

また、町内、町外へのPRの方法につきましては、4月に全戸配布をしました「まなびの玉手箱」に日時等を掲載しているところでございますが、今後はフォーラムの内容を含め、町ホームページ、防災行政無線での周知のほか、チラシ・ポスター等により、町民の皆様や信濃村上氏・歴史に興味のある方々など広く周知してまいりたいと考えております。

次に、このフォーラム開催後の取りまとめにつきましては、講演会の内容等を記念誌として書籍化を予定しており、小中学校の学習の場での活用とともに、信濃村上氏や歴史に興味のある方々の有益な資料とするほか、上田ケーブルビジョンの放映や、町公式ユーチューブで映像を公開してまいりたいと考えております。

また、次回のフォーラムの開催についてのご質問ですが、現時点においては、まず今回のフォーラムをしっかりと実施してまいりたいと考えており、その上で新しい史実の発見などあれば、検討をしてみたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま町長、担当課長よりお答えをいただきました。この項目で町長か

ら答弁をいただいたのは、村上氏への町長の熱い思いが強く伝わってきたと思います。坂城町は、決して大きな町とは言えない町ではありますが、しかし、このような偉人が存在していた事実があるということは、非常に町の大きな資産となるのではないのでしょうか。人も観光資源の一つと捉え、このようなイベントを企画される際には、子どもたちの学習面での関わりや、地域の識者とのコミュニケーションの場を設ける等、垣根を超えたつながりを持って開催をしていただきたいと思います。町民だけではなく、町外のたくさんの人に興味を持ってもらい、また実際に足を運んでいただけるよい機会になるものにしていただきたいと思います。ぜひご検討ください。

今回、DXの推進についてと町で開催される信濃村上氏フォーラムについてお聞きをしてみました。特にDXの推進に関して申しますと、手をつけなければいけない問題が山積みだと思えます。今回、令和6年度の実施計画では対象となっておりますが、ぜひ教育や福祉の分野においても、DXの取組を提供する側と利用者、双方にとっての利便性と質の高いサービスの提供が可能になることを願っております。

一つの問題に対して原因が一つとは限りません。多種多様な問題が複雑に絡み合っていることが大半であります。解決に導くための道筋も、一本でないことがほとんどです。そのような問題に対し、一つの課だけが対応にあたり、苦勞することではなく、複数の異なる課が協力し合って解決にあたることにより、迅速で的確な対応が可能になるのではないのでしょうか。目の前の物事だけではなく、少し先を見て大きな物事を大きな枠で捉えていただくことを願って、一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝議員の質問を許します。

13番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今議会においては、農業振興についてと人口増加対策についての二つのテーマについて一般質問をしていきたいと考えております。

最初に、1として農業振興について。イとして温暖化対策について、ロとして農業の専門家の配置についての質問を行ってまいります。

イの温暖化対策についてであります。温暖化現象に伴う異常気象の発生が世界の各地で発生し、大きな災害が確認をされております。私どもの現実の生活におきましても、この温暖化事象が大きな支障をもたらしておりますことは、皆様ご案内のとおりでございます。このような中でございますので、各国におきましては、異常気象・温暖化対策については、精力的にその

対策をしていることはご案内のとおりでございます。

この温暖化現象がもたらす支障については、各国においてもいろんな分野において調査研究が進行しておりますけれども、また、その対策も実践されておりますけれども、温暖化現象を早期に克服するには、まだ開発途上であるとともに、その対応につきましては、大変厳しく難しい状況と判断するところであります。

このような中で、農業のみならず漁業においても海水温の上昇に伴い今まで取れていた魚が取れなくなったり、暖かい地域の魚がたくさん取れるとか、温暖化の影響による世界的な規模で大きな変化が顕在化されていることは事実でございます。

一方、温暖化と併せて、世界の政治経済の状況も大きな変化が発生しております。農業分野にとって考えてみますと、ロシアがウクライナに侵攻して、ご存じのようにロシアとウクライナは、世界の穀倉庫、小麦の主要産地でございます。この政治的な紛争によって食料の供給に滞りが発生し、世界各国で食料危機が発生するとともに世界規模で物価の高騰が発生し、改めて食料の確保について、各国政治家の重要なテーマとして議論が活発にされているところでございます。

このような世界情勢の中で、我が日本国も食料を海外に依存する割合が大変多い国であります。したがって、世界の中で特に輸入比率の高い国である我が国においては、世界の政治経済が急変する事態が発生しますと、同時に時間を置かずに食料輸入に支障が発生する事態が想定され、併せて価格の高騰は避けられないところであります。

また、各国においても温暖化に伴い、主要な生産国や産地においても、収量や出来栄え、いわゆる品質が異常気象の発生によって大きく変化をして、従来の産地が衰退している状況が散見されるところでございます。このような状況から、食料の安全保障についても各国で真剣な議論が始まり、食料の自給率の向上や農業の在り方について、温暖化対策と併せて真剣な議論がなされておるところでございます。

我が国、日本でも、このような状況の変化を受けて、四半世紀ぶりに今国会において食料・農業・農村基本法が改正をされました。食料の安全保障、農業や食料システムの環境への対応等の見直しがなされた法案の成立でございます。このような大幅な法案の見直しは、今回が初めてのことであり、温暖化対策等を考慮した自国の農業の在り方について、今後大幅な政策の見直しが始まっていくものと推察するところでございます。

さて、温暖化が先か異常気象が先か、どちらが先なのかよくわかりませんが、私どもの地域でも温暖化によると思われる被害の発生や、異常の状況が確認されております。私ども坂城町周辺の中でリサーチしてみますと、坂城町近辺においても、温暖化による異常現象がいろいろな作物の栽培の中で発生しております。

その具体的な例を挙げてみますと、一つは高温障害によると思われる現象が主食の米、コ

シヒカリで発生が見られます。その現象は、細粒化や収量の減少でございます。

長野県でレタスの産地の川上村では、温暖化の影響で作柄が大変異常なことが起きるということで、現在ハウレンソウ、セロリの栽培が転作として具体的に始まっておるところでございます。

山梨のワインの産地におきましては、今までの品種ではワインの生産ができないということで、新しい温暖化に対する抵抗力のある品種の開発に積極的に注力しているということをお聞きしております。

また、我が町では、特産品でありますねずみ大根が、昨年、高温障害により発芽不良を引き起こしまして、生産がゼロであるような圃場がありました。このためにねずみ大根まつりが中止されるという大変異常事態が発生したことは、皆様ご存じのとおりでございます。

特にねずみ大根におきましても、この温暖化状態でも対応できる温暖化に強いねずみ大根の種の開発が急務であるというふうに考えております。

また、リンゴの晩生種でありますふじにおきまして、昨年度は蜜の入りが悪く、果肉が大変固く、収量が大幅に低下したという現象もございました。身近な例を挙げましても、このような現象が温暖化と思われる要因によって今の農業に大きな課題を残しております。

私が今回取り上げたのは、温暖化による生育不良や収量の低下は、農家にとって死活問題の大きな問題でございます。温暖化が継続する中で、今まで最適と思われる栽培品質で発生する負の要素について、早急に原因の調査をして、栽培方法の対策やそれに抵抗のある品種への変更等を実施しないと、小規模農家、定年帰農者や専業農家の農業離れを誘因して、この地域の食料の生産に大きな影響を引き起こすことを危惧している1人でございます。

私は、一日も早く温暖化であっても、その抵抗力がある品種の推奨や技術の指導、このようなことができる体制の整備を確立して、食の安定につながることを強く希望しているものでございます。

そこで、次の項目について、町の考え方を伺いたいと思います。

1として、町として農業の温暖化に対する現状認識はどのように考えているのか。

二つ目、現在発生している温暖化の障害に対する対策について、どのように考えているのか。

三つ目、温暖化が継続する環境の中で、それぞれに抵抗のできる品種の開発や具体的な栽培方法の指導等、JA、県の普及センター、町が連携した機関をつくり、地域に密着した技術指導ができる体制の構築が重要と考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。町の考え方を伺いたいと思います。

すみません、口を落としてしまいました。口でございますが、担当課への専門家の配置をという提案でございます。町の農業従事者は、減少の一途をたどり、1次産業として生活基盤を確保する役割が維持できるのか、時代の流れとはいえ大変な問題と考えております。

しかしながら、農業は、国民の食料を安定して生産していく重要な第1次産業の要でございます。しかしながら、我が国の工業化の進展により、後継者の不足や小規模農家では生活ができないために離農が急速に始まり、この地域におきましても、農家離れが顕著になっております。

しかしながら、農業の持っている多面的機能の維持は、地域の環境保全に欠くことのない大きな役割や機能がございます。食料の生産と併せて地域コミュニティの役割を含め、農業の活性化ができる地域であるならば、他地域から町への移住者の確保にもつながり、製造業の町の中においても新たな展開が図れることと考えます。

その具体的な事象として、ワイナリーを坂城町にといった事業展開をしたことを振り返ってみれば、あ那时的のパワーは、一時的ではありましたが、他市町村に対して大きなプレッシャーを与えたくらいの事業となったことをご承知いただけたと思います。この事業の着手によって移住定住が図られました。このような熱い情熱をもう一度この時期に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

それには、JA、県の普及センター、町の行政がチームを構成して、専門家による地域への新栽培技術の普及や家庭菜園への勧誘のための栽培指導等、積極的な農業支援の展開により新たな農業参入者の確保につなげることや、都会からの移住定住者の町内への展開等、やり方次第では大きな事業の展開が図ってこれることと考えます。

そのためには、担当課のパワーの強化が大変重要な第一歩でございます。今抱えている課題解決にあたっては、時期的にもできるだけ早急な体制の整備をする必要を痛感いたします。このために、専門家の配置を強くこの場でお願いしたいというふうに考えております。町の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

商工農林課長（北村君） 1. 農業振興について、イ. 温暖化に対する対策支援についてのご質問から順次お答えいたします。

まず、町として、農業への地球温暖化に対する現状認識であります。環境省の資料によると、過去100年で世界平均気温は0.74度、世界平均海面水位は17センチ上昇し、近年になるほど温暖化や海面水位上昇の傾向が加速しており、さらに、積雪や氷河なども広範囲にわたる減少が観測されているとしています。

また、気象庁の2023年の気候変動監視レポートによると、「日本の年平均気温は様々な変動を繰り返しながら、長期的に上昇しており、2023年の平均気温は全国的に高く、特に北日本・東日本・西日本でかなり高かった。1946年の統計開始以降、北日本・東日本では年平均気温が最も高くなった。」とし、また併せて、「1時間当たりの降水量が50ミリを超える大雨も増加傾向である」としています。

農業は環境への依存度の高い産業であることから、温暖化の影響は大きく、収量の減少や品

質の低下など、マイナスの影響をもたらすほか、近年は異常気象による大雨の結果、田畑やビニールハウスの冠水、台風等の強風によるビニールハウスの倒壊も発生しています。

こうした問題は、農家の売上げ減少や設備の復旧に多額の費用が生じることとなり、農家の経済的負担はもとより、営農意欲の減退、さらには農業離れを加速させる要因にもなりかねません。このような状況を踏まえ、町といたしましては、温暖化の進行や温暖化がもたらす農業への影響を非常に危惧しております。

続きまして、温暖化に伴う農作物障害への対策の考えについてお答えいたします。

現在、当町や千曲市周辺地域で確認されている、温暖化に起因すると考えられる農業への影響の具体例といたしましては、果樹においては、リンゴ・ブドウの着色不良・日焼け・果実の肥大化などが挙げられます。

着色不良は、温暖化の進行により昼夜の寒暖差が少なくなったことが原因で着色が遅れてしまう現象で、それがさらに収穫期を遅らせ、果実の老化や肥大化を進めてしまう要因ともなっています。

また、水稻につきましても、米が白く濁る白未熟米や胴割れ米、高温に伴い発生した害虫が原因で生ずる斑点米が発生し、品質低下が認められ、昨年度は坂城町・千曲市で収穫された一部の米の等級が下がってしまうといった事態も発生しております。

また、日本全体で見た場合、温暖化の影響は農作物の産地にも影響を与えてくることもわかってきています。国立環境研究所が温州ミカンモデルにシミュレーションしたところ、現在は、栽培の適温とされる平均気温15度から18度に該当する南関東以南の太平洋・瀬戸内海の沿岸部及び九州の沿岸部で主に生産されていますが、このまま温暖化が進行した場合、2060年には北陸地方日本海側沿岸部や南東北地方太平洋側沿岸部でも温州ミカンの栽培が可能になってくるといった結果が導き出されています。

また、寒さに弱いと言われるサツマイモも同様で、かつては九州の一部地域や関東周辺で生産されてきましたが、現在では東北・北海道まで生産地域が北上・拡大しています。

これら地球規模で進行する温暖化問題につきましても、世界各国で官民挙げて様々な対策や取組を行っておりますが、早急に解決できる問題ではなく、昨今の気象状況に合わせた対応の必要性を感じているものの、営農には気温だけではなく日射量、降水量、土壌などが影響してくることから、対応に苦慮している状況であります。

続いて、温暖化に対応する品種の開発や具体的栽培技術の指導等、JA、県農業農村支援センター、町が連携した機関をつくり、地域に技術指導できる体制の構築の考えはについてお答えいたします。

米や野菜など、一年生の農作物に関しては、田植・作付から収穫に至るまで、従前、作業を行ってきた時期にとらわれず、気温や作物の生育状況を見ながら、適期に収穫などの農作業を

行うよう県やJAから呼びかけを行っております。

果樹については、長野県果樹試験場において、高温耐性のある新品種のリンゴの研究開発やブドウにおける着色安定技術の開発に取り組んでいるとお聞きしております。

今後、果樹試験場や農業試験場をはじめとする研究機関において、温暖化に適応する技術が整った際には、速やかに農家に情報提供できる体制を整えるとともに、長野農業農村支援センターやJAをはじめとする農業関係機関との情報共有や連携を深めて技術協力を仰いでいきたいと考えております。

次に、農業の専門家の配置についてお答えいたします。

現在、町の農業を取り巻く状況といたしましては、農業従事者の高齢化と減少が顕著であるとともに、気候の変動による新たな課題にも直面しております。

今後、町の農業を守り、そして発展させていくためには、新規就農者や担い手の確保、農地の集約・集積による生産性の向上、地域農産物の高付加価値化・ブランド化、安定して生産ができる栽培技術や栽培品目の導入などの課題に対し、農家や関係機関と連携して取り組んでいく必要があると考えております。

議員さんご提案の担当課への農業の専門家の配置についても一つの考え方とは思いますが、町ではこれまで、農業分野において、専門的な知識や経験を持つ、長野農業農村支援センターや県農業試験場、果樹試験場、JAながの等の関係機関と協議や情報交換を行いながら、農業施策を進めてまいりました。

今後もこうした関係機関の職員と情報交換を行う機会を増やすなど、さらに連携を密にする中で、農業の活性化に対応してまいりたいと考えております。

13番（朝倉君） 担当課長のほうから答弁をいただきました。現在進行している温暖化につきましては、認識の中では一致したというふうに捉えております。しかしながら、この問題は単純に解決する問題ではありません。いろいろな要素を秘めているところがございますので、やっぱり真剣に取り組んでいくということは、食料の安定生産という観点からしても、私は町としても大変重要なテーマじゃないかというふうに考えております。

特に私どもの農家の状況を見てみますと、農家離れが顕著で、特に水田農業を見ますと、ほとんど専業メーカーに依頼していて、自分でお作りになっている農家というのは、もう片手ぐらいしかいないんです。この関係が先ほど言ったように異常気象で収量が減ったり、非常にコストが高くなってくるようなことになりますと、もうやめるかと。お年寄りの方たちはもうそういう状況になってくるような状況でございます。

特に温暖化が著しく、私は、今後私どもが営農する中で影響が出てくるような気がするんです。これから、特に顕著にですね。そういう中をどうやって改良したのができるのかということが、今私どもに与えられた使命だというふうに考えております。

そのためには、専門家の配置をしていただいて。それは農協でやればいけないかという考え方もあるかと思うのですが、私は商工農林課という課を考えてみますと、農業、商業工業を担当している課でございます。農業も一つの1次産業という考え方で捉えるならば、農業の生産効率化ができて収益が上がれば、町の財政も豊かになるというふうになるわけでございます。農業は、JAだけの仕事ではございません。町としても大きく関わりながら、JAや普及センターをまとめながら、やっぱり中心的な町の機関として、私はひとつ位置づけをしていただければということで、担当課に専門家の配置を強く要求しているところでございます。この辺を理解していただいて、町長、ぜひ何とかですね、知恵を出した中で、正規従業員じゃなくても対応はできるような考え方があるかと思っておりますので、ぜひ現状打破をして、次の質問の中にもありますけれども、移住定住、坂城に外部から人を招いてくるということも、やっぱり農業というのは大きな可能性を秘めている経営資源の一つだというふうに私は考えておりますので、ぜひこの点を理解していただいて、農業の振興についても今は大変ですけれども、この課題解決に向かってぜひ頑張ってくださいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問につきましては、人口増加対策ということについて質問をさせていただきます。イとして、消滅可能性自治体からの早期離脱と対策についてということでございます。

2024年4月、突然ですね、人口戦略会議から全国市町村の1,729団体のうちの744団体が消滅可能性自治体と公表され、幸か不幸か、当坂城町も残念ながら消滅可能性自治体の仲間入りを宣言されてしまいました。

まさに青天のへきれきでございます。今まで子育て支援や周辺施策も、他市町村に比べて先行して実施している自負が町もそうでしょうし、私ども議員もそういう自負を持っておりました。そういう意味からして、消滅可能性自治体の仲間入りは大変残念な結果であります。

しかしながら、地域の現状を冷静に見てみますと、少子高齢化は大変なスピードで進行しているようなことを受け止めます。改めて、今回、消滅可能性自治体に指定されたといいますか、仲間入りをしたということ直視して、この脱却に対して真剣に実践していくことを私はこの時点で考えていかなければいけないということを思っております。

そこで、我が坂城町は、財政的にも恵まれておりますし、製造業の町であります。この誇れる町の経営資源をバックに、この不名誉な分類から早期に離脱して、自立可能性自治体に仲間入りできる施策の実施をして、他市町村の見本になれるように頑張っていく必要があると考えております。このような考え方の中で、町の考え方を伺いたいんですが、一つとして人口戦略会議で消滅可能性自治体に坂城町が分類された真因をどのように考えているのか。

二つとして、子育て支援やそれに付随する周辺施策の見直しをして、坂城町への移住定住施策について、今後の対応をどう考えていらっしゃるのか。

三つ目として、製造業の町としてこの町の強みを生かして、抜本的な対策の早急な実施を望むところでございます。特に町営住宅の整理整頓を行って、企業や民間資本を導入する中で分譲住宅地への転換や社宅の造成の検討を早期に実施する。これによって外部からの移住定住を促進する考え方はないでしょうか。

以上3点について、ご所見を伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから人口増加対策についてのご質問をいただきました。2番目の質問としまして、人口増加対策、（イ）として消滅可能性自治体からの早期離脱と対策についてでございます。以下はちょっと整理して申し上げますけれども、今、朝倉議員さんがおっしゃられたように、とんでもない発表をしてくれたなというふうに思っておりまして、後で申し上げますけど、大変失礼な、女性にとっても失礼な尺度を持って決めていると。つまり、20歳から39歳までの女性が半減する自治体は消滅する、何を言っているかという話であると思います。

過日、県知事との議論の場がありまして、阿部知事も人口戦略会議のメンバーになっているんですね。一体これは何ですかと言ったら、阿部知事も私も反対でしたと言っていました。でも、しょうがないというようなことを言っていましたけれども。

これから申し上げますけれども、人口対策というのは、何か一つやればいいということではございません。総合的な対策です。町では、朝倉議員さんもおっしゃっていただいたけれども、医療費の問題からあるいは給食費の無償化とか、いろんな手を打ってきました。国が後からついてくるという感じですがけれども、まだまだやるべきことはいっぱいあるんですけれども、それがストレートに人口増加につながるというのは、結構時間がかかるものだと思っておりますので、絶えず努力していかなければいけないなというふうに思っております。

さて、それでは整理しながらちょっとお話を申し上げたいと思っております。日本の総人口は、2008年にピークを迎えまして、それ以降減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所が2023年12月に公表した日本の地域別将来推計人口によりますと、2050年の総人口は、2020年対比で17%減の1億469万人になるとされており、全国的な少子化傾向や東京など大都市圏への若い世代の流出などにより、現状の人口を維持できるのは東京を中心とする都市圏のみとされ、その他の地域は大幅な人口減少に直面することが予測されております。

また、今年5月に発表されました厚生労働省の2023年人口動態統計によりますと、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数である合計特殊出生率は全国で1.20と、過去最低を更新し、出生数も過去最少の72万7,277人となりました。出生率、出生数ともに8年連続でマイナスとなり、未婚、晩婚化などにより少子化が加速している状況であります。

このような中、去る4月24日、人口戦略会議から新たな地域別将来推計人口に基づく自治

体ごとの分析結果リストが公表されました。公表されたリストによりますと、2050年までに全国で744の自治体が消滅する可能性があるとしており、県内でも当町を含む26市町村が消滅可能性自治体とされたところであります。

人口戦略会議での消滅可能性自治体に坂城町が分類された真因について、どのように捉えているかというご質問であります。この消滅の可能性につきましては、2020年から2050年の間に子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性人口の減少率が50%以上になるという一面的な推計のみで定義されており、これにより特定の自治体を一方的に消滅可能性自治体としたことは、住民の不安をあおるものであります。大きな疑問を感じるとともに、大変残念な思いであります。

全国町村会では、特定の自治体を一方的に消滅可能性自治体としたこのリストの公表を受けて、地域産業の振興や少子化対策に努め、人口流出の抑制と積極的な移住対策など、地域社会を持続可能なものとするべく努力してきた取組に水を差すものであり、推計に示される事態となった大きな要因は、東京圏への一極集中と少子化という一自治体だけで抜本的な改善を図れるものではないことや、今回の公表により一部の地方の問題であるかのように矮小化してはならないことを指摘した上で、国として抜本的な対策を講じていく必要があること、また、自治体の取組に対して今後一層強力な支援をすべきであるとする会長のコメントを発出するとともに、先月29日には、総務大臣に対して、全国町村会正副会長により、持続可能な地域社会の実現に関する緊急要請活動が行われたところであります。

各自治体では、人口減少を受け入れつつも、持続可能で安心して暮らせる地域を目指して努力しており、当町といたしましても、人口ビジョンにおける町の人口の将来展望を実現するため、第6次長期総合計画や坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、住みやすい町、住み続けたい町となるよう、今後も事業の検証・評価を行いながら、人口に関する現状と課題を踏まえ、効果的な事業に多角的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援等による当町への移住・定住対策の考え方についてのご質問であります。人口に関する近年の全国的な傾向といたしまして、高齢者人口の増加による年金や医療、介護等の社会保障費が著しく増大する一方、生産の担い手であり、社会の支え手となる若い世代の人口は減少し続けており、これまで築いてきた社会構造をどのように持続していくかが課題となっております。

このように、現下の状況につきましては、数の減少だけの問題にとどまらず、人口減少による年齢構成の不均衡が進むことで、就業者や消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念されております。

このような中、町総合戦略では、仕事、出産・子育て、人の流れ、暮らしの四つの視点からの事業展開を踏まえた雇用・就業や出産・子育て環境などの諸施策を講じるとともに、様々な

機会を通じて、町の魅力を発信することで、地域への愛着の醸成や関係人口の創出、人口の流出抑制と流入促進などの人の流れにつなげ、持続可能なまちづくりの実現を目指しております。

具体的な移住・定住につながる取組といたしましては、子育て支援の観点では、助産師等のサポートによる産後ケアの充実、時間外保育を除く3歳以上の園児に係る副食費を含めた保育料の無償化のほか、昨年度から実施しております小中学校の給食費無償化、要件を満たした高校・大学に在学または職業訓練機関等に入所している方への奨学金制度など、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援の充実を図っております。

また、地域への定着とU I J ターン促進のための移住セミナーや移住体験ツアーのほか、宿泊をしながら町内での生活を体験できる移住体験ハウスや、住宅新築に対する補助、空き家バンク事業など、居住に関する様々なアプローチを想定した移住定住促進にも取り組んでいるところであります。

生まれる子どもを増やし、坂城町に定住・移住する人の数を増やすためには、子どもを産み・育てるためのよりよい環境づくりのほか、単に住む場所だけではなく、働く場所が多くあることや、災害に強く、安心して快適に暮らせる環境であることなど、様々な観点からの取組が必要であり、こうしたまちづくりにより、住み続けたいまち、魅力的なまちをつくっていくことが、大学への進学などで町外へ出て行った若者が、再び坂城町へ戻ってくるUターンにもつながると考えております。

また、持続可能なまちづくりを進めるためには、社会経済の変化にも対応する活力ある地域経済の構築と生産性の高い雇用創出による若い世代の定着が必要であり、地域産業の発展は欠かせないものと考えております。

当町の特色であるものづくり産業の集積といった優位性を生かし、産業支援機関とも連携しながら、生産財やサービスの高付加価値化と生産性向上を推進していくほか、創業支援を含め若者のU I J ターン促進に向けた働く場の創出など、町内産業の自律的な発展が図られる取組を強化してまいりたいと考えております。

今後も、町総合戦略に位置づけた事業を展開していくとともに、時代に即した事業の見直しや拡充など、必要に応じてきめ細かな対応を図ることで、移住定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、製造業の強みを生かした人口増対策の考えについてのご質問であります。当町は、機械・金属加工業を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積するものづくりの町であり、雇用の受皿としてその裾野が広いことは周知のとおりであります。

また、町内に居住する、いわゆる夜間人口に対し、夜間人口に町外から町内に通勤・通学して流入する人口を加え、逆に町外へ通勤・通学する流出人口を差し引いた昼間人口、昼の人口ですね。昼間人口が多く、令和2年国勢調査の結果によりますと、昼間人口が夜間人口を

1, 0 2 5 人上回っている状況であります。最近5回の国勢調査でも、全て昼間人口が、昼の人口が夜間人口を上回る結果となっております。

こうした背景の中で、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住・定住を促進するため、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析する居住状況調査を実施したところ、昨年度は、町内企業57社から回答があり、町内で働く約6千人のデータが寄せられました。

この中で、従業員の居住地ごとの割合につきましては、町内在住者が23%、上田市29%、千曲市26%、長野市12%、その他10%であり、全体として77%の方が町外に居住しているという状況でありました。

また、今後の採用方針については、増やしていくが20%、現状と同程度の人数を毎年確保していくが20%など、雇用環境は引き続き良好な状況であり、企業の従業員向け集合住宅があった場合の利用に対しても、企業が借り上げて利用したいが13%、従業員へのあっせんまたは情報提供を希望するが30%との回答があり、住宅へのニーズが一定程度あることが確認できたところであります。

令和2年度に策定した国土利用計画第4次坂城町計画では、人口減少・高齢化の進展による低・未利用地や空家などの増加を課題として捉え、土地の有効利用の促進といたしまして、低・未利用地と空家などを含む既存住宅ストックなどの有効利用を図り、住宅地、産業用地の確保を図るとしております。

また、同じく令和2年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を改定し、横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、網掛団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅の8団地について、必要な修繕等を行うとともに、老朽化が進んだ住宅については、用途廃止等について検討するとしているところであります。

町といたしましては、このような計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ、必要に応じて、住宅分譲地の確保や、企業従業員確保のための住宅建設用地の確保、また、公営住宅の集約化などにより、雇用環境の良好な当町の特色を人口減少対策に生かせるよう、町内企業の意見もお聞きする中で、働きやすく、暮らしやすい住宅の確保・提供に向けてテクノハート坂城協同組合とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

13番（朝倉君） ただいま町長から現状分析や今後の対策について、詳細にわたり答弁をいただきました。子育て支援やその周辺事業について、当坂城町は他市町村に対して先陣を走る事業の展開をしてきたという自負をしております。

しかし、ここ数年、どこの市町村においても同様な施策を行う様相を呈しているために、横並びの状況であります。何か特に他の市町村と特色の違いを出していけないと埋没する状況とと考えております。かといって、先ほど町長から答弁をいただいた事業は、必須の事業だという

ふうに理解をしております。今後も充実した施策の実施が重要であると考えます。着実に推進を希望するところでございます。

財政的にも、当町は十分自立ができる町であると考えております。やぶから棒に消滅可能性自治体の宣言を人口会議から突然受けたことは、大変プライドを傷つけられる思いを、私だけじゃなくて、行政の皆さんや多くの町民の皆さんもお持ちであったというふうに考えております。

しかしながら、地域での少子高齢化の進展の速度は、私どもの予想より早く進んでいることを直視しながら、今回の人口会議での宣告をいい意味で受け止めて、坂城町の今ある経営資源を、いや英知を結集して、一日も早く消滅可能性自治体から離脱して、坂城町の底力を全国に知らしめたいというふうに私は思います。いかがでしょうか、町長。

このようなことから、私ども行政、議会、町民の皆さんの力を結集して、本当に坂城町が住みやすく、働きやすく、楽しい町であることを目指しながら、自立可能性自治体へ一日も早く脱皮することを祈念して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

5番（水出君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問事項は、交通体系の整備について、防災体制確立について、以上、二つの表題について質問します。それでは、一つ目の交通体系の整備について。

イ、地域の交通体系づくりについては、令和3年度にデマンド型交通方式の導入を目指し、坂城町利用促進協議会より上申され、デマンド交通実証実験を行うこととなりました。本年度は実証実験の最終年度となり、来年度から本格運用に移行するため、前回定例会にて同僚議員より類似の質問もありましたが、再確認を含め質問します。

令和3年7月5日に行われました坂城町利用促進協議会の打合せ資料、坂城町の公共交通事業の状況に記載の事業名を使いますが、関係するところの資料内数値を一部紹介します。

循環バス運行事業、以降は循環バスと言います。登録者数、坂城町住民等約1万5千人、利用者数延べ1万5,585人、1便当たり4.6人。重度障がい者タクシー利用券交付事業、現在名では福祉タクシーとなっておりますので、福祉タクシーと続けます。登録者数347人、利用者数年間143人。外出支援サービス事業、以降は外出支援と続けます。登録者数29人、利用者数延べ87回と表されておりました。

そこで、地域交通の利用状況を確認したく、一つ目として循環バス、福祉タクシー及び外出

支援の令和3年から令和5年の利用者数、町負担費用の実績、デマンドタクシーについては、2年間の前述それぞれの実績、令和3年から令和5年の運転免許返納者の推移を伺います。

二つ目として、循環バスの前身は福祉バスと聞き及んでいます。途中変更・追加もあったかもしれませんが、循環バスのバス停位置の設置根拠や条件などを伺います。

三つ目として、前回定例会でもバス停位置、デマンドタクシー運賃や運行時間、循環バスの小型化など、町民から寄せられている課題として町としても認識されているところと思いますが、ほかに町民から地域交通へ寄せられている要望があるのか伺います。

四つ目として、来年度の本格運用に向けて、課題の改善が少しでも盛り込まれるのか。まずは、今年度の内容をそのまま運用されるのか、大変気になるところです。来年度の実運用に向けて、現状の課題についてと実施までの取組ステップはどのように考えているのか伺います。

続きまして、ロとして、公共交通機関の利用促進について。

第6次長期総合計画の公共交通機関の利用促進の項では、鉄道駅については、駅施設や駅前駐車場、駅前輪場の整備、駅周辺のバリアフリー化を推進し、利便性の向上と利用者の安全確保に努めますと記されています。

その中、テクノさかき駅はエレベーターが未設置であり、ハンドル型車椅子の利用ができません。介助者が必要な階段昇降設備はありますが、車椅子利用者が単独で行動できない駅です。車椅子利用者も単独で活発に行動されている方が多く、特にテクノさかき駅は、工業の町坂城の玄関口としても、企業の方の県外・海外出張利用者を含め、大型キャリーバッグを持ち利用されることもあります。そして、新たに建設を予定している新複合施設にも程近く、工業・福祉とより注目される町として、町内唯一の公共機関の駅として充実を優先したいところです。

公共交通機関の利用促進を図る上でも、一つ目として、鉄道駅の利便性の向上と利用者の安全確保として、テクノさかき駅のエレベーター設置を要望する声は以前からありますが、町の対応状況や見通しについて伺います。また、繰り返しになりますが、唯一の公共交通です。存続のため、町内各駅利用者の増加に、町としても協力や施策が必要と感じます。

二つ目に、公共交通利用の活性化に向けた啓発活動状況と今後さらなる駅利用者増へつながる考えを伺います。

以上、イ．地域の交通体系づくりについて4件、ロ．公共交通機関の利用促進について2件について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから、1番目の質問としまして、交通体系の整備について、イ、ロとご質問がありましたけれども、私からは、ロの公共交通機関の利用促進についてを中心にお答えしまして、イにつきましては、担当課長からお答え申し上げます。

町では、令和12年度までを計画期間とする坂城町第6次長期総合計画、第1章暮らしと産業、安心の基盤づくりにおいて、地域の活力を高める道路・交通網整備として、国道18号バ

イパス、主要地方道坂城インター線等の幹線道路の整備のほか、循環バスを中心に、利便性の高い地域公共交通の仕組みづくりを進める、よりよい地域の交通体系づくりの推進を掲げております。

町の主要な地域公共交通の一つであります、しなの鉄道のテクノさかき駅につきましては、地域住民の皆様からの要望による請願駅であります。しなの鉄道開業後、初の新駅として、平成11年4月に誕生し、町の新たな玄関口となった経緯がございます。

従来の坂城駅に加えまして、新たにテクノさかき駅が設置されたことにより、中之条・南条地区及び村上地区などを含めた町内各地区から鉄道駅までの距離が、おおむね半径2キロメートル圏内、時間的には自転車の場合およそ10分以内となり、鉄道を利用する際の利便性が大きく向上したところであります。

また、テクノさかき駅開業時には、住民の皆様からの要望を受けて、障がいがある方にも安全に駅をご利用いただけるよう昇降機を設置したという経過がございますが、ご質問のエレベーターの設置につきましても、駅を所管するしなの鉄道に検討をお願いしているところでもあります。

しかしながら、しなの鉄道の見解といたしましては、既存ホームの延長や跨線橋とホームの位置関係など、構造的な面で設置は難しいとしているほか、駅へのエレベーターの新規設置にあたりましては、昇降機を含め、設備のない駅から優先的に順次設置していくことになるとの回答をいただいているところでもあります。

そうしたことから、テクノさかき駅におきましては、当面は、昇降機を安全にご利用いただくことが有効であると考えているところであります。

現在テクノさかき駅で昇降機をご利用いただくには、事前に管理駅である屋代駅に連絡することで、しなの鉄道駅員の介助により、ご利用いただくこととなっております。

事前に連絡をすることで、ご利用の列車に安全に乗降いただけますので、町といたしましては、予約方法等について、改めてPRするとともに、昇降機の管理方法等について、しなの鉄道とともに検討してまいりたいと考えております。

私も再三しなの鉄道にはですね、昇降機の利用法、現状でエレベーターを造るというのはすぐにはいきませんので、昇降機の利用をもう少し簡便にできないかということを検討してもらっているわけです。ご存じのように、テクノさかき駅は完全に無人駅になりましたので、そういうことで屋代駅に連絡しなければいけないということになっているわけですね。これを何とかもう少し簡便な方法で、いくつか案があるわけなんですけれども、検討を今していただいているということになります。

続きまして、公共交通利用の活性化に向けた啓発活動の状況と、今後の駅利用増へつなげる考えはについてお答えいたします。

公共交通に関する啓発活動といたしましては、デマンド交通（乗り合いタクシー）の実証実験開始にあたり、利用対象を75歳以上としていることから、町シニアクラブの皆様へ制度を周知するとともに、毎年デマンド交通の運行イメージのチラシと坂城町循環バス時刻表について、全戸配布を行っているほか、福祉施設や病院等にも配布することにより、広く周知を図っております。

また、駅利用増へつなげる取組といたしましては、町循環バスの時刻表につきまして、しなの鉄道のダイヤ改正に合わせて、毎年見直しを行うなどのほか、駅前多目的広場で開催しております坂城駅前葡萄酒祭や、鉄道フェスタをはじめとした169系電車を活用した各種イベントの開催に加え、ばら祭り際には、坂城駅、テクノさかき駅を結ぶシャトルバスの運行等、町の地域公共交通の要であるしなの鉄道の各駅を利用しやすいよう、工夫しているところであります。

今後につきましても、町商工会、しなの鉄道など関係機関と協力する中、イベントの開催等積極的に推進し、駅周辺のにぎわいの創出も含め、駅利用増につながる取組に努めてまいりたいと思っております。

ちょっと付け加えますと、もうばら祭りのときにもご利用いただいていますけれども、坂城駅とテクノさかき駅に5台の電動アシスト自転車ですね、あれも5台ずつ置いてありますので、これなんかもう少し宣伝しながら、大いに使っていただければというふうに思っております。

また、鉄道駅の利便性向上といった面で、しなの鉄道では、北しなの線を含む同社路線の全駅で、令和8年、これは2026年、3月までに、交通系ICカードSuicaに対応する設備を導入する検討を進めているということを知っているわけであります。

導入にあたりましては、国の補助金を申請する予定とのことではありますが、利便性の向上やインバウンドの需要をはじめ、利用者増加が見込めることから、導入に向けた支援策等について、沿線市町や県と検討してまいりたいと考えているところであります。

しなの鉄道は、当町の地域公共交通の一端を担い、地域の皆様の移動手段として重要な役割を果たしていただいていることから、引き続き利用者の利便性の向上と、安全な運行等について、連携してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、まずは日常生活に必要不可欠な移動手段の確保のために、地域公共交通を必要とされる方が便利にご利用いただけるよう体制を整えるとともに、広報、防災行政無線をはじめ、「すぐメール」ですとか、町ホームページ等で周知し、町循環バスとデマンド交通、また、しなの鉄道を含めた、地域公共交通の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

建設課長（堀内君） 1. 交通体系の整備について、イ. 地域の交通体系づくりについてお答えいたします。

令和4年4月から実証実験を開始しましたデマンド交通（乗り合いタクシー）につきましては、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、運行しているところでございます。

町地域公共交通会議で決定した運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金は1回当たり500円、運行は土日及び年末年始を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の1日計5時間としている状況でございます。

また、利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただいた上、事前予約により、予約状況に応じ複数の方が、自宅から買物先や医療機関などの、指定された町内48か所の停留所までのご希望の間を、乗り合いにより運行するものでございます。

初めに、デマンド交通の実績から申し上げますと、利用者の登録状況につきましては、1年目の令和4年度末で229名、5年度末で306名と、プラス77名、33%の増加となっており、利用者数につきましても、令和4年度末で延べ2,793名、1月当たりの平均利用者数230名に対し、5年度末では3,142名、1月当たりの平均利用者数は260名と、前年度と比べプラス349名となり、12.5%増加している状況でございます。

また、町が負担した運行委託料に係る費用実績につきましては、4年度が約680万円、5年度が約790万円という状況でございます。

続きまして、町循環バスの利用者数及び費用実績でございますが、令和3年度は利用者数が1万2,818名、1月当たりの平均利用者数は1,060名、運行委託料及び車両リース料、修繕料を含めた費用実績につきましては、約2,600万円でございます。

4年度につきましては、利用者数1万2,951名、1月当たり平均利用者数1,080名、費用実績は約2,700万円となり、5年度につきましては、利用者数1万2,736名、1月当たり平均利用者数1,060名、費用実績は約2,400万円となっております。

続きまして、福祉タクシー及び外出支援サービスの状況についてお答えいたします。

福祉タクシーにつきましては、重度の障がいがある方の外出等の負担軽減のため、福祉タクシー利用券を交付している事業で、外出支援サービスにつきましては、高齢者生活支援事業として、移動が困難な方などの、医療機関及び介護サービス提供事業所等への移動について支援する事業であります。

それぞれの事業における延べ利用者数及び費用実績につきましては、令和3年度が、福祉タクシー836名、費用実績71万7千円、外出支援サービス87回、費用実績78万円。4年度が福祉タクシー764名、費用実績59万6千円、外出支援サービス107回、費用実績78万円。5年度につきましては、福祉タクシー754名、費用実績61万9千円、外出支援サービス148回、費用実績90万円でございます。

また、免許返納者の推移であります。千曲警察署交通課に確認したところ、暦年集計で、

令和3年が52名、4年が58名、5年が34名といった状況であります。

次に、循環バスのバス停位置の設置根拠や条件等についてお答えいたします。

現在の循環バスにつきましては、平成6年5月に運行を開始した坂城町福祉バス事業を引き継ぐ形で、平成14年4月に運行を開始して以降、現在に至る22年間、運行している状況でございます。

坂城町福祉バスにつきましては、高齢者や障がいがある方などの移動手段の確保を図るため、町内の福祉施設等を経由するバスとして、老人福祉センター夢の湯を起点に、福祉施設等と、各自治区に1か所ずつ設置することを基準とし、34か所の停留所が設置され、運行が開始されたものでございます。

その後、循環バスへ移行する中で、利用者の皆様のご意見、ご要望をお聞きするとともに、国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局やバス事業者等と協議を重ね、現在の町外4か所も含めた計63か所の停留所を設置し、運行しているところであります。

次に、町民の皆様からの地域交通へ寄せられている要望でございますが、まず、循環バスにつきましては、これまで、路線上の停留所以外でも乗降車したい旨のご要望をいただく中、平成29年度から「どこでものれーる」を導入し、現在まで実施してきた経過がございます。

また、デマンド交通（乗り合いタクシー）につきましては、コンビニエンスストアや、葬祭場などにも停留場を設けてほしい旨のご要望を地域公共交通会議等の場や、運行事業者を通してお聞きする中、実証実験1年目の36か所から12か所増設し、現在では全48か所の停留所で運行している状況でございます。

次に、来年度の実運用に向け、現状の課題と実施までの取組ステップといたしましては、昨年度開催した地域公共交通会議や、地域交通利用促進協議会におけるアンケート調査等の際には、新たな要望はお聞きしておりませんが、利用者の皆様からの日頃からのご意見、ご要望として、デマンド交通の運行時間の拡大や料金の見直し等について、お聞きしているところでございます。

一方、デマンド交通の実証実験開始にあたりましては、今後のよりよい地域交通体系の構築を推進することを目的として、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行とデマンド交通が共存できるよう、運行日や運行時間、料金設定等を決定した経過がございます。

次年度からの本格導入にあたりましては、実証実験開始の際の経過も加味する中、引き続き、利用者の皆様からのご意見、ご要望をお聞きするとともに、運行事業者をはじめ、地域公共交通会議や地域交通利用促進協議会、デマンド交通を所管する運輸局等関係機関と協議を進め、適切な仕組みとなるよう努めてまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま町長、担当課長よりご説明を順次いただきました。まず、地域交通について、デマンドタクシーの実証実験を加えたことでの地域交通への影響というところで、今、

人数的なところを確認させていただいたわけですが、四つの事業を合わせた場合に、令和3年度1万3,741人という延べ人数の利用者が、令和4年度は1万6,615人、令和5年度1万6,780人と増加していることから、デマンドタクシーが弊害となることはなく、むしろ交通弱者の足を補う相乗効果もあり、利用者の交通手段として選択肢も広がったと、デマンドタクシーの実証実験を踏まえた状況数値からも言えるのではないかと思います。

そして、循環バスの停留所を質問でさせていただきましたけれど、一般的な地域交通とか、その辺の状況等も伺った、これは事例等ではございますけれど、利用者の自宅というんですかね、そこから大体半径500メートルから300メートル圏内、この辺が設置する上で。

中には、やはり高齢者といえども健康のために歩きたいという方もいる。それと、あとはどうしたって近くから乗りたい、そういった方もいる。そういったところの両方の要望が大体相交えるところが500メートルから300メートルくらいが適切なのかなんていうところも言われております。今後の中でも、こういったバス停の設置やら検討が入る際には、その辺も一考していただければなと思います。

あと、本格運用に向けて、課題の取組については、これからいろいろな回を重ねて、専門機関を含めていろんな協議がされていくということで、ここでは、具体的などころまでは求めません。しっかりとまた町民の意見を聞いて、取り入れてもらえればなと思っております。

ちょっと後でまた質問させていただきますけれど、先に公共交通機関のほうのテクノさかき駅のエレベーターについて。こちらのほうは、やはり町長の答弁でもありましたけれど、やはり屋代駅にお伺いを立てるということ自体が、ただでさえ身障者の方は不自由な中、やっぱり煩わしい手続だと思います。やっぱりすぐにエレベーター設置というのは、大変な工事なのでできないかもしれませんけれど、粘り強く設置をお願いすることと、やっぱり無人駅ですけれど、あそこに補助員さんがいるとか、そういったことは、町のほうのご努力で何とかなる話じゃないかなと思います。その辺は、ぜひとも今後の中で検討いただければなと思っております。

あと、駅利用者を増やせることに関しては、今は本当に駅前広場でいろんなイベントを開催したりして、集客も非常にあるのを私も見てきて実感しております。やはり通学・通勤の方が、これ以上やっぱり急激に増えるということは難しいもので、そういったイベントをやっぱり重ねる中、利用客を増やすということは大切なことなのかなと思っております。

この中、先ほどS u i c aとか電動自転車の設置について、新たな計画もお聞きできたわけですが、そういった中で、やっぱり坂城町としてもテクノさかき駅を使って、坂城駅を使ったり、坂城の飲食店を使う。それとか観光名所を使う。そういったスタンプラリーじゃないですけど、そういったようなもので何か特典をつけるとか、そのようなイベントや工夫というのも、これは担当とすると大変なことかもしれませんが、そういったことでやっぱりい

ろんな方を集客できるような工夫、その辺は考えていただければなと要望はしておきます。

それで、ちょっと後ろに回させていただきますけれども、先ほどデマンドタクシーやら循環バスのところで、ちょっと課題で料金の話がありましたけれど、利用者からすれば、当然料金は安いにこしたことはありません。特に免許を返納した方というのは、今まで自由に歩いたわけですね。免許がなくなってからは、自分で自由には歩けない。タクシーで歩かないとか、身内の方に頼むとか、そういったことはあるかもしれませんが。そういった中で、やはりお金を使うことを控えてしまうということで、ちょっと料金の面というのが非常に気になるのかなと思います。

一番今、経済情勢としてもですね、物価高騰がかなり続いている。賃金については、物価上昇分を補うように賃上げしなさいよということが推進されているわけですね。そうなってくると、やっぱり循環バスといえども、デマンドタクシーといえども、それぞれの費用というのは必ず値上げの方向になると思います。

そういったことからして、料金を町で負担するということが非常に大きなことになってくるわけですが、私はこの地域交通というのは、営利目的の事業じゃなく、まちづくりのために必要なツールだと思っています。健康増進もそうですし、コミュニティー、より皆さんが自由に出て歩くための手段。単なる移動手段の一つじゃなくて、コミュニティーを形成するため、町を活性化するためのツール、そういったものが公共交通と思っています。

ですから、そういったことに関して、すぐに料金に跳ね返るとかいうことでなく、むしろ坂城町民は無料で使えるんだよぐらいのことがあればうれしいなと思いますけれど、そうは言っても財政面の話ですから、一長一短なところで簡単にできる話ではございませんが、これはまちづくりをやっぱり一番引っ張っていく町長のお考え等もあるかと思しますので、町長にこの辺の料金の在り方について再質問したいと思います。お願いいたします。

建設課長（堀内君） デマンド交通（乗り合いタクシー）の本格運用に向けた利用料金についての再質問にお答えいたします。

タクシー料金につきましては、先ほどご質問の中にもありましたけれども、燃料価格の高騰によりまして経営状況が悪化していること、それや運転手を確保するため待遇を改善する必要があるといったことなどから、昨年の秋に、タクシー料金につきましては料金改定が行われ、値上げとなったところであります。

これを受け、新年度からデマンド交通を委託しておりますタクシー事業者への町からの支払いも増額しております。ではあります、デマンド交通をご利用いただく料金につきましては、今年度は実証期間中といったこともございますので、据置きにて利用しているところでございます。

次年度から本格導入及び循環バスの運行も含めまして、利用料金を含めて、引き続き利用者

の皆様からのご意見、ご要望をお聞きする中で、また繰り返しとなりますけれども、既存のタクシー運行とデマンド交通とが共存できますよう、こちらの運行事業者をはじめ運輸局等関係機関との協議を進める中で、適切な仕組みとなるように努めてまいりたいと考えております。

すみません、付け加えさせていただきます。循環バスにつきましては、現在、免許返納者、先ほど34名、5年度はあるというお答えをしましたが、その方は証明書をお出しただければ、循環バスについては無料といった形になっておりますことを付け加えさせていただきます。

5番（水出君） 循環バスは、今も75歳以上の方は無料というのは、私も存じ上げておりますけれど、これから非常に物価高騰の影響がありますので、無料がなくなるようだとか、循環バスはもう継続して絶対値上げがない、無料で使えるんだというお話なのか、その辺を明確にお答えいただきたいと思います。

あと、デマンドタクシーについては、やはり今の料金体系は500円でありますけれど、この辺は、今の実証期間中は据置きということで、これから先はタクシー業者とどのような契約ができるかというところも大きく影響しますけれど、損得勘定の話じゃないですね。営利でやっているわけじゃないですから。やはり、これはそういった交通弱者の方にできる限りストレスなく使っていただく、そして、町の活力を上げていく、そういったことが大切だと私は思っているのです、その辺について、多少契約者が上がったから下がったからという影響じゃなくて、町の方針としてどうなんだというところを聞きたいと思っております。以上、お願いいたします。

町長（山村君） 先ほど堀内課長からお話ししましたけれど、例えば循環バス、免許証を返納された方はご不便ですから、それはもう当初から無料にしました。それから、それはそれなんだけれども、あと値上げするのかどうかというご質問ですけれども、基本的には、今はこういう諸物価が高騰して皆さん大変な状況でありますので、当面は値上げしない。循環バスですね。それからオンデマンドも。

しかしながら、多分2年ぐらい後になります。令和8年度以降になるかな。循環バスそのものの車体の入替えをしようと思っております。もう少し小型のものにして、もうちょっと柔軟に動けるようなものにしたいと思っております。

それから、オンデマンドのタクシーにつきましても、今年度の実証実験の最後であります。来年度以降ですね、本格稼働するときの料金は多分変えないと思います。下げることもしないかもしれない。変えないと思いますけれども、運行時間をどうするかとか、それからタクシーで行ける場所をもっと増やしてくれとか、いろいろご要望がありますので、それを含めて今年度中に検討するということになります。町民の皆様にはせっかく公共交通機関を使っていただくために、不利な条件設定はしないようにしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

5番（水出君） ただいま再々を含めて質問の答弁をいただきました。本当にやはり交通弱者の方がストレスなく使いやすいというところは、我々も含めて常に考えていきたいことかなと思いますので、年度はどうか、踏み入れたりはっきりしたこととか金額は申し上げられないことだと、当然私のほうも理解しております。ぜひとも、少なくとも今は非常に経済情勢が不安定でございますので、据置きができる中で本格運用がスタートできるよう、ぜひともお願いしておきたいと思います。この辺をお願いして、次の質問に入らせていただきます。

第2番目の質問です。防災体制確立について。今年は、元日から能登半島地震の大災害もあり、災害関連の話や関心は非常に高まっています。そして、災害は忘れた頃にやってくるから、忘れる前にやってくるようになりました。大災害は、いつどこで起きても不思議でないことを皆様とともに再認識し、防災・減災に力を入れていきたいと思います。

その中、総合防災訓練は大変重要な取組です。例年どおり、町の総合防災訓練が今年も計画されています。町内4地区を輪番で開催会場を変え、基本的には同一の訓練内容を各地区に教育、提供されてきました。一巡した本年度は、新たな訓練事項を計画し、年次で各地区へ新たな訓練内容を教育していく初年度にあたる年だと認識しております。

そこで、町の防災力強化に向け、イ．防災体制の強化について。

防災体制の強化は、必要などころであります。その組織の在り方について、前回は質問させていただきましたが、再度確認をさせていただきます。

一つ目として、婦人消防隊の登録が現在ない区が2区あると聞きました。町として婦人消防隊へ伝える共有の情報提供、それと会議や訓練について、ない地区ですね。対象2区へどのようにされているのか伺います。

また、二つ目に、婦人消防隊の役割・機能を自主防災会への統合等を含め、在り方の研究をする意向を示されました。その状況について伺います。

そして、第6次長期総合計画、第2節生命を守る消防・防災指標目標値に、防災士資格保持者数、令和2年度基準値52人、令和7年度目標値92人とあります。三つ目として、町では防災士資格保持者数の目標を定めているが、この資格保持者の把握状況と防災士の増員目的と、町として防災士に求める期待や役割事項は何かを伺います。

ロとして、地域防災力の向上について。

前回定例会では、地域防災力の向上に向け、地区防災計画の策定を質問しました。坂城町の地域防災力の向上は、各自治区や各諸団体の地区防災力の向上にあると思います。町として、その後、地区防災計画策定に向けた検討が進展しているのか、状況を伺います。

ハとして、食材備蓄の充実について。

避難し命が助かると、やはり生きていく糧として食することに注目が移ります。社会文教常任委員会では、閉会中の調査として、5月14日に町の備蓄倉庫の防災センター、第10分団

詰所横、第3分団詰所横の3か所を視察し、実際の備蓄状況を確認しました。備蓄内容詳細は割愛しますが、備蓄食料・飲料については、町の基準1, 400人3日間に合致した備蓄状況を確認しました。その中、備蓄材料の賞味期限は長いものですが、災害がなく続いているという事は、必ず賞味期限を迎えてしまいます。

一つ目として、今後賞味期限を迎える食材の更新はどのように行うのか。

また、実際に避難を余儀なくされる災害を招いた場合、現在の備蓄された食材は、非常時とはいえ、すぐに飽きてしまうことも想定されます。二つ目として、有事の際、備蓄食料以外の提供は必要と思いますが、対応への考えを伺います。

ニ. 防災減災活動の充実について。

災害から身を守る防災訓練は重要な活動ですが、昨今、ペットについても避難所へ帯同避難が認められつつあります。大切な家族同様、それ以上にペットへの思いが強い人もいと、よく耳にします。しかし、避難所におけるペットの帯同避難は、課題も多いと認識しています。

訓練を重ねる中、多くの住民の皆様の理解や課題克服を行い、有事の際に備えるべきと思います。今年度総合防災訓練事項にペットの帯同避難訓練を含めることを要望しますが、町の考えを伺います。

イ. 防災体制の強化について3件、ロ. 地域防災力の向上について1件、ハ. 食材備蓄の充実について2件、ニ. 防災減災活動の充実について1件、以上について答弁願います。

住民環境課長（山下君） 2の防災体制確立についてのご質問に順次お答えいたします。

町における防災体制につきましては、発生した災害についての被害状況などについて庁内で検証を行い、都度、様々な課題を精査する中で、強化に努めているところであります。

町消防団におきましては、消防署職員の指導の下、浸水害に対する水防訓練や、町総合防災訓練において、地域と連携した物資輸送訓練や情報収集訓練などを実施し、婦人消防隊におきましては、火災等で住宅などを被災した方の一時的な生活場所の確保などの後方支援や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問しての火災予防啓発活動などを実施していただいているほか、町総合防災訓練での避難所設営訓練に参加するなど、体制の強化に努めております。

また、地域との連携強化を図るため、各区長さんを対象とした防災説明会を開催するとともに、町総合防災訓練では、浸水被害を想定した水防訓練や、避難経路の安全確保のほか、避難所設営訓練など、各種訓練に参加していただき、自主防災力の向上に努めていただいているところであります。

最初に、婦人消防隊の登録がない2区への対応についてのご質問でございますが、婦人消防隊につきましては、町婦人消防隊設置要領により、設置の目的や日常の活動、有事の際の支援内容などを定めているところでございます。

4月に開催されました区長会の中でも、町婦人消防隊の設置や在り方について議題が上がっ

たところでございますが、その際にも、先ほど述べたような婦人消防隊の目的、活動などや、ひとり暮らし高齢者等を訪問していただいた情報を地域と共有し、要支援者の避難行動に生かしていただきたいことなどを説明し、ご理解をお願いしたところでございます。

登録のない2区につきましては、実情に応じた中で、婦人消防隊が担うべき役割を区の中で引き受けることによって、実際の火災現場等での消防団と連携した後方支援活動などを実施していただくものとしております。

次に、婦人消防隊の在り方でございますが、4月に婦人消防隊分隊長会議を実施した際、婦人消防隊は、引き続き地域防災の担い手であり、基本的な活動として、各地区においては、自主防災会と連携を図り、地域から火災を出さないという家庭内でのおのおのの取組のほか、ひとり暮らし高齢者世帯や、高齢者のみの世帯への防火啓発訪問活動など、自助と公助の部分の役割を担っていただくことをお願いし、ご理解をいただいたところであり、今後におきましても、婦人消防隊の担う役割は重要であり、必要と考えるところでございます。

次に、防災士に係るご質問でございますが、町では第6次長期総合計画において、令和7年までに92人の防災士資格保持者数を目標としており、毎年、消防団の分団長に防災士の資格を取得していただくよう、防災士資格取得登録料等を予算化し、資格取得者の増員を図っているところであり、令和5年度末時点におきましては、82名の方に防災士の資格を取得していただいております。

防災士資格保持者の方には、災害に対する高度な知識とスキルを持つ専門家として、地域社会での平時の防災活動や、災害時においても重要な役割が期待され、消防団で培った知識と技術をもって、各地区の自主防災組織と連携を図り、地域社会の安全と安心を築いていくため、積極的に活動していただくことで、地域の防災力向上に寄与していただくことを期待するところであります。

次に、ロ．地域防災力の向上についてお答えいたします。

町内の地区防災計画の策定の状況につきましては、地区防災計画作成の一環として、県による作成支援を得て、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などに配慮した地区防災マップを町内5地区で作成しております。

この5地区では、作成したマップを地区内のご家庭へ配布した後に、避難訓練を実施し、災害の発生を想定した避難場所や応急避難所と、中核避難所までの避難経路を実際に歩いて確認をしていただいております。

また、災害時に備えて、自分の住む地域の情報、避難所や消火栓がどこにあるか、危険箇所はどこか、支援が必要な人はどこに住んでいるか、支援できる方がいるか等を地図に書き込み、情報を共有する「ささえあいマップ」の作成につきましては、町社会福祉協議会にて作成支援を行っており、平時は見守り活動に、緊急時には命を守るための行動に活用できるツールとな

り、現在までに6地区が作成を行っております。

町としましては、出前講座や防災説明会などを通じて情報提供を行い、地域において地区防災計画や非常時に活用ができるマップなどの整備ができるよう、支援してまいりたいと考えます。

次に、食材備蓄の充実についてのご質問にお答えいたします。

町における保存食等の備えといたしましては、坂城地区、村上地区、南条地区、中之条地区に、それぞれ備蓄庫を設置しているほか、各3小学校及び中学校には、簡易備蓄庫を設置しており、小学校が避難所となった場合に、すぐに必要となる毛布、段ボール間仕切り、段ボールベッドなども備えております。

また、保存食等における備蓄の方針でございますが、地域防災計画では、町の人口約1万4千人のうち、その1割にあたる1,400人分を常時確保することとしており、現在のところ、クラッカー、クッキー、おかゆなど、必要数を確保しているところであります。

ご質問にあります備蓄食料につきましては、賞味期限が定められておりますので、期限の近い食料につきましては、町総合防災訓練等におきまして、参加者などへの配布をしているほか、各地区や学校などで開催される出前講座の際にも、備蓄食料のサンプルとして利用するなど、防災意識の向上に役立てるとともに、廃棄することがないよう有効活用を図っているところでありますが、やむを得ず期限が切れたものについては廃棄処分とし、備蓄の方針に不足が生じないよう入替えと補充を行っております。

また、備蓄品以外の食料提供の必要性につきまして、災害の状況によっては、避難所の運営が長期化することも考えられ、その場合の食料不足に備え、長野県内全市町村が締結した長野県市町村災害時相互応援協定では、物資等の提供及びあっせんの応援をすることとしており、食料や飲料、医薬品などが供給されるよう、長野県や国と連携し、食料や物資の支援を受けられることとなっております。

また、平成12年には、災害時における応急生活物資供給等に関する協定を民間の事業所2社と締結しており、有事の際には、食料、飲料水を含む応急生活物資の供給を受けることが可能となっております。

次に、防災減災活動の充実についてお答えいたします。

ペットの同行避難につきましては、ご質問にありますように、避難所の受入体制や、避難する飼い主やペットのルールなど様々な課題があることから、町では、県や県保健福祉事務所の主催する研修会などに積極的に参加をし、情報収集に努めているところでございます。

また、町民の皆様には、町ホームページを通じて「いざという時、災害からペットを守るために」という項目で、長野県動物愛護センターのサイトの災害の備えに関する掲載ページをご覧いただけるようにするなど周知をしており、ご理解をお願いしているところでございます。

また、「広報さかき」には、飼い主の方に向けて、ふだんからペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定して車に慣れさせることなどのお願いを掲載いたしました。

ご質問でございます、ペットの同行避難の訓練につきまして、まずは、ペットの避難について、皆様にご理解いただくため、今年度、町総合防災訓練の訓練の一つとして、実際にペットとともに避難していただき、専門家からペットとともに避難することについての説明や、避難に必要なものを紹介していただくブースを設ける計画をしておりますので、ペットを飼っている方にご参加いただきますよう、周知してまいります。

5 番（水出君） ただいま担当課長より答弁いただきました。婦人消防隊等々については、前回から私もちょっとこだわったりして、短期間の間にしつこく質問させていただいておりますけれど、やはり一番は、婦人云々ということよりも、やっぱり地区防災、自主防災会とかですね、企業の諸団体がつくっている、企業さんのほうはしっかりいろいろやっていると思いますけれど、そういったところが、やっぱりどうしても行政で手が回らなくなるわけですね。災害が起きたときは。そのときに、やっぱり隣近所の力が非常に必要になってきます。ですから、そういったところで、どんなことが日頃から自分たちのエリアのところはできるのか、お互いに共助の観点というのは大切にさせていただきたいということで、先ほど担当課長より説明がありましたけれども、6地区ですか、一緒に状況を確認したり、そういったことは非常に大切だと思うんですよね。何かをつくってくれで終わりじゃなくて、実際どうなっているのか。

ちょっと前後しますけれど、婦人消防隊をなくした2区についても、じゃあなくなった場合は、どんなところで自分たちの活動ができるように定めているのか、その辺を確認していただく。そういったことが非常に行政としては大切なことかなと私は認識しております。

先ほどの最後の質問で、ペット同行の避難を今回、町の総合防災訓練で試しでやってみるということですが、非常にいいことかなと思います。ペットは本当に何がどう起きるのか、飼い主の間の中では非常に大人しいものも、知らない人の中にいきなり行くと、特別な行動を起こして、また避難されている方にやっぱり逆のイメージで悪く思う人もいますし、いろいろな問題というのがやっぱり潜んでいます。

防災活動というのは、やっぱり100%を求めるということじゃないと思うんですよね。いろいろ試してやってみて、それで駄目なことを毎年修正していく、足していく。そういったことが非常に大切なことだと思います。ですから、背伸びせずに、できることを一から順序立てて、毎年その代わりいろいろ工夫をしていく。そんなことをやっていただくように、続けていただければいいのかなということを要望しておきます。

今回は、地域交通、公共交通等の質問と防災関係、大きく二つについて質問させていただきましたけれど、この両方については、やはりまちづくりの一番の基本だと思うんですよね。安心・安全な町をつくるため。公共交通というのは、やはり自分たちが活力を持って町内で活動

できることを、やっぱり高齢だから範囲が狭められるんじゃないなくて、やっぱりより今まで以上に活動できる、そんなことも含めたり、健康のために使えたりということ、そういう両輪で、やっぱり町の基本となることですので、十分にこの辺についてはまた改善、改良を含めていろんな施策を一緒に求めていきたいかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いまして、私の一切の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時28分)

6月14日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君 | 9番議員 | 玉川清史君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 10 " | 山城峻一君 |
| 3 " | 塚田舞君 | 11 " | 柰津明子君 |
| 5 " | 水出康成君 | 12 " | 大日向進也君 |
| 6 " | 宮入健誠君 | 13 " | 朝倉国勝君 |
| 7 " | 中村忠靖君 | 14 " | 大森茂彦君 |
| 8 " | 星哲夫君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 白井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 伊達博巳君 |
| 企画政策課長 | 竹内祐一君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 堀内弘達君 |
| 教育文化課長 | 長崎麻子君 |
| 収納対策推進幹 | 細田美香君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長 | 宮嶋和博君 |
| 総務課長補佐 | 宮原卓君 |
| 財政係長 | 川島徳夫君 |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君 |
| 企画調整係長 | |
| 保健センター所長 | |
| 子ども支援室長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 生活困窮者への支援についてほか | 玉川清史議員 |
| (2) デジタル教育についてほか | 柘津明子議員 |
| (3) 改正地方自治法についてほか | 大森茂彦議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、9番 玉川清史議員の質問を許します。

9番（玉川君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

生活困窮者への支援、災害対策についての質問です。

最初の質問です。1. 生活困窮者への支援について。

イ. 生活保護前の生活困窮者への支援は

1、どのような支援制度があるか。高齢者や児童、障がい者の皆さんなどを対象とした支援制度に当てはまらない、経済的に困窮をしている生活困窮者の皆さんが生活を立て直し、少しずつでも自立していけるように生活困窮者自立支援法ができました。この支援法による生活困窮者自立支援制度には、自立相談支援事業の実施や居住確保給付金の支給などの必須事業のほか、相談をためらう方へのきめ細やかな声かけや、民間企業との連携などによる就労体験や訓練等の任意事業についても考えられているようです。町で行っている支援制度にはどのようなものがあるのでしょうか。お聞きします。

ロ. 生活保護制度について

支援制度を利用しても生活再建が難しい人には、生活保護制度が最後の支えとなります。しかしながら、制度の利用は実際には多くありません。私が所属しています全国組織の生活と健康を守る会や研究者によると、日本の保護率、人口100人当たりの受給者の人数ですが、これは聞き慣れない言葉ですので、以後受給者率と言わせていただきますが、令和3年度の厚生労働省の資料では、日本の中でも長野県の受給者率0.54%は、全国の受給者率1.6%と

の比較で3分の1の低さ、全国の47都道府県では46番目、下から2番目という低さで、第1位の大阪府3.06%の6分の1くらいです。

坂城町を所管している長野保健福祉事務所の令和4年のデータでは、受給者率は0.26%となっています。市と郡部の比較では、郡部がより低い傾向にあります。

全国を見ると、社会保障費の削減を名目に意図的に認定を厳しくしている事案もあるようですが、申請する皆さんの制度に対する知識不足、そこから来る利用することへのためらい、当事者でない方からの受給者への偏見など、古くからある国民気質が変わっていないことも影響していると考えています。生活保護制度の利用は権利であることを理解して、遠慮せずに利用してもらうための行政側の動きが大切です。

1として、町と長野保健福祉事務所の役割は。

a、周知のために案内を福祉課等の窓口に置いたり、ポスター等の掲示を。b、権利であることの理解を深めるために、学校での教育をとして、町での周知方法と学校での教育の状況を含め、町、長野保健福祉事務所それぞれの役割についてお聞きします。

次に、ハ、生活保護受給者の健康診査は。

1、生活保護受給者の健診の状況は。被保護者健康支援事業による健康診査への町の考えについて。令和4年の6月本会議での先輩議員への答弁がありましたが、その後、町独自で受診支援をしているとお聞きしています。町が把握できる一般の受診率との比較で、a、受給者の受診率はとしてお聞きします。

以上、1.生活困窮者への支援について。生活保護前の生活困窮者への支援、生活保護制度について、生活保護受給者の健康診査について、三つ、1回目の質問とします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1.生活困窮者への支援について、私からは、イ、生活保護前の生活困窮者への支援はと、ロ、生活保護制度についてのうち、制度周知についてのご質問にお答えいたします。

我が国の社会保障制度は、戦後混乱期における生活保護法の制定や、高度経済成長期の国民皆保険、皆年金制度の創設、平成に入ってから、介護保険制度の開始など、その時々々の社会情勢に応じ、充実や見直しが図られてまいりました。

近年におきましては、人口減少による少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化に加え、家族や職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で、社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題が深刻化してきており、こうしたことを背景として平成27年4月に施行されたのが生活困窮者自立支援法であります。

この法律では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で、早期の対応により尊厳を守り、意思を尊重しながら、地域社会の中で自立し

ていけるよう、生活を立て直すため、関係機関等が横断的に支援をすることとされ、長野県におきましても市や郡を単位とした拠点に、生活就労支援センターまいさぼが設置され、町村の社会福祉協議会においては、まいさぼ出張相談所を設けております。

町におきましては、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、管轄のまいさぼ信州長野や社会福祉協議会との連絡調整を行うなど、状況に応じた適切な支援につながるよう対応をしているところであります。

また、地域福祉の推進を図る町社会福祉協議会におきましては、一時的に生活費等が不足し、困っている方のために資金の貸付けを行う生活福祉資金等貸付事業や、高齢者や障がいのある方の福祉サービスの利用などに関する日常生活自立支援事業のほか、まいさぼ出張相談所、フードバンクなど、生活サポート事業を実施しております。

さらに、こうした生活困窮者等への早期対応と支援体制の構築を図ることを目的として、生活困窮者等自立相談支援事業を町社会福祉協議会に委託し、生活や就労などで困っている方に対して、生活の立て直しのための相談援助を行っているところであります。

町あるいは社会福祉協議会で相談を受けた場合の流れとしましては、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他機関へつなぐことが適当かを判断し、相談内容からまいさぼ信州長野による支援が必要であると判断する場合は、相談者本人の同意を得た上で、必要な情報をまいさぼ信州長野と共有し連携して支援を行っております。

また、まいさぼでは、相談支援員や就労支援員を配置し、相談者との面談からニーズを把握した上で、状況に応じた支援プラン（マイサポートプラン）を作成し、包括的かつ継続的な自立相談支援を実施しております。

そのほか、再就職のために住居の確保が必要な方に対する住宅確保給付金の支給、就労に向けた準備が必要な方に対する就労準備支援、家計から生活再建を考える方に対する家計支援、住まいの確保が必要な方に対する一時生活支援、生活困窮世帯の子どもに対する子どもの学習・生活支援などの事業を実施しております。

このように、生活困窮者への支援として町・社会福祉協議会・まいさぼ等、関係機関が連携を図り対応いたしますので、まずは地域の相談窓口にご相談いただく中で、相談者の困り事や悩みに寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．生活保護制度についてのご質問にお答えいたします。

生活保護は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした制度であります。

保護の内容といたしましては、食費・光熱水費等の日常生活に必要な費用、アパート等の家賃、義務教育を受けるために必要な学用品費、医療・介護サービスの費用などのほか、就労に

必要な技能の修得等に係る費用等、生活を営む上で必要な各種費用に対応して保護費が支給されます。

一方、これらの保護を受けるためには、利用し得る資産等あらゆるものを生活のために活用し、能力に応じて勤労に励むこと、健康の保持・増進に努めるとともに、支出の節約を図り、その他の生活の維持向上に努めなければならないとされております。

また、保護を受ける方の必要な生活費は、年齢や世帯の人数ごとに国で定めた基準額から算定した最低生活費と実際の収入を比較し、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する額が保護費として支給されます。

ご質問の町と長野保健福祉事務所の役割についてであります。生活保護の実施機関は、居住地域を所管する福祉事務所が行うこととされており、保護の申請については、直接長野保健福祉事務所へ提出することもできますが、町において相談を受けるケースもあり、関係者による面談の結果、町を経由して提出していただくこともできます。

町におきましては、住民の方から一番身近な相談窓口として継続して関わるとともに、必要に応じて書類作成など福祉事務所の調査に協力しており、保護開始申請書の提出を受けた長野保健福祉事務所では、保護の決定に係る生活状況等を把握するための家庭訪問等による実地調査や、預貯金、不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、就労の可能性の調査を行っております。

こうした調査を経て、保護の可否については長野保健福祉事務所長が決定し、保健福祉事務所では保護の開始後も生活状況や家庭状況を把握するため、継続した面談を行っているところであります。

続きまして、制度の周知についてであります。生活保護の申請は国民の権利であり、生活に困窮している方々が、病気や失業、子育てなど様々な困難を乗り越え、再び自立した生活を送れるよう支援することは、社会全体の課題であります。

また、保護の申請にあたっては、その方の生活や家庭の状況などを丁寧にお聞きする必要がありますので、制度の周知方法等、長野保健福祉事務所と相談する中で、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護を受給されている方が安定した生活を再建し、地域社会の一員として自立した日常生活を営むことができるよう支援することが重要であり、町といたしましても、社会全体の理解と協力を得る中で、生活保護に至らないよう早い段階から生活困窮者の困り事の改善を図り、関係機関と連携して自立に向けた包括的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） ロ. 生活保護制度についてのうち、権利であることの理解を深めるために、学校での教育をについてのご質問にお答えいたします。

小中学校での学校教育におきましては、一人一人が社会の一員としての役割などを理解することを目的として、広く社会全般の仕組みや制度を学習しており、小学校におきましては、租税の役割として税金が社会保障などに役立てられていること、中学校では、国や地方公共団体の役割の一つとして社会保障があることなど、それぞれの年齢に応じた学習をしているところでございます。

また、こうした学習を通じて、社会全体の基本的な仕組みやルールを身につけることに加え、人間性の形成において大事な段階にある児童・生徒にとって何より重要なのは、多様性に対する理解を深め、他者を許容し共感できる感性を育むことであり、授業だけでなく学校生活全般で人権感覚を養えるよう努めているところであります。

やがて社会を担う若者が、こうした人権感覚を育む学習により、社会の中で異なる背景や価値観を持つ人々を尊重する基礎を培うことで、将来的に生活保護をはじめ、個別の社会保障制度の目的や意義についての理解がより深まっていくものと考えているところであり、引き続き豊かな人間性が形成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

保健センター所長（川島君） 1. 生活困窮者への支援についてのうち、ハ. 生活保護受給者の健康診査はのご質問にお答えいたします。

国民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るための健康増進法は、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、栄養の改善そのほかの国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的としており、町におきましても、健診等各種事業を実施しております。

そうした中、平成30年の生活保護法の改正により、福祉事務所において生活保護受給者の健康管理を支援する被保護者健康管理支援事業が創設されたところでありますが、受給者の健診受診率が低く、健康状態の把握が難しい状況であるとお聞きをしております。

こうした状況を受け、改めて県より生活保護受給者の方の健診の受診体制の整備について、調整の依頼があったことから、町では令和4年12月より、文化センター及び保健センターで行っている集団健診において、19歳以上の生活保護受給者に健康診査を受けていただけるよう、長野保健福祉事務所と受給されている方のリストを共有し、対象となる方に直接案内通知を郵送し、受診を希望される場合には電話等により保健センターへ申込みいただいているところであります。

生活保護受給者の健診につきましては、健診に係る費用を全額町において負担をして実施しておりますが、令和5年度の受診状況としましては、19歳以上の健診で受診率は7.1%であり、そのうち、生活習慣病予防のために行う特定健診の対象年齢である40歳から74歳までの方の受診率は4.5%で、速報値では町の国民健康保険に加入している方を対象に実施している特定健診の令和5年度の受診率59.7%と比較すると低い状況であります。

生活保護受給者の健診につきましては、被保護者健康管理支援事業により、福祉事務所が受診勧奨をしていることから、町としましても、受診状況の資料を提供するなど長野保健福祉事務所と連携を図り、生活保護受給者の受診率向上に協力してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） ご答弁いただきました。二つほど再質ををお願いしたいと思うんですが、まず支援制度の中で学習支援とありました。この学習支援というのをちょっと具体的に教えていただきたいんですが、お願いします。

もう一つは、周知が大切だということでお聞きしたんですが、周知をするにあたって、保健福祉事務所と相談をしてというお答えをいただいたと思うんですが、これは町のほうで必要だと思って勝手にできるというわけではないということでもよろしいでしょうか。

以上、お聞きします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

先ほどの学習支援について、どのようにやっているかという内容のご質問でございますが、子育て家庭において生活困窮をされている子どもさんの学習の場を提供するような機会を設けるなど、社会福祉協議会において実施している事業でございます。

それと、制度の周知についてというご質問でございますが、生活困窮されている方が、その対応としてどこに相談したらいいのかわからないことや、申出をためらうことのないよう周知を図ってまいりたいと考えておりますが、生活保護の前の段階で、町や社会福祉協議会、地域が関わる中で適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

先ほども答弁いたしましたように、生活保護の受給を決定する福祉事務所とも相談させていただく中で、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） お答えいただきました。生活保護についての教育のほうですね、直接生活保護ということでもって取り上げていただきたいというようなつもりで伺ったんですが、人権感覚や他者への共感、これがまず大切であるというようなお答えでした。

しかし、それはわかるんですが、受給率を見てもですね、なかなか上がっていかないということ、そして最初にも言いましたように、世間の目というのもなかなか変わっていかない状況であるというふうな判断をしていますので、自分はですね。その改善、本当に生活保護が必要な皆さんの健康と命、そして文化的な生活を守り切れていないこの現状を改善するためには、生活保護受給者への偏見をなくし、正しい理解がまずは必要であろうと。そのためには、子どもたちからそういったことが家庭に持ち帰って伝わる、その場を設けるためには、学校での教育も必要ではないかということで、学校での教育、生活保護ということについての偏見をなくすための教育、これについての検討を要望しておきます。

健診の受診率ですけれども、7.1%、4.5%、一般が59.7%というお話で、かなり低いということでちょっと衝撃なんですけど、受診対象となる皆さんについては、健診で病気の

予防、そして初期段階での治療をしていただいて、万全の体調で生活再建に進んでいけるように、積極的に受診をして、ご自身の健康を守っていただきたいと思います。町にも声かけをお願いしたいと思いますが、声かけについては事務所のほうというお話でしたので、事務所と協力していただきたいと思います、そういうふうに思っております。

生活困窮者や生活保護受給者は、望んで自らその状態になったわけではありません。経済的あるいは社会的ないろいろな理由で、自らの力ではどうにもならない状況になっている皆さんです。誰でも、私でも同じ状況になることも十分に考えられます。

生活保護が国民の権利であることは、政府の国民への広報についての2020年の国会で、安倍首相が国民は文化的な生活を送る権利がある。様々な手段を活用して働きかけを行うと答弁し、安倍政権による2013年の生活保護給付水準の引下げに対する損害賠償裁判、名古屋高裁での2023年11月の判決の中で、生活保護を受ける権利は、憲法第25条により主権者、国民に保障された最高位の権利である。健康で文化的な生活とは、栄養バランスの取れるような食事、孤立せずに地域で対人関係を保ち、楽しみとなることが可能であることが必要であると述べられた。つまり、おなかをただ満たすだけではない、そして、近所とのお付き合い、お友達との会食、こういったこともできるような給付金、給付水準を守るといような判決になりました。これを改めてお伝えして、次の質問に移ります。

2として、災害対策について二つお聞きします。

イ. 災害時トイレについて

1、し尿処理、下水道くみ取り等ができなくなる心配は。先日、男女共同参画の講演会で、災害時トイレの確保の重要性を強い衝撃を持って改めて認識させられました。町は小学校体育館など避難所の整備を進めており、マンホールトイレも順次整備していく計画ですが、特に広域で震災被害が発生し、上下水道や道路の寸断被害が発生した場合、避難所でのトイレの処理は心配ないのか。マンホールトイレは何日分の貯留の設計なのかも含めてお聞きします。

2、備蓄している凝固剤式トイレについて。自分が所属しています社会文教常任委員会で備蓄倉庫の確認をしました。そのときに渡していただいた町の備蓄品資料に、凝固剤式トイレ本体の備蓄数が51個とありましたが、足りるのかと疑問に感じました。4年前の委員会報告でも当時は44個とありますが、指摘されています。

凝固剤式トイレ本体について。a、トイレ本体数の避難所別配置の予定数、それとこれから増やしていくのかについて一つお聞きします。

凝固剤セットについて。避難所生活をしていても、トイレはどうしても人目につかない自宅とか、ほかの場所だと考える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この場合に避難所に用意してある凝固剤セットを自宅で使うことは想定しているのでしょうか。避難所のみで使用に限定されるのか。bとして、避難者が自宅に持ち帰っての使用も想定しているかとしてお聞

きします。

以上、2、備蓄している凝固剤式トイレについて。a、トイレ本体数の避難所別配置予定数と、これから増やしていくのか。b、避難者が自宅に持ち帰っての使用も想定しているかとしてお聞きします。

続いて、ロ、備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて。

昨日、質問順が直前の同僚議員から同様の質問がありました。もう少し詳しくお聞きしたいと思いますので、お願いします。

期限ぎりぎりで入れ替えるのか。そして少し余裕を持って入れ替えているのか。1、入替えのタイミングはとしてお聞きします。

防災訓練で備蓄食料品の試食をしたことは覚えがありますが、入れ替えた食料品の処分はどうしているのか。2として、入れ替えた備蓄食料品の処分方法はとしてお聞きします。

最後に、ハ、災害関連死審査会設置について。

熊本地震をきっかけに、2019年に災害弔慰金支給法が改正され、市町村が条例での設置を努力義務化されましたが、5月に災害関連死審査会の自治体設置状況が報道されました。全国で7割以上が未整備との調査結果です。認定の遅れによって生活再建に影響が出る懸念が指摘されています。町の状況と今後の考えについて、1、事前の設置が必要と思うが、町の考えはとしてお聞きします。

以上、2、災害対策について、イ、災害時トイレについて、ロ、備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて、ハ、災害関連死審査会設置についてお聞きします。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから災害対策についてご質問をいろいろ伺いました。私からは、災害対策の基本的な考え方と、特にマンホールトイレについてお答え申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

近年は、異常気象によるゲリラ豪雨や、台風などによる浸水被害が頻繁に発生しており、当町におきましても、昨年8月の豪雨の際には床上浸水の被害が発生いたしました。

また、令和元年東日本台風では、千曲川の増水による浸水のおそれもあったことなどから、災害対策本部を設置し、避難所を開設するなど、これまでにない対応を行ったところであります。

このように、災害が発生した場合や、発生のおそれがある場合には、必要に応じて迅速に避難所を開設することが重要であります。併せて大切になってくるのが、避難所においても欠かせない衛生や食事、睡眠といった基本的な生活環境の確保であり、町といたしましても、食料品や段ボールベッドなどの備蓄品の充実等を進めてきたところであります。

しかしながら、東日本台風の際には、避難所として開設した村上小学校におきまして、急な停電に見舞われ、水道水を屋上タンクへくみ上げるポンプが停止したことで、上水道が使えな

くなる事態が発生いたしました。

こうしたことを受け、町では、安心・安全のまちづくりに向けたハード面の整備についても取り組んでいるところで、特に、中核避難所における停電時の電力確保につきましては、最優先の課題として、令和2年度から進めてきました各小学校体育館への蓄電設備の整備が昨年度完了し、現在は、文化センターにおきましても、耐震補強工事及び大規模改修工事に合わせて太陽光発電設備と蓄電設備を整備しているところであります。

また、今年度につきましては、有事の際に中核避難所となる各小中学校体育館のトイレについて、洋式化工事を行うとともに、用水路が増水した際には、水門を自動で開閉し、周辺の越水被害を防ぐ水門の自動化についても、順次進めていく予定としております。

加えまして、マンホールトイレにつきましても、中核避難所となる小中学校に順次整備することとしており、今年度は村上小学校に設置してまいります。

これにより、地震などで上下水道が不通となった場合には、災害用に備蓄してあります凝固剤による組み立て式簡易トイレや仮設トイレなどに加え、今後は、マンホールトイレによる対応も可能になってまいります。

なお、下水道やくみ取りなどのし尿処理ができなくなる心配はとのご質問ではありますが、万一下水道の使用ができなくなった場合でも、マンホールトイレは、一定程度の貯留が可能です。

また、マンホールトイレの貯留量についてのご質問でございますが、当町が採用することとしている貯留型マンホールトイレは、貯留管を既設の下水道管に接続し、最下流部に貯留弁が設置される構造になっております。

貯留弁は通常閉じており、ある程度、排せつ物がたまった際に、貯留弁を開放して排水することができるということのため、下水道が使用可能な場合は、排水することにより、上限なく使用が可能となります。

また、下水道が使用できない場合、貯留弁は開放せずにくみ取りを行い、貯留管を空にいたしますが、町がし尿を投入している千曲衛生センターにつきましては、し尿及び浄化槽汚泥などを衛生的に処理し、真水と汚泥肥料に分け、真水の部分を河川に放流する、河川放流方式をとっておりますことから、下水道が使用できない場合についても、投入及び処理が可能となっております。

貯留型マンホールトイレの場合、維持管理頻度が1日1回から2回と少ないことや、地中に埋設されている排水管に、あらかじめ水洗用水を貯水することが可能な方式であることから、下水道接続による排水とくみ取りの双方に対応でき、有事の際に柔軟に対応できるといった利点があります。

なお、国土交通省の下水道BCP策定マニュアルのマンホールトイレ設置指標では、1基に

つき100人分の貯留が基準とされており、町で設置するマンホールトイレにつきましては、1か所当たり5基のトイレを設置できる設計であり、約500人分のし尿を貯留できるものと想定しております。

東日本台風の際、町内の避難所に避難した方は、1避難所当たり平均で120名ほどであり、この数値を参考にしますと、町のマンホールトイレにつきましては、約4日間の貯留が可能となるものと考えております。

これは、先ほど申しあげましたように、下水管の下流のほうが使える場合はですね、上限なく使えるわけでありますが、そうでない場合にこのような貯留ができるということでありませぬ。

このように、マンホールトイレは、運用面において大変有効であり、簡易トイレや仮設トイレと併用することにより、避難所の衛生環境に関する需要に応えられるものと考えておりまして、町といたしましては、有事の際に最大限の効果が発揮できるよう、環境の整備に引き続き努めてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、災害対策について、イの災害時トイレについてのうち、備蓄している凝固剤式トイレについてと、ロの備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて、ハの災害関連死審査会設置に関するご質問について、順次お答えいたします。

現在、町が保有しているトイレ関係の備蓄品につきましては、ポータブルトイレ用便座が51基、災害用簡易トイレ用のワンタッチテントが40張、排せつ物凝固剤セットが4、100回分、災害時簡易トイレ2基がございます。

災害時の避難所のトイレにつきましては、避難所の被災状況にもよりますが、順次整備するマンホールトイレに加え、上下水道が使用できる場合は、避難所のトイレを使用し、凝固剤を使用するポータブルトイレは補助的に使用する想定としております。

トイレ本体の避難所別配置予定数といたしましては、各小学校と文化センターの4施設に避難所を開設した場合には、1避難所当たり、ポータブルトイレは10基設置が可能であり、小学校の避難所には、マンホールトイレ5基と合わせて15基のトイレの設置が可能となります。

また、備蓄品を増やす考えといたしましては、トイレを含めた備蓄品について、予算や収納場所など総合的に判断しながら、確保に努めてまいります。

次に、凝固剤式トイレを避難者が自宅に持ち帰っての使用を想定しているかのご質問でございますが、自宅で凝固剤式トイレを使用するような状況を考えますと、上下水道が被災しているなどの状況が想定されます。

その場合、トイレ以外にも自宅の生活に支障を来していることが考えられるところであり、そうした場合には、避難所への避難をお願いするところでありますので、備蓄品の凝固剤について、各個人宅へ配布することは想定しておりませぬ。

町といたしましては、まず避難所での生活体制の確保に活用してまいりたいと考えており、町総合防災訓練や出前講座などの機会を捉えて、トイレの凝固剤を含めた、家庭における災害への備えについて、周知してまいりたいと考えております。

次に、備蓄食料品の入れ替えについてお答えいたします。

賞味期限が切れた備蓄食料は品質が劣化し、食品衛生上のリスクが高まるため、期限が切れた食料は適切に廃棄し、新たに補充することで、食料品の安全性を確保しております。

町では、賞味期限が切れる前の備蓄食料について、町総合防災訓練などのイベントのほか、各地区や小学校などで開催される出前講座の際にも、皆さんに配布することで活用を図っております。

備蓄食料を実際に手に取り、また、召し上がっていただくことで、各家庭での備蓄品の確保や、万が一被災したときの対応などを意識していただき、地域の防災力の向上につなげていただくとともに、処分量の削減につながる取組として、毎年実施しているところであります。

廃棄処分となる備蓄食料を減らすことも、地域社会にとって欠かせない取組の一つと考えており、その方法について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ハの災害関連死審査会設置についてのご質問にお答えいたします。

地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではない災害関連死については、従来、明確な定義はありませんでした。

しかし、災害関連死を減らすためには、まずはその実数を把握することが重要であるという認識の下、平成31年4月に内閣府において「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されました。

災害弔慰金の支給等に関しましては、災害に起因した生活環境の悪化などによって死亡した場合なども、市町村が災害により死亡したと認定した場合には支給の対象としており、同法において「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」とされております。

町におきましては、坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、坂城町災害弔慰金等支給審査委員会を置くこととしており、委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者により構成されると定められております。

町といたしましては、災害等の状況に応じてこの審査委員会を設置し、調査審議をしてまいりたいと考えております。

9番（玉川君） ご答弁いただきました。一つ二つ質問させていただきます。凝固剤式トイレに

ついてなんですが、これは各自で当然備蓄、上下水道が使えないときのために凝固剤式トイレを備蓄するわけですけれども、これは大体1週間分ぐらいというふうな話だと思うんですが、それを過ぎちゃった場合ですね、使い切っちゃった場合については、それまでに外から配布があればいいんですが、町のほうとしては、なくなっちゃったんだけど、何とかしてくれないかというようなことに対する支援というのはあるんでしょうか。

それと、備蓄の食料品なんですが、入れ替えるタイミングというのをちょっと聞きたかったんですが、例えば消費期限が1か月ぐらい残っていると、それとももうぎりぎりまでは置いておいて交換するのかということ、もう一つ伺いたいと思います。

以上ですが、お願いします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず最初に、凝固剤式トイレの数が終わった後の補充についてというご質問でございますが、町では、長野県市町村災害時相互応援協定というものを長野県の全市町村と締結しており、この中に物資等の提供及びあっせんの応援をすることとしており、食料や飲料、医療薬品、医療品などが供給されるように、県や国と連携して物資の支援を行うと定めております。こちらの協定を使いまして、当町のもものが不足した場合には、すぐさま支援を要請していきたいと考えております。

それから、もう1点、備蓄食料の入替えのタイミングということでございますが、食料については、おおむねストックしているものについては、5年間の消費期限がございます。これを平準化といいますか、各年同数を補充できるように、5年間で5等分しまして、1年ごとに入れ替えていくということでございます。ですので、大きなものをまとめて入れ替えるのではなく、毎年定量ずつを入れ替えていくということでございますので、その年度の中での賞味期限について、賞味期限前に新たなものを入れ替えて、適切な処分をしていくというような対応を行っております。

9番（玉川君） お答えいただいたんですが、すみません、5年の中でもってローテーションというのは理解できたんですが、消費期限直前にもう切れちゃう、もう何日かで切れちゃうよというときに替えるのか、それとも1か月前ぐらいに入れ替えるのかということ、伺いたかったんですが、お願いします。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

期限につきましては、毎年一応期限いっぱい、年度末までの期限ということで商品の入替えを行っており、その前に新たなものを購入して入れ替えるということですので、ある程度といいますか、一月以上の賞味期限を残したものを新たに補充していくという形で対応しております。

9番（玉川君） お答えいただきました。そうするとですね、1か月ぐらいは余裕を持っている

ということなので、先ほども、できるだけ廃棄を少なくされるということで考えていらっしゃるといってお話でしたが、配布の場所ですね。防災訓練のときなんか思い切って、試食というレベルを超えて、替えるものだったらあるだけ使っちゃうとか、そういったことも検討していただきたいと、これは要望させていただきます。

それで、凝固剤式のトイレなんですけど、当然避難するわけですから、状況によっては自宅でもって備蓄しておいたんですけど、それが駄目になっちゃったと。使えない、持ち出せないという場合もあるので、避難者ならば避難所以外での使用も考慮して、使ってもいいよというようなことも、柔軟に対応していただきたいと思います。

災害関連死の審査会設置についてはですね、災害の状況を見てというようなお話でしたが、これは、できれば事前に設置をしておいて、町民が生活再建を順調にできるようにしていただきたいと、これも要望をしておきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時52分～再開 午前10時02分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、11番 柘津明子議員の質問を許します。

11番（柘津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. デジタル教育について

イ. GIGAスクールについて

文部科学省では、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和5年度までに1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備の取組を進めていた中、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大と新しい生活様式への対応を受け、計画が前倒しされました。当町でも令和2年度から町内の小中学校に児童生徒向けの1人1台の端末と高速ネットワークなどの整備をし、令和3年度から運用が開始となりました。

経験したことのない生活と急激に進んだデジタル化という目まぐるしい変化の中、教育の質を低下させることなく乗り越えることができたのは、教育長をはじめとした町職員、教育関係者の皆さんの努力のたまものだと感謝しております。

新型コロナウイルス感染症も、感染症法上の分類が5類となり1年がたち、GIGAスクール構想もいよいよネクストステージに進むのではないかと期待しているところであります。そこで4点お伺いいたします。

1点目として、GIGAスクール構想によって児童生徒向け学習用端末を1人1台導入してから4年が経過しましたが、ICT機器の活用状況とその効果をお伺いいたします。

2点目として、先生方のICTサポート体制はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、次期ICT機器の更新に向けて、課題はあるのでしょうか。

4点目として、ICT機器を使うことによる視力低下や姿勢不良など、児童生徒への健康被害の報告はあるのでしょうか。また、今後の対策はどのように考えているのでしょうか。

次に、ロ. 今後の教育について。

私たちの生活において、コンピュータやインターネットは、もはや必需品です。子どもたちの世代は、生まれたときからデジタル環境に触れているデジタルネイティブ世代と呼ばれることもあります。しかし、急激に進んだICTを使ったデジタル環境において、情報モラル教育が追いつかなかったのではないかと危惧しています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、児童生徒が自ら判断してデジタル社会を安全に行動できる能力を育成する教育が必要だと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2点目として、デジタル化が急加速する中、今後ICTを活用した教育をどのように進めていくのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

教育長(塚田君) 1. デジタル教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想につきましては、全国の学校においてICT機器を活用し、児童生徒一人一人の個性に合わせた教育を推進するとともに、情報活用能力を育成し、高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであり、町では、令和2年度に国の補助金を活用し、児童生徒1人1台の学習用端末と、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワーク環境の整備を行い、令和3年度から運用を開始しております。

ご質問の、これまでのICT機器の活用状況といたしましては、令和5年度の全国学力・学習状況調査における小学6年生、中学3年生を対象としたアンケート結果において、授業における1人1台端末のICT機器の使用頻度についての質問に対し、ほぼ毎日使用している、週3日以上使用していると回答した町内小中学校の児童生徒の割合は、小学生が93%、中学生は92.8%と、60%前後となっている県や全国の平均を上回る結果となりました。

また、ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うかという質問に対しては、町内では9割を超える児童生徒が役に立つと思うと回答しており、この結果から、多くの児童生徒が学習に有用であるという実感を得ながら、学校におけるICT機器の活用が進んでいるものと捉えております。

また、ICT機器の導入による効果についてであります。直接的な学力向上への効果につきましては、全国学力・学習状況調査や町が独自に実施している学力調査を通じ、長期的に検証していく必要があると考えております。

一方、町内小中学校では、ICT機器を活用した協働的な学びを推進するため、1人1台端末の導入に合わせ、町内小中学校の教職員で組織する坂城町学校職員会が中心となって、児童

生徒4人1グループによる協働学習を取り入れ、互いに学び合い、深め合う学習に取り組んでまいりました。

先ほどのアンケート調査の結果におきましても、クラスの友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているかという質問に対し、当てはまると回答した児童生徒の割合は、小学生で82.9%、中学生は87.3%と、こちらも県及び全国平均を上回っており、従来の一斉学習とは異なり、児童生徒が1人1台端末を活用して意見を交換し、互いに助け合うことで学びを深めていく環境が徐々に浸透しているものと考えております。

また、リモート授業ができる環境が整備されたことも、児童生徒の学びの保障という観点から大きな効果であり、コロナ禍で始められたリモート授業ですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、インフルエンザによる学級閉鎖の際や、不登校傾向の生徒が通う中間教室において、引き続き授業の配信を行い、学習の継続に取り組んでおります。

このほか、教職員の業務の効率化という面においても、1人1台端末を活用することで、成績やアンケート集計の省力化、教職員間の情報共有が容易になるなどの効果がございました。

次に、教職員へのICTに関するサポート体制についてのご質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想の推進にあたっては、町内小中学校の教職員で組織された学校職員会が中心となり、学校におけるICTの活用と授業改善の取組が進められております。

町といたしましては、学校職員会による主体的な活動を支援するため、ハードの整備だけではなく、町が委託したICT支援員が週1回ずつ各校を巡回し、端末やアプリケーションの操作・設定をサポートするほか、ICT機器の利用に関する相談や要望に対応できる体制を取っております。また、学校職員会が主催する研修会の講師に係る予算を確保し、教職員の資質向上と授業改善に向けた取組を支援しております。

次に、次期ICT機器の更新に向けた課題についてのご質問にお答えします。

国ではGIGAスクール構想により全国で当初整備された1人1台端末が更新の時期を迎えることから、GIGAスクール構想の第2期として、児童生徒の学びの充実に向け、自治体への指導支援、教師の指導力向上支援のさらなる強化を図るとともに、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成の状況を踏まえた指導内容の改善などを一体的に行うこととしております。

また、教育のDX推進における課題として、端末の日常的な活用を図るため、教職員のICT活用指導力の向上や、デジタル教科書の活用、端末の活用に対応できる十分なネットワーク速度を確保することなどが挙げられており、各自治体に対しても、こうした課題を踏まえ、端末やネットワークの整備、端末の利活用、校務DXについて、計画を策定・公表し、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組むことが求められております。

町といたしましては、今年度中にこれらの計画策定に取り組み、現行の1人1台端末が運用から5年を経過する令和8年度を目途に次期端末の更新を計画してまいりたいと考えております。

なお、次期端末の整備にあたりましては、国の予算により各都道府県に基金が創設されており、都道府県単位で共同調達を行うことで基金を財源として活用できる仕組みとなっております。長野県においては、今年度から県内市町村が参加する長野県GIGAスクール会議を発足し、共同調達に関する検討を進めております。

また、県内で先行する自治体におきましては、令和6年度に共同調達を実施する予定があることから、よりよいICT環境の整備に向け、先行自治体の状況も踏まえながら、次期端末への移行準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ICT機器を使うことによる視力低下や姿勢不良、正しい姿勢が取れないなど、児童生徒の健康状況についてのご質問にお答えいたします。

特に視力につきましては、文部科学省が昨年11月に公表した学校保健統計によりますと、裸眼視力1.0未満の小学生の割合が全国平均で37.9%、中学生では67.2%と過去最悪の結果となり、長野県におきましても、全国平均は下回ったものの、過去最悪の結果となっております。

しかしながら、小中学生の視力低下につきましては、1人1台端末導入以前からその傾向が続いており、家庭におけるタブレットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及も大きな要因となっているものと考えております。

また、姿勢不良につきましても、スマートフォンやICT機器の使用による影響が指摘されており、特にコロナ禍以降は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、小中学生の体力、運動習慣が低い水準で推移しており、筋力の未発達な児童の姿勢悪化が懸念されております。

一方、ICT機器につきましては、現代社会において不可欠なものとなっていることから、学校の授業におきましては姿勢等に配慮しつつ、長時間使用による健康への影響、適度な休息、運動習慣の形成と併せて、児童生徒と家庭への啓発に取り組む必要があると考えております。

続きまして、口の今後の教育について、児童生徒が自ら判断してデジタル社会を安全に行動できる能力を育成する教育についてのご質問にお答えいたします。

今日、現代人が1日に触れる情報量は、江戸時代の1年分、平安時代の一生分と言われ、日々あふれる大量の情報に触れることは、子どもたちも例外ではありません。1人1台端末の導入により、情報収集は容易になり、わからないことがあれば、すぐインターネットで調べることができます。情報の中には間違った情報も含まれています。間違った情報は、そのまま伝えてしまうことで間違った情報を拡散するだけでなく、間違った情報を基に判断すると、正

しい判断を下すことができないおそれがあります。大量の情報に触れることができる現代だからこそ、その情報が正しいのか、しっかりと判断しなければなりません。

このような時代においては、情報を様々な角度から検討したり、他の情報と組み合わせたりして、情報を選択し、情報を基に自分でしっかりと考え、自分の意見を表現する力が求められています。

先ほど申し上げましたが、GIGAスクール構想第2期における国の取組におきましても、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成が掲げられており、今後の重要な課題であると捉えています。

現在、各学校では、ICT支援員による情報モラル学習や、人権学習の一環として正しいインターネット利用について啓発を実施しております。今後、子どもたちが成長して社会に出て行くことを見据え、個人情報の取扱いや、インターネットの情報に対する事実確認（ファクトチェック）など、ふだんから意識すべきことを学ぶとともに、得られた情報などの見方や活用の仕方等、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身につけるよう、情報モラル、情報活用能力の向上について、国の教材などを活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デジタル化が急加速する中、今後ICTを活用した教育をどのように進めていくのかというご質問にお答えします。

教育におけるICT機器の位置づけにつきましては、機器を利用すること自体が目的ではなく、子どもが主人公となる学びにおいて、自らが選択し、考え、表現する学習の中で、どの場面においてもツールとしてICT機器が活用されることを目指すべき姿と考えております。

まず、選択するにつきましては、デジタル化や技術革新により将来の変化を予測することが困難な時代においては、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力に加え、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断すること、さらに検索する際の切り口や情報源の信頼度などを取捨選択する能力であり、生きる力を育成する上で、大変重要な要素となるものと考えております。

また、考えるにつきましては、学校における学びの在り方について、教師が生徒に教えるという関係だけではなく、子ども同士で互いに学び合い、考えを深めていく、協働的で探求的な学習を目指して、現在も推進している児童生徒4人1グループ等による対話的・協働的学習を軸とした授業改善に取り組んでまいります。

そして、表現するにつきましては、児童生徒の情報活用能力の向上という面においても、基本的な端末操作の習得に加え、自らの考えを表現する活動において、1人1台端末の活用を進め、自らの考えを積極的にアウトプットすることを目指しております。

このような学びの在り方を坂城町の学校全体で進めていくため、学校職員会では、学校の垣根を超えた授業公開による教職員同士の情報交換と授業研究、外部講師による全体研修に取り

組んでおります。

今後におきましても、町教育委員会では、学校職員会を中心とした授業改善、学びの在り方の研究を支援していくとともに、学校の要望を踏まえながらICT環境の整備を進め、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

11番（柘津さん） ご答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症法の分類が5類になり1年がたった今だからこそ、一旦立ち止まり、しっかりと振り返りをし、本当の意味で教育のデジタル化のあるべき姿を考え、ネクストGIGAスクール構想を練っていく必要があると考えます。

私が考えるネクストGIGAスクール構想で特に重要なことは、三つあります。一つ目は、対話です。新型コロナウイルス感染症をきっかけに、他人との接触を避ける技術の導入が一気に加速しました。コンビニなどはセルフレジになり、飲食店の一部もセルフオーダー式に変わり、人と会話をする理由がなくなりました。対話という人間らしい能力をもう一度呼び起こし、対話を通じて他者との協働する力を習得してほしいです。

二つ目に、デジタル・シティズンシップ教育です。デジタル・シティズンシップ教育とは、デジタル機器やインターネットなしには生活が成り立たない時代において、情報リテラシーやモラルを押さえた上で、自律的にICT環境を活用できるようにするための教育のことです。ぜひデジタル・シティズンシップ教育を通じて、デジタル社会を安全に行動できる能力を身につけてほしいです。

インターネットの世界は、公共の場です。大人も子どもも、インターネットの世界の公共の作法、振る舞いをしっかりと学ぶ必要があります。公共の場でのSNSは、使い方次第で拳銃や刃物、車と同じように人をあやめる危険性があります。言葉は凶器にも花束にもなり得ます。そのために、まず正しい知識取得が重要です。知識が子どもを立ち止まらせると考えます。

三つ目は、主権者教育です。主権者教育とは、政治の仕組みについて必要な知識を習得させることにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につけさせることを目的とした教育であると、文部科学省が定義しています。

子どもたちには、正しい主権者教育を学び、自分や他の人への責任や影響を考えて取るべき行動を考えることができる人になってほしいと切に願います。

次に、2. ふるさと納税について。

イ. 更なる活性化に向けて

3月11日、朝日新聞に、米国に本部を置くECプラットフォームの巨人である企業が、ふるさと納税に来年にも参入へという記事が掲載されました。総務省によりますと、ふるさと納税による寄附額は、年々増加を続け2022年度は9,654億円に上り、2023年度には

1兆円市場を超えるのではないかとされています。

現在、仲介サイト業では国内4社がシェアを争っていますが、この海外企業がふるさと納税の仲介サイト業に参入するとなれば、業界の勢力図が大きく変わることは間違いありません。何度と変わる法改正の中、税金が仲介手数料として海外の企業に流れることも含め、一度立ち止まり、もう一度ふるさと納税の仕組みやお金の流れを再確認すべきと考えます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、2008年開始から現在に至るまでの制度改正の内容をお伺いいたします。

2点目として、現在までの仲介手数料の推移と、現在大手企業が中間業者として参入する話がありますが、町の対応と今後の影響をどう考えているのでしょうか。

3点目として、返礼品の選考基準と返礼品を増やすための町の方策はあるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、ふるさと納税についてのご質問を受けました。順次お答えします。

まず、ふるさと納税制度につきましては、故郷への恩返しという思いから、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平成20年度、2008年度に創設されました。

また、ふるさと納税は、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会であり、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になるとともに、地域の在り方を改めて考えるきっかけとしての意義もあるとされております。

ご質問の2008年の制度開始から現在に至るまでの制度改正の内容についてではありますが、ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい市町村など、任意の自治体に適用下限額である5千円以上の寄附をすると、それを超えた額が寄附金控除として、所得税・住民税から控除される制度としてスタートし、当町におきましても、平成20年度、2008年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさと納税の受入れを開始いたしました。

当町にお寄せいただいた寄附金の使い道といたしましては、ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援、歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援、花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援、ふるさとさかきのまちづくりを応援の四つの分野から、それぞれの思いに合った分野を選んで応援していただくこととしております。

また、平成28年度には、インターネット上でふるさと納税の入り口となるポータルサイトを開設し、寄附金の受付及びクレジット決済の導入など、全国から寄附を受けやすい仕組みを整えるとともに、果樹等生産農家や町内事業所のご協力をいただき、様々な特産品を返礼品として用意するなど、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形で運営を開始したところであります。

国の制度改正の主な内容につきましては、控除対象となる寄附金のうち5千円を超える部分が控除の対象となっておりましたが、平成24年度の改正により、その金額が2千円に引き下げられ、寄附者にとって利用しやすい環境になりました。

平成27年度の制度改正では、地方創生のさらなる推進を目指して、所得額に対しふるさと納税として控除できる限度額を約2倍とし、また、給与所得者等が控除に必要な確定申告を行わなくとも納税メリットが受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が追加されました。

一方、令和元年度の制度改正では、ふるさと納税制度のルールが厳格化され、ふるさと納税制度に参加できる自治体は総務大臣が指定し、制度の運用基準を守れない自治体は指定しない方針が打ち出されました。

また、新たな基準として、返礼品の金額は寄附額の3割以下にすること、返礼品は地場産品に限ること、返礼品の卸値や送料、管理等に係る委託料などの募集に関する経費は寄附額の5割以下にすることが制度の運用基準に加えられました。

令和5年度の制度改正では、ふるさと納税の募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とすることとされたほか、新規で返礼品を提供する場合は、事前に国への確認が必要になりました。

このようにふるさと納税制度は、制度本来の趣旨に沿った運用が適正に行われるよう、その都度見直され、過度な返礼品競争を防ぐなど、ルールの厳格化がなされているところであります。

次に、仲介手数料の推移についてであります。平成28年度から開始した当町のふるさと納税ポータルサイトは、利用開始時には、1社に運營業務を委託しておりましたが、令和元年度からは3社、4年度からは5社、5年度から6社と業務契約を取り交わし、ポータルサイト数を増やしてきており、それぞれのポータルサイトの特色を生かし、より多くの方の目に触れることで、当町に関心を持っていただき、応援いただけるよう努めているところであります。

なお、ポータルサイト運営会社に支払う仲介手数料につきましては、受け入れるふるさと納税金額に対する割合となっており、開設当初8%で契約をした運営会社は、昨年より10%に変更となりましたが、それ以外の運営会社は契約時から変更なく、それぞれ10%前後の仲介手数料となっている状況であります。

また、ご質問のありました大手仲介業者の参入につきましては、報道等については確認しておりますが、直接お話を聞きしておらず、運營業務内容等の詳細は承知していないところであります。

今回報道がありましたこの外資系大手企業は、ネット通販によるシェアが国内トップクラスであり、このネット通販を利用される多くの方が、こちらのふるさと納税サイトを閲覧し、利用されることも見込まれるところであります。

今後、運營業務等の具体的な内容が示された段階におきまして、当町の魅力を伝える機会として有効であるかなどを含め、対応について検討したいと考えているところであります。

次に、返礼品の選考基準についてであります。返礼品の内容は国により基準が示されており、当町においてもふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項を定め、返礼品の条件として、国の基準に適合することを示しているところであります。

国が示す基準では、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、プリペイドカード、商品券、電子マネーなど金銭類似性の高いものや、電気・電子機器、家具、貴金属、時計、カメラなど資産性の高いものなどが挙げられ、また、返礼品の調達費用が寄附額の割合として3割を超えないこととされているなど、県を通じた国による確認も含め、その取扱いについては、厳格な対応が求められているところであります。

次に、返礼品を増やすための当町の方策であります。当町からの返礼品につきましては、その8割以上をシャインマスカットやナガノパープルなどの果樹が占めており、ポータルサイトに掲載されるとすぐに品薄になるなど、大変人気のある返礼品となっております。

このような状況を踏まえ、人気のある果樹類の返礼品につきましては、農協などの関係団体の協力も得ながら、出品登録者と出品数量の確保に努め、さらなる充実と拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、さかきブランド事業補助金やコトづくりイノベーション補助金の活用により、既存商品などの改良や新たな製品の開発・商品化により、魅力ある返礼品のラインナップを増やすことも一つの方策と考えております。

今後も、ふるさと納税を通じて、より多くの皆様に町の魅力や特産品を積極的に発信し、町を知っていただく機会とするとともに、坂城町に思いを寄せていただける方が一人でも増えるよう内容の充実を図り、寄附をしていただいた皆様の思いに応えられるよう、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

11番（柘津さん） ご答弁いただきました。私の個人的な考えですが、ふるさと納税が本来の趣旨から遠のいている気がします。ポータルサイトに外資系の企業が参入すること自体はよいことと思う反面、本来、ふるさと納税という仕組みがなければ、その税全てが各自治体の税収となります。この大事な税収が海外へ流出されることには違和感があります。この参入を機に、国にも制度設計や見直し等を要望していただきたいと考えます。

とはいえ、ふるさと納税をすることで各地域の特産品や情報を知ることができ、寄附した地域に対して親近感を抱き、応援するきっかけにもなります。坂城町にはまだまだ気づいていない宝が地域にあると思います。町内企業同士がコラボするなど、町内企業の技術を最大限に生かし、商品開発、販売ができるようになれば、その商品がふるさと納税の返礼品になり得ると考えます。ふるさと納税は、そのきっかけづくりになる最適なツールです。ぜひ商工会等とも

協力し、企業マッチング等ができる仕組みづくりをお願いしたいと思います。

次に、3. 詐欺について。

イ. 詐欺被害を防ぐために

警視庁によりますと、2023年のSNSを通じて投資を勧めるSNS型投資詐欺と恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取るロマンス詐欺の被害件数は、合わせて3,846件で、被害額は455億2千万円で、オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害額約441億2千万円を上回ったとの発表がありました。

また、日本クレジット協会によりますと、2023年1年間のクレジットカードの不正利用も、過去最悪の540億円に上っています。特殊詐欺の手口も、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などの電話でお金詐欺のほか、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺などの新しい詐欺や増加するクレジットカード不正利用など、被害額も急増しているため、早急に対応が迫られています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、過去5年の特殊詐欺の手法や被害金額、被害件数等の状況をお伺いいたします。

2点目として、被害防止のために幅広い世代への周知の徹底が必要だと考えますが、町のご見解をお伺いいたします。

住民環境課長（山下君） 詐欺について、イ. 詐欺被害を防ぐためにのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年の特殊詐欺の被害件数及び被害金額の状況をご説明いたします。長野県内では、令和元年は125件で、2億3,787万円、令和2年は125件、2億9,678万円、令和3年は155件、2億6,894万円、令和4年は198件、5億6,231万円、令和5年は227件、9億8,148万円となっており、うち千曲警察署管内では、令和元年は8件で、752万円、令和2年は6件、3,780万円、令和3年は5件、2,399万円、令和4年は10件、3,423万円、令和5年は18件、2,043万円でありました。

詐欺の手口といたしましては、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺、金融商品詐欺による被害が多くなっており、全体として件数、金額とも増加している状況であります。

被害者としては、依然として高齢者が中心で、その半数が女性といった統計が出ており、詐欺の内容といたしましては、偽装した公的機関や銀行からの電話を装った手口が増加しております。

長野県は高齢者の割合が全国平均よりも高い地域であり、高齢者を狙った電話詐欺が多く発生していることから、このような被害の抑止のため、町では、年金支給日の金融機関での詐欺被害防止の啓発活動といった高齢者への対策や、幅広い世代への周知方法として、防災行政無線での呼びかけや、すぐメールでの注意喚起のほか、千曲警察署と連携し、地元のプロバス

ケットボールチームの試合開催に合わせた街頭啓発活動や選手にご協力いただいたポスターの掲出などで周知を図っているところでございます。

また、町では高齢者を対象として録音機能や音声による迷惑電話防止のメッセージを備えた電話機の購入に対して、補助金を交付しており、町民の方には広くご利用いただいているところでございます。

年々手口が巧妙化してきている特殊詐欺については、これといった特効薬はなかなかありませんが、今後も地道な啓発活動を続けることで、被害の防止と抑制に努めていくことが重要であると考えております。

地域社会と連携し、継続的な情報提供や注意喚起を行いながら、一人一人が詐欺の手口を把握し、冷静な対応ができるよう支援してまいりたいと考えております。

11番（祢津さん） ご答弁いただきました。詐欺に遭わないために、まずやるべきことは、やはり幅広い世代への徹底的な周知と金融リテラシー教育だと考えます。今、物を買う、支払うといったお金の形というものが大きくさま変わりをし、プリペイドカードの普及、電子マネーやクレジットカード決済などにより、以前と比べ、現金を使わずに買物をする機会が格段と増えてきています。

コンビニエンスストアなどで、多くの方がスマートフォンで買物をしている場面を見かけることがよくありますが、クレジットカードや電子マネーなどの現実に見えないお金での買物に慣れることにより、使った分だけお金が減る感覚が薄れ、お金の価値観やお金の使い方を知らないまま大人になってしまう子どもが増えるのではないかと危惧しています。

だからこそ、早急に子どもも大人も金融リテラシー教育が必要です。金融リテラシー教育を進めることで、特殊詐欺や投資詐欺、多重債務、借金トラブルなどを未然に回避できることにもつながっていくものと考えます。

金融庁のホームページを見ますと、小学生や中高校生、社会人など、年代別に学べる金融リテラシー教育の教材がいくつか掲載されています。ぜひ皆さんにご確認いただき、一人でも多くの人に金融リテラシーを学んでいただきたいと思います。

町におきましては、これ以上の被害が出ないように、あらゆる手段を使って周知の徹底をお願いしたいと考えます。自分はだまされない、その過信が一番危険なのです。

まとめとしまして、4月25日の信濃毎日新聞で、消滅可能性自治体についての記事が掲載されました。私はこの公表に関して違和感があり、正直浮き足立つ必要はないと考えています。なぜなら、町長の招集の挨拶でもありましたが、出生率は全国的に下がっており、東京一極集中の是正も含め、国全体で対策を講じる必要があると考えるからです。

私には消滅自治体の記事より衝撃だったのが、4月21日の信濃毎日新聞の自治体退職者10年で2倍の記事です。役場職員の業務の内容は多岐にわたり、細分化され膨大となってい

ます。人員減と業務量の増大、そこに新型コロナウイルス感染症対策や国からの権限移譲で業務はさらに増大、そして、デジタル田園都市国家構想実現に向け、ここ数年はさらにさらに業務が増大しているのではないかと危惧しています。

日本、特に行政において、一度始めたらやめられないことが制度化し、形骸化されているものがあるはずです。必要がないとわかっているのに続けていることはやめ、必要だとわかっているのに、やめてしまったことは進めるなど、もう一度既存業務の見直しをし、業務のスリム化をしてほしいと願います。

また、業務の高度化、多様化する行政の仕事内容の中には、専門知識を必要とする場合も多くあると推察します。その対策としてしっかりと予算を取り、外注や委託できる部分は、専門家をお願いするなどの対策や、専門的部署の区分け、専門職の増員等を検討すべきだと考えます。

職員は町の財産であり、役場は人材の宝庫です。役場は役に立つ場なのです。職員が *well being* な働き方、生き方をしなければ、*well being* な町にはなりません。人口減少を議論する前に、今、目の前にいる町民一人一人や職員一人一人を大事にすることがこの先、人口増加につながるのではないかと私は考えます。人の数から暮らしの質へ、そんなシフトチェンジができる町になるよう、切に願います。

以上で私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 改正地方自治法についてお尋ねします。

この改正地方自治法についてですが、以後、批判的意味を込めまして、改正ではなく改定ということで言葉を変えることにします。どうぞよろしく願いいたします。

イ. 町長の見解を求めます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の蔓延や大規模な災害などに対応するためという理由で、閣議決定だけで、こうした非常時に国が自治体に指示権を発動できる規定を盛り込んだ地方自治法改定案が衆議院で可決し、参議院で現在審議されております。

2000年、平成12年の地方自治法改正では、国と地方自治体の関係を上下・主従との関係から、対等・協力という形に変わりました。従来の機関委任事務を廃止し、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分けました。その中で、国の地方自治体への指示権は、個別法に規定された法定受託事務に限られました。しかし、今回の地方自治法改定案では、自治事務

にも国の指示権行使を可能とするものであり、地方分権から集権への逆流となっております。

地方自治法改定案では、「大規模な災害、感染症の蔓延、その他」と規定し、その場合、閣議の決定を経て、地方自治体に対し、必要な指示をすることができるとしております。国会審議では、コロナや大災害において、現行個別法が想定しない事態があったのかとの問いに、岸田首相は、具体的な事例は示すことができませんでした。

そしてまた、「その他」という点でも、どのようなケースがあてはまるのか、この点についても全く答えることができませんでした。

さらに、安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある場合との表現では、指示の範囲が際限なく広がりかねないものとなっております。

参議院での参考人の質疑では、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応などは、今あるそれぞれの個別の法律で十分機能できるということを話しております。

改定される内容は、日本国憲法では、地方自治を明記しており、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思に基づく住民自治を保障しております。このことから、今回の地方自治法改定案は、憲法に反する改悪と言わなければなりません。

さらに重要なのは、自民党の改憲草案には、「緊急事態に際して、首相は地方自治体の長に必要な指示ができる」と規定しております。自民党の目指す憲法改定の先取りとして、改定地方自治法に緊急事態条項を盛り込む、こういうこととなります。

地方自治体の首長は、住民の福祉と命、財産を守るという重大な責任を担っております。しかし、今回の議会初日の招集挨拶で、町長はこの点について一言も触れませんでした。このような自治法改定について、町長の見解を求めます。よろしくお願いいたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから改正地方自治法についてのご質問をいただきました。順次申し上げます。

まず、我が国における地方自治については、日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とされ、地方公共団体の運営等に関する事項の大綱や、国と地方公共団体との基本的関係などが、地方自治法に規定されているところであります。

地方自治法におきましては、第11章に国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係が規定されており、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令によらなければ、国または都道府県の関与を受けることはないとされ、関与を受ける場合においても、その目的を達成するための必要最小限度のものとするともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされております。

また国は、国民の生命、身体または財産の保護のため、緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等、特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関して普通地方

公共団体に対する指示をしないようにしなければならないとされ、国の指示権については、災害対策基本法における非常災害対策や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における感染症対策の緊急の必要があると認めるときなど、個別法に規定される場合に限定されております。

さて、ご質問の、地方自治法の一部を改正する法律案につきましては、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査・審議する地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申に基づき作成されたもので、今年の3月1日に提出され、5月30日に衆議院本会議で可決後、現在は参議院での審議が行われているところであります。

法律案の概要といたしましては大きく3点あり、1点目は、情報システムの適正利用や公文書管理のデジタル化など、DXの進展を踏まえた対応のための規定の整備、2点目として、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設。そして3点目として、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設であります。

答申を行った地方制度調査会には、学識経験者や国会議員のほか、地方6団体の代表者が委員として参画しており、その会議において、私も属しているわけでありましてけれども、全国町村会の会長から、3点目の特例の創設に関して、非常事態への対応は、原則として個別法またはその改正等により行われるべきであり、地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定するのであれば、国と地方の関係は対等・協力の関係にあることを重く受け止め、あくまでも補充的なものとし、その範囲も限定すべきとの発言がありました。

また全国知事会では、法案が提出された3月1日に、地方自治法改正案の閣議決定を受け、国の地方公共団体に対する補充的な指示が、地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求めるとのコメントを発出しております。

そうした中、衆議院においては、安易な指示権の行使がなされないよう審議がなされ、国が指示権を発動した場合、その旨及びその内容を国会に報告するものとする修正案が出されております。

法律案につきましては、現在、参議院において審議中の案件でありますので、私から意見を申し上げる立場にありませんが、国会において十分な審議がなされることを期待するところであります。

いずれにしましても、私たち坂城町並びに地方公共団体は、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な災害の発生時など、住民の皆様の生命や身体、財産などに影響を及ぼす事態におきましては、国の指示を待つのではなく、それぞれの地域の特性や状況を考慮する中で、知恵を絞り、迅速な対応を図ってきたところであり、こうした対応は、現在審議中

の国の補充的な指示権の制定にかかわらず、私たち坂城町並びに地方公共団体の責務として、今後も果たしていくべきものと考えているところであります。

緊急事態のときに、国の指示を待ってぼんやりしているわけにはいきませんので、独自の判断で速やかに実行するという事は変わらないというふうに思います。

14番（大森君） いかなる態度になるかということについては、言明されませんでした。しかし、議案の案の中で、このことについて一体どうなのかという、危険性があるかどうか、あるいはよりよい内容のものかどうか、そして国民、そして町民に対して、この内容が悪影響を及ぼすんじゃないか。こういう将来まで見据えてですね、早い段階で判断され、反対することはしっかりと反対し、改正すべきところはしっかりと改正するという事も明言していただきたいというふうに思います。まあ、町長の見解でございますので、これ以上議論する余地もありませんので、そのことを一つ申し添えて、次の質問にいたします。

2といたしまして、町の今後の農業政策はについてお尋ねいたします。

イ。改定食料・農業・農村基本法案の見解についてお尋ねします。

今日の日本は、先進国で最低の食料自給率、崩壊の危機が広がる農業と農村、この危機をどう打開するかが問われているのではないのでしょうか。1999年の食料・農業・農村基本法の制定以来、今回が初めての改定であります。

しかし、その中身は、危機打開どころか事態をさらに深刻化し、国を滅ぼす亡国への道となるように思われてなりません。

改定案は、現行基本法で唯一目標として掲げていた38%という食料自給率、これはカロリーベースですが、そして食料自給率の向上を図るとしてきた食料自給率の目標が、いくつかの指標の一つに格下げされました。国民一人一人が良質な食料を安定的に入手できる重要性を食料安全保障の確保として強調していますが、自給率の向上を放棄して、良質な食料を保障することはできないと思います。

また、輸入については、食料安全保障の名の下で安定的な輸入及び備蓄の確保を図っており、これでは国内の農家の経営は成り立たず、担い手が激減するのは当然ではないでしょうか。

さらに、今、国会で議論になっているのは、食料供給困難事態対策法案であります。まず第1に、異常気象など食料不足の兆候が起きたら、農家に増産を要請するとしています。第2に、実際に食料不足が起きるなど、食料供給困難事態とされると、農家に対する要請から指示に切り替わり、農家に増産計画の届出を命じ、従わないと罰金を科します。第3に、それでも食料が確保されないとすると、さらなる増産など計画の変更を指示され、従わないとさらに罰金が科せられます。第4に、食料不足が深刻化すると、作付品目転換を含む計画変更を命じられ、国民には配給制度が実施されます。

これらの過程で必要があるとなれば、立入検査が実施され、帳簿などが調べられます。検査を拒んだり求められた報告をしないと、また罰金が科せられる。届出が計画どおりに生産していないとされると、名前を公表され、社会的制裁にさらされます。実質的に農家に作付を強制するものとなります。

平時には農業の崩壊を放置しながら、いざとなったら米や麦、サツマイモなどの作付を強制する。まさしく戦時さながらの戦時食糧法そのものではないでしょうか。

改定食料・農業・農村基本法及び食料供給困難事態対策法案について、町の見解をお尋ねいたします。

ロといたしまして、農家が希望を持てる農業政策は。

岸田政権の農業政策では、今見てきたように、町の農業・農家・農村は将来の見通しが立たないのではないのでしょうか。山村町長が進めたワイナリー構想は、一定の前進をしています。これだけでは希望の持てる町の農業政策とはなりません。以下の点について、ご答弁をお願いいたします。

まず一つは、今の町の農業の状況はどうなっているのか。

次に、町独自の希望が持てる農業政策について、どう考えているのかお尋ねします。

三つ目に、国連が推奨する家族農業について、町の方策はあるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

ハといたしまして、有機農業、オーガニック農業について、昨年9月議会での一般質問で、当時の課長の答弁では、ホームページ、広報誌で理解促進に努める、県やJAなど関係機関と連携して推進体制づくりを進めていくと答弁されました。

また、町長は、最後に私の質問に対し、非常に重要なテーマだ、有機農業を推進するということでは検討していきたいと、お答えをなさっています。この間どのような取組をされてきたのか、ご答弁願います。

有機野菜を学校給食に使うことで、地産地消の推進と地域循環型農業振興にできないか、この点もご答弁願います。

以上、農業問題についての質問の1回目といたします。

商工農林課長（北村君） 2の町の今後の農業政策はのご質問に順次お答えいたします。

農業政策の方向性を示す改正食料・農業・農村基本法が5月29日に参議院本会議で可決・成立し、今月5日に公布・施行されました。

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示す農政の憲法とも言われ、改正は平成11年の制定以来初めて行われるものとなります。

改正法のポイントといたしましては、食料安全保障の確保を基本理念に据えたほか、農業生産活動における環境への負荷低減、生産性と付加価値の向上で農業の持続的発展、食料の適正

な価格形成などが新たに盛り込まれ、国内生産の増大を基本に、国内の食料需要を満たすための安定的な輸入や備蓄を確保し、平時から食料危機に備えを講じるとともに、地域社会が維持されるよう農村の振興を図るといった内容となっております。

今回の法改正の背景といたしましては、昨今の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることなどが挙げられます。

具体的には、ロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢の不安や気候変動・温暖化に伴う農産物の収量の低下、世界人口の増加に伴い食料が輸入・確保できなくなるリスクの高まりに加え、日本国内における農業生産者の減少などによる農村集落の縮小や農業生産基盤の弱体化などの情勢変化があります。

改正法にのっとった施策の具体的な内容や食料自給率、安全保障の確保に関する目標値などについては、法の規定に基づき、食料・農業・農村基本計画で定められることとなっており、首相を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において来春までに策定することとなっております。

さて、ご質問の改正食料・農業・農村基本法に関する町の見解であります。当町も全国的な傾向と同様に、農業生産者の高齢化や減少に加え、昨今では農業コストの上昇や気候変動の影響など多くの課題に直面しており、町といたしましては、今回の改正法及び今後策定される食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策展開により、町内の農業の活性化を促せるよう努めてまいりたいと考えております。

また、食料供給困難事態対策法案につきましては、さきの改正食料・農業・農村基本法の食料安全保障を補完するものとなっており、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給の減少により、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時から必要な対策を政府一体となって早期から措置することを目的とした法案で、米、小麦、大豆などの供給が大幅に不足または不足するおそれがある場合に、政府が農家や販売者に対し、出荷・販売の調整、輸入の促進、生産・製造の促進を要請または指示できることを規定した内容となっております。

この法案につきましては、現在、参議院で審議中ですが、町といたしましては、国民が必要とする食料を、民間の流通在庫に頼るのではなく、国により計画的に備蓄していくことは必要な政策、法整備であると考えております。

続きまして、ロ．農家が希望を持てる農業政策はについてお答えいたします。

まず、町の農業の現状を、農林業センサスに基づく令和2年2月1日時点の数値としてお示しいたしますと、町内の総農家数が770戸、うち販売農家数が243戸あり、農業者の平均年齢は67.9歳という結果となっております。

次に、農家が希望を持てる町独自の農業政策につきましては、一例を申し上げますと、新規就農者支援補助金、荒廃農地再生利用補助金、ワインぶどう産地化補助金、果樹共済・収入保険の掛金補助、災害見舞金制度など農家個人に給付する補助事業などの町独自の施策を設け、農家を支援しているところであります。

また、農道やため池、水路の整備・改修工事などそれぞれの集落における営農環境を向上させるための事業なども行い、ハード・ソフト両面からの支援に取り組んでおります。

また、国連が推奨する家族農業に関する町の方策につきましては、国際連合は、2017年の国連総会において、2019年から2028年を国連家族農業の10年として定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求めています。

令和2年の農林業センサスによると、経営耕地面積が30アール以上または農作物別に規定される一定規模以上の農業経営を行う農業経営体が日本国内で約108万経営体ほどあり、このうち家族経営体は約104万経営体で、農業経営体全体の96%を占めているとの結果が示されています。

この結果は、町内においても同様の傾向であると考えられるとともに、EU、アメリカなど他の先進国と同等の水準となっております。

町の方策といたしましては、地域の実情に合った町独自の支援施策を引き続き実施するとともに、国や県の農業施策を一体的に推進することにより、より一層、希望を持って農業に取り組んでいただける環境づくりに励んでまいりたいと考えております。

続きまして、ハの有機農業の推進をについてお答えします。

オーガニック農業の町宣言をとして、これまでの取組の経過をというご質問であります。まずは宣言ということではなく、農業生産者の皆さんに有機農業について学んでいただく、ご自分の田や畑で有機農業が可能なのか、学習を通して考えていただく、そうした取組から始めていければと考えております。

これまで担当課において、先進事例の調査・研究等を行ってまいりました。まずは、有機農業を農業生産者に知っていただく機会を設けることとし、来月予定されている農業生産者が集う会議の場に県の担当者を招き、有機農業や環境に優しい農業、また、その認定制度などについて説明していただくことを計画いたしました。

そこで参加された農家の皆さんから、感想やご意見をお聞きする中で、今後の取組について、また参考にしてまいりたいと考えているところであります。

次に、有機野菜を学校給食に使うことで、地産地消の推進と循環型農業振興にできないかのご質問であります。有機農業の取り組む農家の販路の一つとして、学校給食の食材として使用し、農家から給食センター等へ農産物を供給する体制が整備されている市町村もございま

すので、この点につきましては、全国の先進市町村の取組等について、今後、研究してまいりたいと考えております。

14番（大森君） まず、再質問をさせていただきます。改定食料・農業・農村基本法、そして食料供給困難事態対策法等についてですね、必要な施策だというようなご答弁をいただきました。これまで日本の農業は減反減反、特に米農家にとっては非常にこれは推し進められてきました。そして、荒廃農地が増え、山林化していくという事態は町内でも起きているわけです。

日本の自給率が38%、一向に増えてこないです。しかし、先進国では70%あるいは100%を越す自給率の国があるわけです。日本も自給率を向上し、そして世界の飢餓、そしてまた食料に困難なところへ差し上げる、こういう努力がやはり必要ではないでしょうか。そういう点で、町の見解とすれば、私は非常にいら立ちを感じるところであります。

次に、農家が希望を持てる農業政策の点でありますけれども、この農林業センサスの調査でも、徐々に農地が減り、そして耕作されない農地も林野化されたりして、それが農地から外されるということで、目に見えて減ったふうには数字的には見えません。こういう状況の中でですね、やはり町の農業もしっかりと支えていく、そのことが必要だと思います。

具体的な支援策はいろいろと述べられましたけれども、将来、坂城町がこういう農業の町をつくっていくんだと、そういうイメージが全く見えてきていません。やはりそういう農業政策をつくっていく必要があると思います。

そして、国連で提唱されております家族農業、この意義は非常に大きな意義を持っております。これは、日本を含む104か国が共同提案して全会一致で可決された内容です。この家族農業を主にした農業政策では、まず一つは、大規模農業で環境に負荷をかける農業はリスクが大きい。そういう点では、家族農業が非常に地域農業政策、そして地域での循環型経済、農業の再生産が容易になることがあります。

また、輸送コストの削減と環境負荷がなくなるわけでありまして。今の日本は、世界中から穀物・農産物を輸入しています。これこそ環境負荷は大きくなっていくわけです。

また、家族農業では、低農薬や有機野菜、有機農業に適しているということもあります。特に、私の友人の多くの農業をやっている皆さんは、自分で食べる分については農薬を使わない、こういう農業をされております。そういう点から見ても、低農薬や有機農業に適していることになります。

そして、さらに大事なのは、国連でも全世界で取り組んでいるSDGsの全ての項目のうち、11項目がこの理念に合致している。この点です。この点について町長にお尋ねするんですが、この家族農業と有機栽培農業を坂城町の農業政策に位置づける、このことについて町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

町長（山村君） 有機農業については、前回もお話ししましたけれども、取り組むべきだと思っ

ておりますし、先ほどの答弁でも学校給食にどう盛り込むかも含めて、いろんな事例がありますので、それは検討していきたいと思っております。

大森さんは全然触れられなかったけれども、僕が一生懸命やった農業施策の一つがワインの事業ですね。これは、ワイナリーができて、そこの方の、ブドウ専用の畑ももう数ヘクタール開発されましたし、それからそれは荒廃農地を使って開発されたということでもありますので、そういう取組をしているということでもあります。

それから、僕は個人的にはですね、大森議員と同じ考えを持っているところがあるんですけども、やはり自主的な減反がいまだに続いていると。これがどうして転換しないのかなと僕は思ったり、いろいろ複雑な絡みがあるんですけども、本当は稲作をもっとして進めてですね、さっき言われたように価格の問題がいろいろあると思いますけれども、それは何らかの個別保障でもいいし、やって、日本も困っているわけですけども、食料に困っている海外の国に支援として送るとか、そういうことがいろいろできるんじゃないかと思っております。

また、今、坂城町の若い農業をやっておられる方でも、自分で稲作ができないという方の田んぼを多数利用して、米作りをやったり、あるいはサツマイモを作ろうというような方もいらっしゃいます。いろんな展開をされていますので、そういうものをいろいろ個別に見てですね、支援を続けていこうと思っております。ぜひこのお話をするときにはワインも絶対入れていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

14番（大森君） 町長の答弁は、私とほぼ同じような考えということでもありますので、一緒にですね、その実現に向けて力を尽くしていきたいというふうに思います。

私は、昨日、有機JASの認定員の方をある方から紹介されました。そして、早速自宅を訪問し、お話をいろいろと伺ってきました。千曲市と坂城町のこの地域で認証を受けている方はお二人いらっしゃる。認証を受けるための申請書を見せていただきました。こんな厚いものです。また、公図を全部書いて、そして農事日記のように、いつ何をやった何をやったと、ずっと。それを全部精査して、そして判定をするということのお話を聞きました。本当に、一農家の方がこの申請をするということは、本当に大変なことです。やはり、町のほうでこういう希望される方に対して、そういう書類の書き方の指導やあるいはお手伝い、こういう体制を取ってですね、今度農家の方とお話しする機会があるから、そのときにもお話をするというように、先ほど答弁がありました。そういう方向で町もやっていますよと、そういうことをやっぱり明らかにしていく必要があるのではないかとこのように思います。

また、やりやすい方法とすれば、まずハウスの中でやれば、よそからの農薬の散布等について、ほぼ遮断することができるということと、根菜野菜、大根とかニンジンとか、こういうものについては、害虫の被害は受けにくいところからスタートして、経験を得て、土壌作りもしながら一步一步進めれば可能であると。いかに早く踏み出すかが大事なところだと。

1年、2年、3年でできるわけじゃないんです。やはり早く踏み出してほしいというお話でありました。ぜひ町もですね、その方向で検討をお願いいたします。

それでは、3番目の質問に参ります。3といたしまして、介護保険事業は大丈夫か。

イ. 安心して介護サービスは受けられるかについてです。

介護保険の第9期の見直しで、この4月から介護報酬が減額されることになりました。身体介護や生活援助などの訪問介護は、ひとり暮らしの人や要介護者や在宅生活を支える大事なサービスであります。また、施設入所の待機者にとっても家族の負担も大変重荷になっています。訪問介護のサービスの基本報酬の引下げは、事業所にとっては死活問題となります。まず、基本的な点についてお聞きいたします。

介護保険の認定者の状況はどうなっているのでしょうか。

二つ目に、施設入所希望者の状況について。待機者の人数についてお尋ねします。

3としまして、町内の訪問介護事業所数はいくつあるのでしょうか。

4といたしまして、訪問介護報酬が引き下げられましたけれども、サービスを受ける利用者には不安はないのか、お尋ねいたします。

五つ目に、在宅介護支援センターケアステーションさかきの事業内容と職員体制はどうなっているのか。1回目の質問といたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 3. 介護保険事業は大丈夫か、イ. 安心して介護サービスは受けられるかのご質問に順次お答えいたします。

介護保険制度につきましては、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行など、介護による離職が社会問題になる中、家族の負担を軽減し、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、2000年、平成12年に制度が創設されました。

日本の2023年、令和5年10月1日現在の総人口は1億2,435万2千人で、13年連続減少するなど、近年減少局面が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口令和5年推計では、2070年の総人口は現在の7割に減少し、65歳以上の人口はおよそ4割になると予測されています。

当町における令和6年3月31日現在の高齢化率は36.5%で年々上昇傾向にあり、厚生労働省が運営する地域包括ケア見える化システムでは、2040年、令和22年には42.7%と国の予測よりも早い高齢化の進行を推計しているところであります。

こうした中、介護保険サービスを利用するための要介護認定の認定者数の状況についてのご質問であります。令和6年3月31日時点において、介護度別に申し上げますと、要支援1、124人、要支援2、70人、要介護1、226人、要介護2、92人、要介護3、90人、要介護4、133人、要介護5、72人で、合計807人となっております。

次に、施設入所希望者の状況と待機者人数についてであります。介護保険における施設入

所サービスには、主に介護老人保健施設（老健）と介護老人福祉施設（特養）、認知症と診断された方が介護を受けながら共同生活をする認知症対応型共同生活介護の施設があります。

介護老人保健施設は、病気の治療が一段落した後などで、自宅で生活するための医療ケアや機能訓練が必要となる方が入所する施設となっており、リハビリテーションが重視され、医療スタッフも充実していることから、自宅へ戻ることを前提とし、要介護1から5の認定者が対象とされ、入所期間は原則として3か月程度となっています。

また、介護老人福祉施設は、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、日常生活の世話や機能訓練、健康管理等の世話を行う施設であり、原則として要介護3以上の認定を受けた方が入所する施設であります。

ご質問の待機者の人数につきましては、当町には介護老人福祉施設は3施設あり、このうち入所定員が30人以上の施設には町外の方も申込みが可能であることや、待機中にほかの施設に入所されるケースもあるなど、施設側でも実人数の把握は難しいとのことですが、県が毎年実施しております特別養護老人ホーム入所希望者数の調査では、令和6年4月1日現在、町内在住の待機者は29名となっております。

このほかに、町内のグループホーム2施設については、それぞれの事業所にお聞きしたところ、希望者は入所できており、待機者はいないという状況であります。

次に、訪問介護事業者についてであります。まず訪問介護サービスとは、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、身体介護、生活援助等を行うもので、サービスの利用対象者は要介護1から5の認定者及び要支援1・2の認定者のほか、介護認定には至らない方のうち、生活状態や心身機能の衰えなどについて、25項目からなる基本チェックリストに該当するいわゆる事業対象者は利用が可能となっております。

ご質問の訪問介護サービスを提供している事業者は、町内に2業者あります。

続いて、訪問介護報酬が引き下げられたが、サービスの利用者に不安はないかのご質問にお答えいたします。

介護報酬とは、事業者が提供する介護サービスの対価として事業所に支払われるもので、報酬額は利用者が受けたサービスの種類や量に基づいて算定され、国において決定しております。

この介護報酬については、高齢者の人口が年々増加傾向にあるなど、社会情勢の変化に対応し、介護保険制度を持続するため、3年に一度見直しが行われ、2024年度の介護報酬改定率は、介護職員の処遇改善分がプラス0.98%、制度の適正化や質の向上を図るものがプラス0.61%、全体では1.59%のプラス改定となっております。

ご質問のとおり、この4月から訪問介護サービスの中心となる身体介護・生活援助等の基本報酬の単位数が引き下げられましたが、これを補填する対策として、質の高いサービス提供を行うことで訪問介護事業所が算定できる特定事業所加算の算定要件の見直しに加え、介護職員

の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に活用されるよう介護職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられている、処遇改善加算や特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の三つの加算の一本化が6月から施行され、職種間の賃金配分についてはルールを設けず、事業所内で柔軟な配分が可能とされたところであります。

このように、サービスを提供する事業所における介護報酬が改定されましたが、訪問介護サービスの内容には変わりありませんので、利用されている方はこれまでと同様に、その方の状況に応じた必要なサービスを受けることができ、訪問介護報酬が引き下げられたことによるサービス量の減少や質の低下にはつながらないものと考えております。

続いて、在宅介護支援センターケアステーションさかきの事業内容と職員体制のご質問にお答えいたします。

在宅介護支援センターケアステーションさかきは、平成元年、国の高齢者保健福祉推進十か年戦略により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう整備が進められた施設で、現在、町の指定管理を受けて町社会福祉協議会が業務を実施しているものであります。

事業内容といたしましては、町内の高齢者やそのご家族を対象とする総合相談をはじめ、介護予防や介護支援に関する情報提供、個別に高齢者宅を訪問し、健康状態や生活状況等についての聞き取り・指導など、日常生活の自立に向けた支援事業を実施しており、福祉健康課内に設置する地域包括支援センターと同様に、自宅での生活支援等多様なニーズに対応しているところであります。

このように、在宅介護支援センターでは、地域の高齢者やそのご家族の福祉の向上を目的に、地域に根ざした相談支援を行うとともに、地域の実情を把握、関係機関との調整、ネットワークづくり等にも取り組んでおり、職員体制につきましては、保健師2名を配置し、高齢者に寄り添った支援に努めているところであります。

14番（大森君） ご答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、町の訪問介護の事業所について、2か所ということですが、これは公表できるでしょうか。どこでしょうか。まず1点、お願いいたします。

議長（滝沢君） 今の再質ですが、民間事業所ということで、公表はできないということでございます。

14番（大森君） わかりました。特にですね、訪問介護サービスの事業所が非常に大変になっているというのが、信濃毎日新聞の6月1日付で大きく取り上げられております。介護訪問の7割を超す事業所が経営悪化とアンケートに答えています。介護サービスを受ける町民の皆さん、家族あるいは要介護の皆さんが本当に安心して訪問介護を受けるには、経営悪化となれば、もし倒産あるいは廃業になれば、今までヘルパーさんが来ていた方がその家庭を訪問しなくな

る、こういう不安につながることはないでしょうか。ただ、利用料、サービス料を払うということだけで済むわけではありません。この点については、しっかりと見ていく必要があるのではないのでしょうか。

そして、先ほど6月から賃上げや職員増員などをした事業所の報酬を増やす新たな処遇改善加算が始まるというふうに述べられました。この加算を受けるためには一定数以上の介護福祉士を雇用する雇用条件をクリアしなければなりません。

また、最上位の加算要件を満たすことができそうだと回答したのは65の事業所で31%、あとのところは難しいと95事業所が答えています。やはり非常にハードルが高いものを設けてですね、事業所は低賃金で、そして介護サービスが悪化してくるということにつながっていきます。やはりこの介護保険が今まで言われていますが、介護保険あって介護なし、今では介護詐欺だという言葉まで出ています。しっかりとした介護保険法、そして3年に1回の見直し、この辺についてもしっかりと国が面倒を見ていく必要があると、国による支援が必要ではないかというふうに思います。

また、先日の信濃毎日新聞では、3年間運用する中で報酬を変更するのではなく、今すぐ変更するよにということで、社説でも強調しています。本当に安心して町民が訪問介護を受けられる、こういう体制を今後ともつくっていく必要があると思います。その点を指摘いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、17日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時53分)

6月17日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 工業の町「坂城町」についてほか 宮 入 健 誠 議員

(2) 町民の健康対応についてほか 中 村 忠 靖 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。私たち1期目の議員も、早いもので初当選から1年が経過し、議会定例会も一巡し、議会の流れが見えてきました。一般質問も今回が5回目となりますが、思い返しますと、初回から先輩議員の皆様にはご指導をいただきながら、何とかここまで来ました。改めて御礼を申し上げるとともに、今後においても初心を忘れず、町民からの負託を背に頑張ってまいりたいと思います。

さて、6月も中旬を過ぎ、早いもので今年の半分を終えようとしています。今年のこれまでも振り返りますと、政治・経済を中心に何十年ぶりの出来事などと大きな事故等が見られました。まず1月1日には、石川県能登半島を中心とする震度7を観測する大規模地震が発生し、既に5か月以上が経過いたしました。復興に向けた取組は少しずつ見られる中、5月31日付の信濃毎日新聞は、大きな被害を受けた石川県内の上水道、輪島、珠洲の両市にて1,900戸の断水は依然として続くものの、最大11万戸に影響が及んだ断水がほぼ解消されると報じました。

能登半島では、浄水場の機能が失われたり、地中に埋まる送水管が損傷したりする被害が相次いだことから、国は当初3月末の復旧を目指しましたが、道路事情の悪さなどから漏水箇所の確認や修理に時間を要し、さらに2か月の遅れを余儀なくされました。このことは、当坂城町においても、地震並びに災害時の教訓として学ぶ必要性を感じました。

翌2日には、羽田空港の滑走路にて日本航空の旅客機が着陸直後に海上保安庁の航空機と衝

突、炎上するという想像し得ない大惨事の事故が発生しました。

2月に入りまして、2月22日には、1月より活発な動きが見られた東京株式市場にて日経平均株価がバブル経済期だった1989年12月29日の水準を上回り、34年ぶりに史上最高値をつけました。

3月16日には、北陸新幹線が金沢から敦賀までの区間が延伸、開業いたしました。1973年の整備計画決定から半世紀を超えて新幹線網が福井県に広がりました。新幹線の開業は、2022年9月の西九州新幹線による武雄温泉から長崎間以来となりました。

さらに3月19日、日銀は、金融政策決定会合でマイナス金利政策を含む大規模緩和の解除を決めました。このことは、2007年2月の利上げ以来17年ぶりの利上げとなりました。

3月24日、大相撲春場所において新入幕の尊富士が初優勝を果たしました。新入幕の優勝は、大正時代の1914年、両国以来110年ぶりの快挙となりました。また、初土俵から所要10場所での制覇は、年6場所制となった1958年以降、付出を除いて最速にて達成されました。日本相撲協会によりますと、大銀杏が結えない力士の優勝も初めてとのことでありませぬ。

さて、4月に入りますと、値上げ、医師、物流ドライバー、建設作業員に残業規制を適用する働き方、企業活動が変更となり、医療、生活、教育、金融と多方面においても家計への負担が増大することとなりました。

以上、出来事の一部を紹介しましたが、時間の流れの速さ、想定外の出来事、久方ぶりの出来事等に驚きを感じ、これまで以上に先行き不透明感が多い今年前半だったと思います。

さて、これより質問に入ります。質問表題は3項目ありますので、順次お聞きします。

1. 工業の町「坂城町」について

私は、学校を卒業と同時に1979年4月に町内企業に就職し、40年間勤務いたしました。入社当時から坂城町のイメージは工業の町であり、多くの企業を中心に町が動いていた記憶があります。在職から退職後を含めると、既に45年以上が経過しました。そこで、現在の町内企業の現状についてお聞きします。

イ. 町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について

- 1、直近10年間の町内製造企業数と従業員数の推移は。
- 2、居住地、従業地別の推移状況について。

ロ. 法人町民税の推移について

- 1、直近10年間の法人町民税の推移の状況は。
- 2、法人町民税が町財政に及ぼす影響について。

ハ. テクノセンターについて

- 1、町におけるテクノセンターの位置づけについて。

- 2、企業の研究開発への支援状況は。
- 3、試験計測機器の配備の状況は。
- 4、子どもたちへのものづくり教育の状況は。
- 5、これからの目指す内容と役割は。

最後に、ニ．企業の動向について

- 1、企業との情報交換の状況は。

2、企業の活性化に対する町としての取り組むべき内容は。特に、2については、今年は春闘にて高水準の回答がなされ、満額以上の回答の企業も報告されました。そんな中、3月8日付の信濃毎日新聞では、2023年に県外から県内に本社機能を移転した企業と、県外に転出した企業が共に18社であったと報じました。転出は、昨年比13社の増、また2013年以降、転入が転出を上回る転入超過が続いてまいりましたが、11年ぶりにストップとなりました。

また、3月2日の同紙においては、2025年卒業の学生に対する採用説明会が3月1日に解禁となり、強まる学生の売手市場の傾向は、昨年にも増して今年も同様となり、企業は人材確保に躍起と報じました。

一方、4月2日の同紙では、日銀松本支店が1日に発表した3月の県内企業経済観測調査（短観）で、ポイントとして、1、全産業の業況判断指数は2四半期連続で悪化、2、製造業は2四半期連続で悪化、さらに5四半期連続でマイナス圏となり、特に自動車関連の受注減などで悪化し、全体を押し下げたとのこととあります。

以上のことから、町内企業においても人員不足、業績の変動など、多くの問題を抱えていると考えられますので、町としての取組の状況をお聞きします。

以上の質問について、答弁をお願いいたします。

商工農林課長（北村君） 私からは、工業の町「坂城町」についてのご質問のうち、イの町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について、ハのテクノセンターについて、ニの企業の動向について順次お答えさせていただきます。

最初に、町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について、工業統計調査及び経済センサス調査、町独自で行った従業員数3人以下の事業所調査の結果に基づき、お答えいたします。

なお、事業所数及び従業員数が公表されている最新のデータが令和3年でありますので、令和3年を基準とし、5年前の平成28年、10年前の平成23年のデータでお答えいたします。

平成23年の事業所数は247社で、従業者数は5,044人でありました。平成28年は221社、5,929人、令和3年は197社、6,167人と10年前と比較し、事業所数は50社減少しているものの、従業者数は1,123人増加している状況です。

続いて、居住地、従業員別の推移状況につきましては、平成22年と令和2年の国勢調査の

結果に基づき、お答えいたします。

平成22年と令和2年のいずれにおいても、町外からの流入が町外への流出を上回っている状況で、平成22年は714人、令和2年は1,356人の流入増という結果となっております。

他市町村に居住し、坂城町で働く就業者は、平成22年と令和2年を比較すると、10年間で4,044人から4,543人へ約12%増加しています。

居住地別に就業者数の推移を平成22年と令和2年と比較すると、長野市からの就業者数は607人から686人に、上田市からの就業者数は1,501人から1,774人へとそれぞれ増加しています。また千曲市からの就業者数につきましても1,692人から1,754人へと増加しています。

一方、坂城町に居住し、他市町村で働く就業者は、平成22年と令和2年を比較すると、3,330人から3,187人へと約4%減少しており、従業地別に見ますと、上田市への就業者数が最も多くなっていますが、就業者数は10年前と比較し、長野市、千曲市、上田市のいずれも減少しています。

続いて、テクノセンターについてのご質問にお答えします。

さかきテクノセンターは、平成4年の設立当時、既に問題視されていた技術や情報の高度化、国際化、人口減少による担い手・人材不足など、町内企業がさらに発展するための課題を解決するため、技術の高度化や試験・計測事業の支援、人材育成、企業間交流のほか、大学等の研究機関・支援機関との連携、情報提供など様々な支援を行うためのものづくりのまちの中核施設として位置づけられ設立されたものであり、この主目的、位置づけは、今日に至るまで継続されております。

次に、企業の研究開発への支援状況であります。テクノセンターでは、センター長を含め計3名のコーディネーターが配置され、町内企業からの技術・開発に関する相談に随時対応しているほか、金属3Dプリンターなど最先端の機器を導入し、この特性や活用の道について企業との共同研究を行うなど、様々な形での研究開発支援が実施されているところでございます。

また、試験・計測機器の配備状況につきましては、先ほど申し上げました金属3Dプリンターのほか、樹脂の3Dプリンター、三次元測定器、非接触の三次元測定器、蛍光エックス線分析装置、真円度測定器、精密万能試験機など、18種の機器を備え、企業の共同利用に供しているほか、センターに常駐する検査・測定員による受託測定が行われております。

令和5年度の試験・計測機器の利用状況といたしましては、企業の共同利用が、これは企業の社員が自身で機器を使用するものでありますが、年間を通じて157件、また、センターの検査員による測定受託の件数は238件と、合計395件の利用がありました。

続いて、子どもたちへのものづくり教育の状況についてであります。テクノセンターでは、

毎年夏に町商工会工業部会との共催により、町内小学校児童を対象にした、ものづくり体験教室を開催しているほか、モノづくり展の開催などを通じ、未来のものづくりのまちを担う子どもたちに、ものづくりの楽しさや、町内企業の高い技術力を実感してもらうための取組が行われております。

続いて、テクノセンターのこれから目指す内容と役割についてであります。設立から30年を経過する中で、社会情勢や企業ニーズの変容に合わせ、支援の形も徐々に変化をさせてきておりますが、近年、製造業企業にとっても特に注目されているテーマとして、持続可能な社会の実現に向けた、ゼロカーボン・脱炭素社会への動きが挙げられます。

この動きに合わせ、テクノセンターでは令和4年度からの新たな支援事業として、県工業技術総合支援センターとの共同により、町内企業のカーボン排出量削減のための事業を展開しているほか、設立30周年を記念する重点事業として、テクノセンター建物の一次エネルギー消費量を25%以下に削減するNearlly ZEB改修を行い、この改修前後に得られるデータやノウハウを町内企業と共有しながら、町内企業と、そして地域全体の脱炭素化を支援・牽引するためのさかきテクノセンターZEB化事業が進められております。

現在、国への補助金申請を行っており、審査の結果を待つところでありますが、結果が得られ次第、直ちに事業を進められるよう、必要な準備が進められていると伺っております。

ものづくりのまちさかきを象徴するテクノセンターが脱炭素化に取り組んでいくことは、ものづくりのまちのゼロカーボン化という大きな波に向かうフラッグシップとしての波及効果も期待するところでありますので、町といたしましても、引き続きテクノセンターへの支援を継続していきたいと考えております。

次に、二の企業の動向について、企業との情報交換の状況についてお答えします。

町内企業の皆さんとは、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合、坂城町商工会、坂城町労務管理協議会、テクノさかき工業団地組合など、様々な工業団体の理事会や総会、それぞれの団体の事業において、企業の代表の方や総務人事部門の方を中心に社員の皆さんとお会いする機会が数多くあり、そうした際に情報交換をさせていただいております。

また、毎年11月に開催される地域経済振興懇話会では、町内企業の皆様から、各社の状況について報告していただいているほか、3か月ごとに町内企業20社を対象に行っている企業経営状況調査においても、各社の生産量や売上げ、雇用状況に加えて、各社におけるトピックスを記載していただくスペースを設ける中で、情報収集に努めております。

さらに、町と町商工会、テクノセンター、テクノハートの商工4団体におきましては、毎月、定例の打合せ会を開催しており、その際にも各団体が企業から直接得た情報についても情報共有しているほか、課題解決に向けた対応等についても協議しております。

続いて、企業の活性化に対して、町として取り組むべき内容についてお答えいたします。

町に対する企業のニーズといたしましては、金融支援などの経営安定支援、技術の高度化、技術革新への支援、工業用地の確保支援、人材確保の支援など多岐にわたります。先ほども答弁させていただきましたが、今年度進めているさかきテクノセンターZEB化事業は、企業の共通課題である、ゼロカーボン・脱炭素社会に向けた取組であります。こうした企業ニーズを把握し、町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート協同組合とともに連携する中で、国や県の支援も活用しながら、今後も企業の活性化、坂城町の工業振興に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（伊達君） 工業の町「坂城町」について、私からは、ロ. 法人町民税の推移についてお答えいたします。

初めに、直近10年間の法人町民税の推移の状況はのご質問であります。平成26年度からの法人町民税の決算額と当時の状況につきましても、併せてお答えいたします。

まず、平成26年度の直前5年間ににつきまして若干触れさせていただきますと、平成20年9月にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻から連鎖的に世界の金融危機を招いたリーマン・ショックによる影響の長期化に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災により経済活動が停滞する中、当町の法人町民税収は大変厳しい状況が続いておりましたが、ようやく回復を見せたのが平成26年度でありました。

平成26年度の法人町民税決算額は、円安などの追い風も受け、前年度から3億4,200万円の増となる約5億4,800万円、翌27年度は約6億7,500万円となり、リーマン・ショック前までの税収に近づいてまいりました。

28年度は、国の税制改正により、法人の事業開始年度が26年10月以降にかかる法人町民税法人税割の税率を2.6%引下げ、11.9%としたことに加え、企業の大型投資等の影響により、法人町民税は2億5,500万円減の約4億2千万円となりましたが、その後は、企業の好調な業績に支えられ、29年度が約4億3,500万円、30年度が約6億3,100万円、令和元年度が約5億6,900万円と堅調に推移をしてまいりました。

しかしながら、令和元年10月の令和元年東日本台風災害や、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済情勢の悪化に加え、こちらも国の税制改正に伴うものになりますが、10月以降に開始する事業年度の法人町民税法人税割の税率を8.2%に引き下げたことも重なり、令和2年度の法人町民税は、前年度から2億8,600万円減の約2億8,300万円、3年度は約3億3千万円となりました。

令和4年度におきましては、コロナ禍からの社会経済活動の回復による燃料需要の高まりなどで燃料価格が高騰する中ではありましたが、企業の業績も持ち直しを見せ、前年度から2億円の増となる約5億3千万円となったところであります。

令和5年度につきましては、原材料価格の高騰や不安定な中東情勢、歴史的な円安下での金

融市場など、予断を許さない状況が続く中、4億円程度の税収を見込んでいるところであります。

次に、法人町民税が町財政に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

法人町民税は、この10年間で見ても2億8,300万円から6億7,500万円まで年度によって大きく変動があり、過去におきましては、リーマン・ショック翌年度の平成21年度に1億7,400万円まで大きく落ち込むなど、その時々の方景の動向や社会情勢などに左右されやすいことから、税収の見通しを立てることが難しい税目であります。

一方、製造業を中心とした工業が盛んな当町におきましては、町税の中でも法人町民税の占める割合が高く、法人町民税は、個人町民税や固定資産税と並んで基幹税目の一つとなっており、令和4年度の決算における当町の町税全体に占める法人町民税の割合は19.1%で、県内他市町村の決算資料による手元の集計ではありますが、77市町村の平均値7.7%を大きく上回り、県内では群を抜いて高い状況であります。

また、町全体の歳入のおよそ3分の1を占め、町の財政の根幹をなす町税における法人町民税の割合が高いため、当町の財政構造の特性としましては、町内企業の業績や経済動向に影響を受けやすいことが挙げられます。

町といたしましては、こうした点を踏まえ、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合、町商工会など関係機関と連携しての支援により、企業の経営を支えるとともに、財政運営の基本的な方針としましては、日頃からの徹底した経費の節減と効率的・効果的な施策の展開を心がけ、引き続き安定的な行政サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。ちょっと前になりますが、1月31日と2月11日の日本経済新聞には、日本のGDP（国内総生産）ドイツに抜かれ4位に転落と報じました。2010年には中国に2位の座を譲り、今度は3位も明け渡すこととなった。その要因の一つとして、少子高齢化を背景とした人手不足は、日本経済の構造的な課題であるとされている。しかしながら、全て悲観的にならず、官と民の力を合わせて工業の町坂城町から改めて3位奪還への道を切り開きたいものであります。

2. 大学との連携協定について

次に、大学との連携協定について質問をいたします。3月24日付の日本経済新聞によると、国内の大学が2024年度から4年間で理系学部の入学定員を1万1千人増やすことがわかったと報じました。文部科学省が大学の申請を承認したとのことでした。

内訳といたしまして、今回の申請は106校が承認され、デジタルや環境分野の人材を育成し、国際競争力を高めることを目指し、第2回目の公募は今年の夏に選定するとのことでした。

そのような状況下、イ．現在協定を締結している大学について。

- 1、大学名、締結年月、現在の活動内容について。
- 2、連携の成果は。
- 3、今後の展開はどのように考えているのか。また、次なる連携の考えは。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから2番目の質問としまして、大学との連携協定について、また、イとして協定を締結する大学についてのご質問をいただきました。順次お答えしいと思っております。

行政課題ですとか、ニーズが多様化する中、高度化する中で、当町におきましては、様々な専門的知見や特色、強みを持つ大学と連携することで、地域課題の解決を図り、地域の活性化や産業の振興、教育の向上や人材育成につなげるとともに、大学の研究室との研究開発や学生のインターンシップ、地域イベントへの参画など、地域と大学とのつながりを大切に、現在、信州大学、長野大学、埼玉工業大学、金沢工業大学の四つの大学と連携・協働等に関する協定を締結し、各種連携事業を実施しているところであります。

ご質問の各大学との連携協定についての締結年月と活動内容、連携の成果であります。当町と最初に連携協定を締結したのは信州大学繊維学部で、ものづくりの町の産業振興、学術研究、教育及び人材育成、環境保全、インターンシップなどの分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的に、平成18年4月に協定を締結いたしました。

その後、平成28年3月には繊維学部のみならず、全学部との包括協定を締結し、まちづくり、地域活性化、移住定住及び就職支援に関することなどを連携事項に加え、事業を展開してきたところであります。

企業の経営者・技術者を対象とした研究成果や技術シーズ等を紹介するセミナーの開催などにより、新たな技術等を知る機会を設けるとともに、研究開発などのきっかけにもつなげるなど、地域における産業振興と活性化の有効的な取組の一つとなっております。

次に、長野大学とは、平成28年（同日「平成18年」に訂正あり）10月に連携協定を締結し、まちづくりや地域活動、生涯学習、国際交流、インターンシップや現地学習に関することのほか、健康・福祉、教育、環境、観光、情報、経営、産業など幅広い分野で相互に連携し、大学における知的資源及び研究成果等を生かす中で、まちづくりや地域の活性化に向けて、事業に取り組んでおります。

また、町の最上位計画であります長期総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画など、町の根幹となる行政計画の策定においては、専門的な立場から参画いただいているほか、ふれあい大学の長野大学坂城町講座におきましては、生涯学習や教育支援の機会をいただくなど、新たな知識等を得る機会、地域における交流の機会として、

実施していただいております。

続いて、埼玉工業大学とは、さかきテクノセンターを含めた3者により、平成22年2月に連携協定を締結しており、産業技術の振興、坂城高校との連携支援、教育・人材育成及び情報、生涯学習、学術研究、インターンシップに関することについて、連携した取組を進めております。

また、未来の技術者を育てる取組として、坂城中学校や坂城高校への出前授業のほか、坂城高校の生徒を対象とした大学の体験授業や、学園祭等のイベントに参加する交流活動も行っております。

特に、産業振興に関する取組では、町内企業の技術者の確保及び育成や、産学官連携による新技術開発等に向けた交流事業の実施など、町内企業のニーズに合わせた取組も進めているところであります。

今、申し上げました3者と、それぞれ学校の有している特色に合わせまして締結してきたわけではありますが、私はそれ以外にももう少し実践的な研究開発をしている大学との連携ができないかなというふうに思いまして、かねてよりお付き合いいただいております金沢工業大学の石川先生、当時は学長ですが、今は名誉学長ですが、ご相談しましたところ、快く受け入れていただいたというところでございます。

この金沢工業大学との連携につきましては、町と大学、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合の4者により、平成27年6月に連携協定を締結し、ものづくりのまちの振興、研究開発、教育及び人材育成、インターンシップに関することについて、4者がそれぞれの役割を担いながら、次代を担う人材の育成及び確保と、地域産業の活性化を支援する研究開発等の交流を促進しており、企業の経営者や技術者を対象とした大学の研究成果、技術シーズ及び企業マネジメント等を紹介するセミナーの開催など、町内企業の技術進化や高度化、新分野への進出などにつながる有効な機会となっております。

また、金沢工業大学が進める、若手社員の教育機会と学生が進路選択をするための機会とすることを目的に、企業が学生を従業員として受け入れ、実際の業務に長時間従事させるコーオペ教育プログラムにつきまして、本年度、町内企業での実施が予定されており、こういった事業の展開により、町内企業との共同研究や新製品の開発、技術力の向上にもつながるものと考えております。

また、金沢工業大学さんとは、日本刀の研究に関する連携では、令和4年度から大学における日本刀VR、バーチャルリアリティーですけれども、日本刀VR鑑賞システム制作に協力し、昨年8月には「日本刀VRシステム体験&講演会」を鉄の展示館で実施いたしました。

刀匠の町、ものづくりの町として、坂城町を広く認知いただく機会となり、多くの方に日本刀とDXの融合を体感いただけたものと考えております。

このように、各大学の特色を生かしつつ、地域課題やニーズに応じた各種連携事業を展開しておりますが、各大学に共通した取組として、町内企業から大きな期待を寄せられている人材確保事業につきましては、町内企業見学会やインターンシップ、大学就職担当者との情報交換会などを定期的に行っており、町内企業が優秀な人材を確保し、また、学生の就職支援が図られ、毎年町内企業への就職につながっているところであります。

続きまして、今後の展開と次なる連携のご質問ですけれども、連携協定を締結しているそれぞれの大学とは、毎年、連携協議会を開催しており、事業内容の確認とその検証を行うとともに、翌年度の計画について協議・検討を行い、各年度において必要とする連携事業を実施することとしております。

今後の連携事業につきましても、引き続き、まちづくりや地域活動、生涯学習、教育、環境、産業等について、様々な有効的・効果的な事業を実施する中で、地域社会・地域産業の活性化などを図るとともに、実施事業の精査・検証等を十分に行い、相互の連携を強化し、事業を展開してまいりたいと考えております。

また、地域社会に存在する多種多様な課題や地域企業のニーズ等は、さらなる増加や変化などが見込まれることから、その時々状況に応じて適切な対応をするため、新たな連携も視野に入れながら事業を推進してまいりたいと考えております。

すみません、長野大学との連携を私は平成28年と申し上げましたが、平成18年でございます。訂正いたします。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。県内の大学においても、清泉女学院大学・短期大学が2027年度に農学系学部を新設し、千曲市に新キャンパスを設ける構想を進めていると、3月16日付にて報じました。また、2月29日付にて、上田市の上田女子短期大学は、2025年4月に男女共学にし、名称も上田短期大学にすると発表しました。これにより、県内の女子短期大学はなくなることとなります。いずれも信濃毎日新聞の記事によります。

各大学も少子化が進む中で、生き残りをかけた取組が活発化しております。坂城町においても、大学との連携によりさらなる活性化を図っていただきたいと思います。

次に、3. 安全な町「坂城町」について質問いたします。

かねてより建設が進んでおりました国道18号線から町道A09号線までの主要地方道坂城インター線の工事が、事業着手から9年の年月を経て、3月25日に供用が開始となりました。このことから、テクノさかき工業団地と高速道路が直結しました。また、将来的には都市計画道路坂都5号線として千曲川を渡り、国道18号バイパスとも直結する構想とのことであります。

以上のことから、イ. インター線開通後の状況について。

地域住民より交通量の増加に加え、町道A09号線も含めてスピードを出す車が増え、危険度が増したとする声が寄せられております。このことから、1、周辺の道路状況の変化等による町民からの声について、町としての対応は。

口といたしまして、町道の点検と点検結果の対応について。

次に、町道の点検、点検結果の対応についてお聞きします。町道と言っても様々な幅員、延長の道路があり、なかなか全てを一斉に点検したり、補修したりすることは困難なことかと思えます。

しかし、特に主要幹線から一步中に入った道路において、目が届かないところもあることなどから、傷んでいる箇所が見受けられることもあり、高齢者などによるつまずき、転倒などといった声をお聞きすることがあります。そのようなことを踏まえて、2点お聞きします。

1、主要幹線から中に入った町道の計画的な点検の実施について。

2、点検結果に基づく修繕計画について。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

建設課長（堀内君） 3. 安全な町「坂城町」についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イ. インター線開通後の状況についてであります。坂城インター線につきましては、平成10年、1998年の長野オリンピックの開催に合わせ整備が行われ、長野県が事業主体として主要地方道坂城インター線として、平成5年に坂城インターチェンジから国道18号までの約1.5キロメートルが開通いたしました。

町では、国道18号までの坂城インター線開通後も、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、しなの鉄道テクノさかき駅への利便性の向上、また町内への移住・定住の促進などにもつながるよう、千曲川を渡り国道18号バイパスへ接続する坂城インター線の延伸を重点施策として位置づけ、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会を組織し、町一丸で県・国への要望活動を継続的に行ってまいりました。

こうした継続的な要望活動の成果により、平成27年度に国道18号から約400メートルの区間について、県が事業主体となる国の交付金事業として事業着手となり、9年の年月をかけ本年3月25日に坂城インター線が延伸されました。

坂城インター線の延伸後の状況につきましては、近隣企業の皆さんをはじめ、地域の皆さんからも、坂城インターチェンジへのアクセスがよくなり便利になった、道路が広くなり通行しやすくなったなどのご意見をいただく一方で、交通量が増えたことにより、交通事故を心配するご意見もいただいている状況であります。

そうした中、延伸後の交通量の増加や、交通の流れの変化を想定する中で、町では令和4年度に完成し、坂城インター線と接続する町道A09号線と谷川と並行する町道0309号線との交差点の安全対策につきまして、昨年11月に交通規制を管轄する千曲警察署交通課へ相談

したことを皮切りに、町及び警察合同による現地確認や、千曲警察署交通課による通勤時間帯の交通量や交通の流れなどの状況確認を行っていただく中、これまでに幾度となく協議を重ねているところでございます。

現時点において、千曲警察署公安委員会から交差点部の安全対策方針についての連絡はいただいていない状況ではありますが、交差点に接続する歩車道の道路幅員や今までの交通の流れを踏まえ、町道A09号線への交差点手前に停止指導線を新たに設置するとともに、谷川と並行する町道0309号線を優先道路として目視できるよう、交差点内へセンターラインを設置し、交差点に接続する道路の優先順位が明確となるよう、千曲警察署交通課の指導の下、道路管理者といたしまして、今できる安全対策を実施したところでございます。

また、将来的に坂城インター線が千曲川を渡り国道18号バイパスへ接続されますと、坂城インターチェンジへのアクセスがさらに向上し、広域道路としての交通量や交通体系、物流ネットワークの機能が高まり、町の様子も大きくさま変わりすることが想定されます。

一方では、さらなる交通量の増加も見込まれることから、より安心安全な道路環境となるよう、日頃から国・県と警察署と情報を共有し、道路の安全管理、安全対策を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 町道の点検と点検結果の対応についてお答えいたします。

当町の町道につきましては、令和6年3月末現在、1級町道が9路線、約21キロメートル、2級町道が40路線、約27キロメートル、その他町道が約219キロメートルで、総延長約267キロメートルについて、管理を行っております。

日頃の町道の点検につきましては、定期的な町内巡視による道路パトロールのほか、各地区区長さんや町民の皆さんからも道路の損傷に関する情報をいただくこともあります。

また、職務で現場等に行った際に、損傷箇所を発見した場合には、迅速に応急修繕を実施できるよう、建設課各係所有の公用車には、常に道路補修材を積載し、速やかに道路補修を行っている状況でございます。

なお、舗装道路面の損傷につきましては、舗装の劣化や交通量の増加など様々な要因がありますが、アスファルト舗装の穴などの損傷は、降雨や降雪の後に発生しやすい傾向であるため、主要幹線町道を中心に降雨、降雪後には重点的に点検を行うとともに、過去の点検結果や補修履歴などに基づき損傷頻度の高い箇所を把握、整理しており、損傷箇所が発見された場合は、その都度速やかに対応できるよう努めているところであります。

また、平成29年度に締結をした安心・安全に暮らせる地域社会づくりのため、郵便局と坂城町における協力に関する協定により、郵便局様からの道路の亀裂、陥没などの情報をいただくことができ、ご質問にありますような主要幹線から一歩中に入った比較的交通量の少ない町道につきましても、より細やかな対応ができるようになってきているところでございます。

次に、点検結果に基づく修繕計画についてであります。比較的小さな道路損傷につきましては、これまでにお答えしたとおり、損傷箇所の発見後、速やかに補修を行うことで早期に安全な交通の確保を図っており、損傷の規模や程度によっては加熱アスファルトによる舗装修繕も随時実施している状況でございます。

また、平成26年度に実施しました道路ストック総点検による主要29路線につきましては、路面性状調査の調査結果に基づき、舗装長寿命化修繕計画を策定し、計画的に舗装修繕工事を行っているところであります。

修繕計画に基づく工事につきましては、これまで国の交付金事業を活用し、鼠橋右岸からしなの鉄道間の町道A05号線約190メートルや、田町十王堂信号交差点から坂城高校下までの町道A03号線約280メートルなどについて実施しており、平成27年度からは町道A01号線について、文化センター北側交差点から坂城方面に向けての舗装修繕工事を毎年継続して行い、現在まで約900メートルが完了し、本年度以降も引き続き実施していく予定であります。

今後の町道の点検及び修繕対応につきましては、これまでと同様に定期的な道路パトロールを行うほか、地域の皆様などからの情報提供をいただく中で、国の交付金事業による舗装修繕工事を有効的に組み合わせ、より広域的かつ迅速な対応を行うことで、安心・安全な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。これからは、特に高齢化社会を意識した段差、へこみなどによるシニアカーや歩行者の転倒防止を図りまして、安全な町坂城町を構築していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖議員の発言を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

初めに、昨年4月、町議会議員選挙で当選させていただいて、早くも1年がたちました。実施された議会一般質問4回の中で、9月議会で行った坂城町寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業では、11年ぶりに見直され、年間の利用券で1回1,500円であったものが、この4月以降、倍額の1回3千円、年間1万2千円になりました。

また、12月議会で取り上げたがん患者の方の就労や社会参加などを支援するため、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具などの購入費用の一部を助成するアピアラン

スケアでは、購入額の2分の1、上限2万円まで助成されることが決まりました。山村町長をはじめ町関係者の皆様に感謝を申し上げます。これからも町民皆様方のご意見、ご要望をお聞きしながら町政にお届けし、少しでも前に進められるよう努力してまいります決意です。

今回、大きな項目として2点質問をさせていただきます。1点目は、町民の健康対応についてです。イ. 本町で実施されている「予防接種」について、ロ. 町内の小・中学校「健康診断」について順次質問を行います。

最近では、常時を取り戻しつつありますが、数年前から世界的に猛威を振るってきた新型コロナウイルスの後遺症など、様々な影響が残っております。特に高齢者に関しましては、そのほかの要因による病気の発生も危惧されているところです。

議会初日、山村町長の開会の挨拶の中で、特定健診、特定保健指導につきましては、各医療保険者において40歳から74歳の加入者に実施するもので、過日発表された令和4年度の保険者ごとの実施状況で、当町の特定保健指導実施率が県内市町村国保の町の中では1位となる過去最高の94.8%とのお話がありました。誠に素晴らしい結果だと思います。

そのような中、毎年行われてきております予防接種についても、その位置づけは大変重要なものと思います。また、带状疱疹ワクチンの費用助成ですが、昨年の6月議会の一般質問でも取り上げ、質問をさせていただきました。全国的に費用助成が進む中、長野県内ではまだまだ費用助成に対し、実施に踏み切っている市町村が少ないのが現状でした。

しかし、この4月以降、以前から実施の松本市に加え、新たに塩尻市、安曇野市など3市となり、御代田町など4町、生坂村など11村を含めて、現在18市町村が予防と費用負担の軽減のため、任意で接種する費用の一部を助成することとなりました。

ここで带状疱疹の症状について、簡単に紹介したいと思います。带状疱疹は、体の一部にぴりぴりとした痛みが現れ、その部分に水膨れを伴う赤い斑点が出現する病気です。水ぼうそうにかかると、治った後もそのウイルスが体の中に潜んでいて、免疫力が落ちたときに発症します。日本人の90%以上が带状疱疹になる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

特に50代から発症しやすくなるため、水ぼうそうにかかったことのある方の带状疱疹予防としてワクチン接種の効果が認められており、50歳以上の方は接種可能で接種が推奨されております。

带状疱疹が頭部や顔面に出ると、目や耳の神経が障がいされ、目まい・耳鳴りなどの合併症、重症化すると視力低下や顔面神経痛など重い後遺症が残ることがあります。また、長期に痛みが残ることがあり、带状疱疹後神経痛（PHN）と言われ、50歳以上で带状疱疹になった場合、約2割がこの後遺症になると言われております。そのため、重症化と後遺症を防ぐにはワクチン接種が必要ですが、高額のためなかなか接種に踏み切れない方が多いのが実情です。

さて、昨年実施したここ1年間で带状疱疹ワクチン接種がどのくらい接種されているか、町内の主な医療機関3か所で聞き取り調査をしてみました。その結果、接種された带状疱疹ワクチン患者数は、3医療機関の合計で生ワクチン47名、不活化ワクチン32名の合計79名となり、昨年の合計58名よりも21名、3割以上の増加であります。このほかにも町以外での接種の方もいると思われまますので、実際に受診されている人の数は、これよりも多いことが想像されます。しかし、接種費用が高額であるため、接種に踏み切れない方がこの数倍以上いると想像されます。したがって、費用助成があれば、多くの方々の接種が可能となります。そこで一つ目の質問です。

1. 町民の健康対応について、イ. 本町で実施されている「予防接種」について、3点お伺いします。

1、本町で実施されている成人予防接種、インフルエンザ、肺炎球菌の過去3年間の接種率推移は。

2、予防接種率を上げるための今後の取組は。

3、今年度に入り带状疱疹ワクチンについて、県内の市町村で接種費用の助成をする自治体が増えている。また、町内の医療機関の受診者数も増加傾向であることから、带状疱疹ワクチンの費用助成が必要と思うが、町の考えは。

以上の3点について答弁をお願いします。

次に、円滑な健康診断実施のための環境整備の推進についてです。学校においては、児童生徒等が学校生活を送るのに支障がないか、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月に実施している。

近年、学校での健康診断をめぐるっては、教育委員会に聴診器が胸にあたって不快な思いをした、なぜ肌を見せなければならないのかなどの意見が児童生徒から寄せられ、上半身裸で待機することや、異性の教員が立ち会うことなどに懸念の声が上がっている。

文部科学省は、正確な診断に支障のない範囲で、原則上半身裸でなく体操着等で体を覆うなど、子どもたちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう、令和6年1月22日付で全国の学校に具体的な取組を通知。

通知内容では、1、健康診断の服装等について、今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な検査や診察に支障がない範囲で、原則上半身裸でなく体操着やタオルで体を覆い、配慮するよう求めた。

2、検査や診察の際は、囲いなどで個別スペースを作り、他の子どもから見えないようにし、原則、子どもと同性の教職員が立ち会うことなどを例示した。

3、一方、診察では、成長段階で多く見られる背骨の病気、背中を直接見たり、心臓の異常

の有無の確認のため、直接聴診器をあてたりすることがあると例示し、体操着や下着などをめくって診察する場合や、聴診器をあてる場合があることを学校が事前に子どもや保護者に説明するよう求めた。

文部科学省は、自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するよう求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼した。

この中で取組のポイントは、正確な検査や診察に支障がない範囲で児童生徒のプライバシーや人権に十分な配慮を行い、児童生徒が安心して受けられる健康診断に取り組むことです。すなわち、服装については、正確な検査や診察に支障のない範囲で、原則上半身裸でなく体操着やタオルで体を覆う。場所は、検査や診察の際は、囲いなどで個別スペースを作り、他の子どもから体が見えないようにし、原則子どもと同性の教職員が立ち会う。周知について、疾病の発見のため、体操着や下着をめくって診察する場合や、聴診器をあてる場合があることを学校が事前に子どもや保護者に説明する。

そこで、二つ目の質問です。ロ、町内の小・中学校「健康診断」について、3点お伺いします。

1、現在の小中学校における健康診断の内容と実施状況は。

2、今回の文部科学省の通知について、小中学校に周知したのか。

3、通知の別紙で自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するよう求めている。医師会と健康診断についての実施方法の協議状況は。

以上、3点についてお伺いします。

町長（山村君） ただいま中村議員さんから、1としまして、町民の健康対応についてご質問がありました。私からは、イの本町で実施されている「予防接種」についてのご質問にお答えしまして、ロの町内の小・中学校「健康診断」については担当課長から答弁いたします。

少子高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増大や、生産年齢人口の減少、ひとり暮らし高齢者の増加など、近年の社会環境や生活環境が大きく変化する中、健康に関する課題も多様化してきております。

そうした中、町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする第三次坂城町健康づくり計画「すこやかさかき21」を策定し、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、疾病予防と健康増進、介護予防など、健康寿命の延伸を基本目標に掲げ、健康増進の総合的な推進を図っているところであります。

主な取組といたしましては、健康診査による健康状態のチェックや生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、がん検診等を通じた疾病の早期発見と医療機関の受診を促すなどのほか、疾病の未然防止にも効果がある予防接種も重要な取組の一つと考えております。

この予防接種につきましては、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチ

ンを接種するもので、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があり、予防接種法に基づく定期接種は、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められております。

また、この定期接種は、A類疾病とB類疾病に区分されており、A類疾病は集団予防が目的とされ、接種対象となる疾病の感染力や重篤性が大きいことから、蔓延防止に比重を置き、対象者本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種について努力義務が課せられております。

ご質問のインフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、いずれもB類疾病に含まれているもので、B類疾病につきましては、個人予防を目的としており、個人の発病またはその重症化を防止し、本人の希望により接種するものでありますが、接種の努力義務は課せられておりません。

予防接種法に基づくインフルエンザにつきましては、定期接種の対象となるのは、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓等に一定程度の障がいがある方で、接種は毎年度1回行うこととされ、町では10月から翌年1月までの4か月間を接種期間として実施しており、発病予防や、発病後の重症化予防に一定の効果があるとされております。

町のインフルエンザ予防接種の過去3年間の接種率の推移であります。令和3年度は64.5%、4年度は63.9%、5年度は63.8%で接種率に大きな増減はない状況であります。

次に、高齢者の肺炎球菌感染症についてであります。定期接種の対象となるのは、65歳の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓等に一定程度の障がいがある方に対する1回のみで、対象年度の4月から翌年3月までの1年間が接種期間であり、接種により肺炎球菌による肺炎の重症化のリスクを軽減させる効果があるとされております。

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の過去3年間の接種率の推移であります。令和3年度は24.0%、4年度は28.3%、5年度は26.1%であります。

なお、定期接種となった平成26年度から令和5年度までの10年間は、65歳の方だけでなく、特例として70歳以上で5歳刻みの節目年齢の方も対象とされていたことから、令和5年度までに65歳以上の約6割の方が接種済みとなっております。

続きまして、予防接種率を上げるための取組についてであります。インフルエンザ予防接種につきましては新たな対象者に、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種につきましては対象者に対して、それぞれ個別に案内通知を送付し、確実な周知を行うとともに、「広報さかき」の保健センターだよりへの掲載や、町のホームページにおいて広く周知を図っており、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種については、未接種の方が年度内に接種するよう接種勧奨の記事も掲載しているところであります。

今後につきましても、こうした取組を継続し、対象となる方にわかりやすい記事の掲載やホームページにより周知を図り、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお答えいたします。

带状疱疹は、先ほどもお話がありましたけれども、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われており、多くは50歳以降に発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われています。治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長期間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる場合もあります。

带状疱疹ワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として、生ワクチンの弱毒性水痘ワクチンビケンと不活化ワクチンのシングリックスの2種類のワクチンが承認されております。

それぞれのワクチンの違いについて申し上げますと、まず、弱毒性水痘ワクチンビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、接種費用は8千円程度、発症予防効果は50%程度で、効果は5年程度持続されるとされています。

主な副反応としましては、5%程度の方に注射部位の痛みや腫れ、発熱などが現れるとされ、妊娠中の方や免疫を抑える治療をされている方は接種を受けることができないとされています。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は2回、接種費用は1回につき2万円程度、発症予防効果は90%以上で、効果は10年程度持続するとされており、主な副反応といたしましては、10%以上の方に注射部位の痛みや腫れ、吐き気、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされています。

こうしたことから、弱毒性水痘ワクチンビケンは、接種費用が安価で副反応は少なめであるものの、発症予防効果が低く、効果持続期間が短いことが特徴であり、一方のシングリックスは、発症予防効果が高く、効果持続期間は長いですが、接種費用が高く、副反応は多めであるといった特徴が挙げられます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、公費負担となる定期接種化が継続審議事項とされておりますが、現状では予防接種法上の位置づけのない任意接種となるため、接種費用は全額自己負担となります。

带状疱疹ワクチンの予防接種に対する、自治体の公費助成の導入状況といたしましては、今年度、全国では約3分の1にあたる635市区町村で助成を行っており、県内では、先ほどお話がありましたように、18の市町村で助成が開始されております。

こうした状況を踏まえまして、町といたしましても、带状疱疹の発病率を低減させ、重症化

を予防するワクチン接種につきまして、引き続き国や県の動向を注視する中で、この助成の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） ロ．町内の小・中学校「健康診断」についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校における健康診断につきましては、学校教育法及び学校保健安全法や、文部科学省の健康診断マニュアルに基づき、児童生徒の健康状態を把握し、必要な医療が受けられるよう、毎年度定期的実施することが義務づけられております。

ご質問の現在の小・中学校における健康診断の内容と実施状況についてであります。町内または近隣の医師を学校医や学校歯科医等に委嘱して診察を行っている学校の定期健康診断は、学校保健安全法施行規則にも定められている身長・体重や、視力・聴力、心臓疾患や尿などの検査を実施しており、心電図や尿、血液検査の結果は、外部機関に委託をし診断を行っているところであります。

また、定期の健康診断とは別に、子どもたちの将来的な肥満や生活習慣病の予防を図るために、血圧測定やコレステロール検査を実施しており、さらに今年度からは、新たに中性脂肪、ヘモグロビンA1cの検査を実施してまいります。

この検査において、疾病リスクが高いと診断された児童生徒で、個別相談を希望する児童生徒には、町保健センターの栄養士等により相談・指導を行い疾病リスクの低減を図っているところでございます。

次に、文部科学省の通知の周知についてのご質問ですが、今年1月、文部科学省から児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した、健康診断実施のための環境整備についてとする、プライバシーに配慮した健康診断の実施体制や、環境整備の考え方についての通知が発出され、町教育委員会では、通知の内容につきまして、各小中学校に対して周知したところでございます。

今回発出されました通知の内容といたしましては、先ほど中村議員さんからもありましたが、検査・診察を行う際の対応として、男女別の検査の実施、個別スペースの確保、検査に立ち会う教職員を同性とすること、待機人数を最小限とし、他の児童生徒に検査結果を知られないよう注意すること、待機時に体操服やタオルで体を隠せるように工夫することなどが示されておりますが、町内小中学校のこれらの対応といたしましては、今回の通知の以前から、おおむね通知の内容に沿った対応を取っているところであります。

また、検査・診察時の服装に関する対応といたしましては、正確な検査・診察が確保された上で、原則、体操服や下着等の着衣、またはタオル等により体を覆う、必要に応じて医師が着衣をめくり、また着衣の下から聴診器を使用する必要があることを児童生徒や保護者に説明することとされております。

この通知を受け、各小学校では、学校医と協議の上、シャツ等を着衣した状態で診察を行う

よう対応の見直しを行いました。中学校におきましては、以前から体操着での診察を実施するとともに、保健だよりにおいて保護者に通知し、不都合があれば申し出るよう説明を行っているところであります。

このほか、今回の通知では、配慮を要する児童生徒に対しては、個別の対応を行うこととされておりますが、各校とも、以前より配慮を要する場合は、他の児童生徒と日にちや時間をずらすなど個別に対応をしておるところでございます。

次に、医師会との協議事項についてのご質問でございますが、今回の通知につきましては、県教育委員会から地域医師会に対し周知が図られており、今年度につきましては、各校において、担当の学校医等と打合せをした上で、学校ごとの対応とすることを決定したところでございます。

しかしながら、今回の通知を踏まえ学校医等と事前に打合せを行った際、学校医から、着衣での診察では正確な診断ができるか不安があるとの意見がありましたので、今年度の健康診断の状況や、学校医等の見解も踏まえて、診断の正確性の確保と児童生徒のプライバシーのバランスを考慮する中で、今後、必要に応じて町内小中学校の学校医等と検討してまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、本町で実施されている予防接種について、町長より答弁をいただきました。今後、成人の皆様の予防接種の受診率がますます向上され、健康な状態で過ごされることを望むところです。

一方、帯状疱疹ワクチン費用助成ですが、なかなか進まないんですが、前向きに検討いただきたいと。それから、できるだけ早い時期の実施をお願いしたいと思います。

また、ロ、町内の小・中学校「健康診断」について、担当課長より説明をいただきました。今後、学校での健康診断については、プライバシーや人権等への十分な配慮、並びにどのような環境であれば安心して健康診断を受けることができるのか、当事者である児童生徒の声をぜひ調査していただきたいと思います。

次に、防災について質問をさせていただきます。

イ、町内用水路についてです。

この5月9日に行われました総務産業常任委員会の閉会中調査では、議長を含め7名全員で町内各所に設置されている用水路等の水門施設の現地調査を行いました。初めに、水門の概要説明について担当課より説明を受けた後、町内各所に設置されている水門である前田川放流ゲートをはじめ、前河原待井水門までの5か所を回り、設置状況や実際に水門を作動させての稼働確認などを行いました。

特に集中豪雨や台風災害の危険が高まってきている中、現状の確認及び今後の対策等に変な勉強になりました。また、記憶に新しい昨年8月豪雨で溢水した前田川放流ゲートについて

は、現地においてそのときの状況及び対応についての説明がありました。この後、質問の中で、そのときの内容なども含め、維持管理面や今後の対応などを含めた説明をお願いしたいと思います。

さらに、この6月からは梅雨の時期に入り、集中豪雨や線状降水帯による影響で危険な状況が生まれる懸念があり、また、お盆過ぎには台風シーズンにも入っていきます。災害対策で一番重要なのは、自分の身は自分で守るとの自助であることは当然のことではありますが、公助である日頃の監視体制や維持管理なども大変重要であると認識しております。そこで、三つの質問です。

防災について。町内用水路について、以下の3点質問を行います。

- 1、近年増加している台風災害や集中豪雨などに対する用水路の対応は。
- 2、現段階における用水路の水門自動化の状況は。
- 3、今後の対策について、本町の考えは。

以上、3点について答弁を求めます。

商工農林課長（北村君） 防災について、イの町内用水路についてのご質問に順次お答えいたします。

近年、地球温暖化や気候変動の影響により、台風の大型化やゲリラ豪雨の頻発化・激甚化により、これまで体験したことのないような集中豪雨が日本各地で発生する中、当町におきましても、昨年8月に発生しました集中豪雨の際は、役場の雨量計において、時間雨量最大61.5ミリを観測するなど、短時間に大量の雨量を観測し、立町区周辺の前田川では、停電により水門が作動しなかったことも重なり、河川が溢水し、床上・床下浸水の被害が発生いたしました。

町ではこれを踏まえ、前田川の放流ゲートに非常用電源装置を設置し、停電時でもゲートが作動するように水門の改修を進めております。また、今後、自動化の整備を行う水門につきましても可能な限り非常用電源装置を採用し、停電時の作動も考慮してまいります。

ご質問の台風や集中豪雨に対する用水路の対応につきまして、現在の農業用水路は、本来の農地に安定的に農業用水を供給する農業生産としての機能だけではなく、大雨時は増水した河川からの流入や周辺住宅地等からの雨水を受け入れるなど、多面的な役割も果たしています。

町内の幹線用水路にある主要な水門には、用水路を管理する土地改良区や用水組合などにおいて水門管理者を配置しており、台風の接近など大雨が予想される際には、水門管理者により事前に排水操作を行い増水に備える一方、突発的な集中豪雨の際にも水門管理者が迅速に各水門を見回り、排水操作を行うことにより、増水した用水路から周辺への溢水被害防止に努めているところであります。

また、町では昨年、河川や用水路11か所に水位監視装置を設置し、そのデータによりいち

早く危険な箇所を把握し、土地改良区や用水組合などと協力して水門管理を徹底するだけでなく、溢水被害が発生するおそれがある場合には消防団にも協力を要請し、排水作業や土のう積みを行うなどの対策を行っております。

次に、現段階における用水路の水門自動化の状況につきましてお答えいたします。既に自動化システムが整備され運用している水門は、立町区にあります前田川放流ゲートと、網掛区の六ヶ郷用水にあります表樋と払樋の2か所であります。

前田川排水ゲートにつきましては、増水時に隣接して設置してあります水位計により、上昇した水位を自動で感知し排水ゲートを開放して、埴科用水へ放流することにより周辺への溢水被害軽減を図っております。

同様に、六ヶ郷用水の表樋と払樋の自動化につきましても、用水路の増水時に水位計にて上昇した水位を自動で感知し、払樋の水門を開放した後、表樋の水門を閉鎖することにより、雨水を含む用水を全て千曲川へ放流することができ、その結果、六ヶ郷用水に網掛区、上平区周辺での多くの雨水の受入れを可能としております。

一方、現在、自動化を進めている水門は、南条地区の鼠区にあります会地排水門と金井区国道18号西側にあります中之条用水排水門、及びしなの鉄道塚田踏切西側にあります中堰分水門の3か所を町が事業主体となり進めているほか、県営事業にて六ヶ郷用水にあります小網第1水門、第2水門、第3水門、網掛区にあります大夫待井水門、上平区にあります前河原待井水門の5か所の工事を進めております。

運用開始の見込みにつきましては、会地排水門は、来月からの運用を予定しておりますが、その他の水門につきましては、農閑期での施工となるため来年度からの運用を予定しております。

続きまして、今後の対策についての考えであります。近年は短期間での局地的な大雨に対する迅速な対応が求められることから、自動化や遠隔化など情報技術を活用した水門管理が効果的であると考えております。

引き続き町内の防災上重要な水門の自動化を進めるとともに、大雨等の際に、個々の水門のリアルタイム画像により、増水の状況及び水門の開閉状況を確認する中で、状況に応じて水門操作を遠方より行う遠隔化についても研究し、効率的かつ効果的な水門管理を目指していきたいと考えております。

今後も町と地域が連携を図りながら対策を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町内用水路について担当課長より答弁をいただきました。町内を流れる大きな河川等については、国・県等の管理になっており、維持管理面を含め、その対応については難しいところが多いと思われ。しかし、今回質問いたしました用水路等は町の

管理のものが多く、日常の点検・管理が大変に重要です。災害から町民の命を守る意味からも、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回質問いたしました予防接種、学校での健康診断並びに用水路における災害対策全てにおいて共通して言えることは、当事者に寄り添った考えに立つことが重要です。

近年の豪雨災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが望まれます。

一方、日本列島は、この夏も猛暑に襲われそうです。気象庁が発表した最新の3か月予報では、6月から8月の平均気温は全国的に高く、特に8月は暑さが厳しくなると予想。気象条件次第では、観測史上で最も暑かった昨年に匹敵する災害級の暑さとなる可能性が高い。気象庁は、猛暑の一因としてラニーニャ現象の影響を挙げる。日本気象協会は、早めの熱中症対策として、エアコンの点検や体を暑さに慣れさせる暑熱順化、すなわち軽い運動や入浴など、約2時間程度意識的に汗をかくことで体が暑さに適応するようになる、を呼びかけております。

今後、当町の対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日18日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日18日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月19日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時48分)

6月19日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 4 1 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 第 2 議案第 4 2 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 第 3 議案第 4 3 号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 議案第 4 4 号 町道路線の廃止について
 - 第 5 議案第 4 5 号 町道路線の認定について
 - 第 6 議案第 4 6 号 町道路線の変更について
 - 第 7 議案第 4 7 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 8 議案第 4 8 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 発議第 2 号 地方自治法改正案に反対する意見書について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（滝沢君） 日程第 1 「議案第 4 1 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 6 月 5 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第1「議案第41号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第2「議案第42号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第43号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第44号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第45号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第46号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第47号 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第48号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発議第2号 地方自治法改正案に反対する意見書について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明を求めます。

2番（中嶋君） 私からは、発議第2号「地方自治法改正案に反対する意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、新型コロナウイルス感染症や大規模な災害対応などを理由に、閣議決定だけで、国が自治体に指示権を発動できる規定を盛り込んだ「地方自治法改正案」を衆議院で可決し、現在、参議院で審議している。

2000年（平成12年）の地方自治法改正により、それまでの国と地方自治体の関係は「上下・主従」の関係から「対等・協力」に転換した。従来の機関委任事務を廃止し、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分けた。その中で国の地方自治体への指示権は、個別法に規定された法定受託事務に限定をした。しかし、本改正案では、自治事務にも国の指示権行使を可能とするものとなっている。「大規模な災害、感染症のまん延その他」の場合、「閣議の決定を経て、地方自治体に対し、必要な指示をすることができる。」としている。

さらには「安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある場合」とも記載されています。国による指示の範囲が際限なく広がりかねない。

憲法には、地方自治を明記しており、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と、住民の意思にもとづく「住民自治」を保障している。このことから、本改正案は、憲法に抵触する恐れがある。

よって坂城町議会は、政府に対して、憲法を遵守し地方分権を明記した現地方自治法を尊重することを求め、同法案には反対である。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時15分～再開 午前10時25分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎追加日程第1「発議第2号 地方自治法改正案に反対する意見書について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

可否同数であります。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（滝沢君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和6年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月5日に開会されました本定例会は、本日までの15日間にわたり、ご審議をいただきました。

提案いたしました、専決報告、条例の一部改正、町道路線の廃止、認定、変更、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算と、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、去る3月定例会におきまして、工期の延長をお認めいただき、鋭意工事を進めてまいりました文化センター耐震補強及び大規模改修につきましては、予定した工事がほぼ終了し、今後、関係機関による検査を経て竣工となる予定であります。事業の完了に伴い、昨年7月から休止としておりました一般の利用につきましても、7月1日より再開いたします。利用者の

皆様には、長い間大変ご不便をおかけしましたが、より安全で快適にお使いいただける施設となりましたので、これまで以上にご利用をいただきたいと思っております。また、利用の再開に先立ちまして、今月28日には、議員の皆様にもご列席をいただく中で、竣工式を行うこととしておりますので、生まれ変わりました新たな文化センターをご覧いただければと思っております。

なお、7月21日には、リニューアルオープンを記念して、国内有数のチェリスト海野幹雄さんを中心とする演奏家をお招きしての「サマー・コンサート」を開催いたします。大勢の皆様にお越しいただき、音響効果も高まった新たな施設で、クラシックの美しい音色をお楽しみいただきたいと思っております。

さて、先月25日からさかき千曲川バラ公園において開催をしておりました「第19回ばら祭り」が、今月9日をもちまして閉幕いたしました。期間中は、大雨の影響により一時中断せざるを得ない状況もありましたが、バラの見頃が続き、昨年を上回る約2万6千人もの方にご来園をいただき、色とりどりのバラをご堪能いただいたところであります。

改めまして、ばら祭りの実施にご協力いただきました、実行委員会の皆様をはじめ、日頃からバラの管理をしていただいている薔薇人の会の皆様、出演・出店者の皆様、そして、駐車場をはじめ会場の設定に際しご配慮をいただきました千曲川河川事務所様など、全ての皆様に感謝を申し上げます。

来年度は記念すべき20回目のばら祭りとなりますので、より魅力的なイベントとなりますよう、皆様方のご協力を引き続きお願いいたします。

さて、鉄の展示館では、9月16日まで「第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催中であります。今年度のコンクール受賞作品を一般に公開し、現代刀職者の匠の技を通じて、総合工芸品である日本刀の世界と文化について理解を深めていただく、またとない機会がありますので、大勢の皆様にご来館いただきたいと思っております。

また、本日から21日までの3日間、日本が誇る精密加工技術などを一堂に集めた「第29回機械要素技術展」が東京ビッグサイトにて開催されております。国内外から約2,100社が出展する中、町内からも製造業7社が出展しております。活発な商談が行われ、新規取引先の獲得や受注につながることを期待しております。

今月の29日には、南条小学校音楽堂におきまして、「第46回納涼音楽会」を開催いたします。町内音楽愛好家の9団体の皆様が開催に向け準備を進めておりますので、ご期待いただければと考えております。

7月6日には、「隣保館ふれあい交流フェスティバル」を開催し、隣保館で活動するサークルの作品展示やグループ発表を同会場で行うとともに、坂城テクノセンターでは、打楽器奏者の山口真由子さんらをお招きし、ヴィブラフォン、マリンバ、パーカッションの打楽器三重奏によるコンサートも開催いたしますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

さて今年も、梅雨や台風のシーズンを迎えるにあたり、改めて防災意識の向上と、災害時における命を守る行動の周知徹底を図るとともに、自主防災活動の充実につなげていただけるよう、全区長さんを対象とした防災説明会を7月に開催し、ハザードマップの見方や、避難情報のポイント、避難行動フローなどについてご説明をさせていただく予定としております。

また、8月25日には、村上地区の皆さんを対象に、村上小学校において町総合防災訓練を実施いたします。今年度は、大型地震を想定しての各種訓練を計画しておりますので、こうした機会を通じ、町民の皆様にも、日頃から災害への備えを進めていただく契機にさせていただければと考えております。

次に、今年で47回目を迎える夏の風物詩、「町民まつり坂城どんどん」につきましては、先月21日に開催した企画委員会において、8月3日の土曜日に横町・立町通りを会場とし、昼の部では村上義清の没後450周年を記念した手作り甲冑による甲冑行列のほか、ステージ発表や子どもたちが楽しめるイベントを行うとともに、夜の部ではおどり流しなどを実施する企画案をまとめ、来週24日に開催されます実行委員会に提案することとしております。今後、坂城どんどんの準備が本格化してまいります。今年も大勢の皆様にご参加いただき、夏の一日を大いに盛り上げていただきますようお願い申し上げます。

また、8月15日には、文化センターにおきまして「第69回二十歳のつどい」を開催いたします。当日の式典には、議員の皆様にもご列席いただき、二十歳の皆様方をお祝いしていただきたいと存じます。

さて、坂城中学校では、生徒の多様性を尊重する観点から、令和7年度よりジェンダーレス制服を導入することといたしました。ジェンダーレス制服の導入に向けましては、今年1月に中学校の校長や教諭、PTAの代表者などで組織した制服検討委員会において、児童生徒や保護者に対し、制服の変更や、新しい制服デザインのアンケートを実施し、今月、新たな制服のデザインを決定したところでございます。

新たな制服は、男女ともに紺色のブレザーに、紺地のチェック柄のスラックス及びスカートで、性別にかかわらずスラックスまたはスカートを自由に選ぶことができるもので、今後、各小・中学校の参観日などで児童生徒や保護者の皆さんに、お披露目をしてまいりたいと考えております。

なお、新制服の導入にあたり、来年、中学2年生及び3年生になる生徒につきましては、移行期間として新旧どちらの制服も着用できることとし、混乱が生じないように対応してまいりたいと考えているところであります。

さて、長引く円安や不安定な世界情勢などで、燃料価格をはじめ、諸物価の高騰が続いております。今議会で補正予算をお認めいただきました、物価高騰対応重点支援給付金及び子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金、また、定額減税調整給付金につきましては、対象となる皆

様方に対し、円滑に支給することができるよう、準備を進めてまいります。

気象庁の長期予報によりますと、今年の夏も厳しい暑さになることが予想されます。町民の皆様におかれましては、小まめな水分補給や適切な冷房の使用など、屋外だけでなく屋内におきましても熱中症対策を取っていただくようお願いいたします。

議員各位におかれましても、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（滝沢君） これにて令和6年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 塚 田 舞

坂城町議会議員 水 出 康 成

坂城町議会議員 宮 入 健 誠

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|----------------|--|
| 1 | 1. 工業用地について イ. 特区申請の考えは ロ. 今後の町の考えは 2. 鉄の展示館について イ. 名称変更について ロ. 工業製品の展示について | 2 番 中 嶋 登 | 町 長 商工農林課長 |
| 2 | 1. 町のDX推進について イ. マイナンバーカードを活用したサービスについて ロ. 今後のサービスの拡充について 2. 信濃村上氏フォーラムについて イ. 開催の内容について | 12番 大日向進也 | 町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長 |
| 3 | 1. 農業振興について イ. 温暖化に対する対策支援について ロ. 農業の専門家の配置を 2. 人口増加対策について イ. 消滅可能性自治体からの早期離脱と対策について | 13番 朝 倉 国 勝 | 町 長 商工農林課長 |
| 4 | 1. 交通体系の整備について イ. 地域の交通体系づくりについて ロ. 公共交通機関の利用促進について 2. 防災体制確立について イ. 防災体制の強化について ロ. 地域防災力の向上について ハ. 食材備蓄の充実について ニ. 防災減災活動の充実について | 5 番 水 出 康 成 | 町 長 住民環境課長 建 設 課 長 |
| 5 | 1. 生活困窮者への支援について イ. 生活保護前の生活困窮者への支援は ロ. 生活保護制度について ハ. 生活保護受給者の健康診査は 2. 災害対策について イ. 災害時トイレについて ロ. 備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて ハ. 災害関連死審査会設置について | 9 番 玉 川 清 史 | 町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 教育文化課長 保健センター所長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|-------------|-------------------------------------|
| 6 | 1. デジタル教育について イ. G I G Aスクールについて ロ. 今後の教育について 2. ふるさと納税について イ. 更なる活性化に向けて 3. 詐欺について イ. 詐欺被害を防ぐために | 11番 柘津明子 | 町 長 教 育 長 住民環境課長 |
| 7 | 1. 改正地方自治法について イ. 町長の見解は 2. 町の今後の農業政策は イ. 改定食料・農業・農村基本法案の見解は ロ. 農家が希望を持てる農業政策は ハ. 有機農業の推進を 3. 介護保険事業は大丈夫か イ. 安心して介護サービスは受けられるか | 14番 大森茂彦 | 町 長 福祉健康課長 商工農林課長 |
| 8 | 1. 工業の町「坂城町」について イ. 町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について ロ. 法人町民税の推移について ハ. テクノセンターについて ニ. 企業の動向について 2. 大学との連携協定について イ. 協定を締結している大学について 3. 安全な町「坂城町」について イ. インター線開通後の状況について ロ. 町道の点検と点検結果の対応について | 6番 宮入健誠 | 町 長 総 務 課 長 商工農林課長 建 設 課 長 |
| 9 | 1. 町民の健康対応について イ. 本町で実施されている「予防接種」について ロ. 町内の小・中学校「健康診断」について 2. 防災について イ. 町内用水路について | 7番 中村忠靖 | 町 長 教 育 長 商工農林課長 教育文化課長 |

地方自治法改正案に反対する意見書

政府は、新型コロナウイルス感染症や大規模な災害対応などを理由に、閣議決定だけで、国が自治体に指示権を発動できる規定を盛り込んだ「地方自治法改正案」を衆議院で可決し、現在、参議院で審議している。

2000年（平成12年）の地方自治法改正により、それまでの国と地方自治体の関係は「上下・主従」の関係から「対等・協力」に転換した。従来の機関委任事務を廃止し、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分け、その中で国の地方自治体への指示権は、個別法に規定された法定受託事務に限定した。しかし、本改正案では、自治事務にも国の指示権行使を可能とするものとなっている。「大規模な災害、感染症のまん延その他」の場合、「閣議の決定を経て、地方自治体に対し、必要な指示をすることができる。」としている。

さらには「安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある場合」とも記載されており、国による指示の範囲が際限なく広がりかねない。

憲法には、地方自治を明記しており、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と、住民の意思にもとづく「住民自治」を保障している。このことから、本改正案は、憲法に抵触する恐れがある。

よって坂城町議会は、政府に対し、憲法を遵守し地方分権を明記した現地方自治法を尊重することを求め、同法案には反対である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月19日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

法務大臣 小 泉 龍 司 殿